

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第27号

平成28年12月14日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 鈴木尚君  
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（34名）

市長 尾崎保夫君  
教育長 真如昌美君  
企画財政部参事 田代雄己君  
市民部長 関田新一君  
福祉部長 吉沢寿子君  
環境部長 田口茂夫君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 小俣学君  
行政管理課長 木村西君  
保険年金課長 越中洋君

副市长 小島昇公君  
企画財政部長 並木俊則君  
総務部長 広沢光政君  
子ども生活部長 榎本豊君  
福祉部参事 尾崎淑人君  
都市建設部長 内藤峰雄君  
学校教育部参事 岡田博史君  
企画財政部副参事 遠藤和夫君  
総務管財課長 中野哲也君  
産業振興課長 小川泉君

子育て支援課長 鈴木 礼子 君  
子ども生活部 梶川 義夫 君  
副 参 事  
健康課長 志村 明子 君  
ごみ対策課長 松本 幹男 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
学校教育課長 岩本 尚史 君  
社会教育課長 村上 敏彰 君

子ども生活部 新海 隆弘 君  
副 参 事  
市民生活課長 大法 努 君  
環境課長 関田 孝志 君  
環境部副参事 長瀬 正人 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
給食課長 斎藤 謙二郎 君  
中央図書館長 當摩 弘 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 二宮由子君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） おはようございます。議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成28年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

食育とは、さまざまな経験を通じて食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みですから、子供から成人、高齢者など全ての世代で食育は重要な課題であり、食育の推進は健康的な食のあり方を考えるとともに、四季折々の収穫体験や、友人、家族と一緒に食べる共食を通じて得られる食の楽しさ、また地域の食材を生かした郷土料理の継承など、食育を通じて家族や地域とのコミュニケーションを広げ、豊かな人間として生きる力を身につける重要な取り組みとして考えられます。

国は、食育を国民運動として取り組むため、平成17年6月に食育基本法を制定し、平成28年度から平成32年度までの5年間の期間とする第3次食育推進基本計画を策定いたしました。本計画は、平成18年度から10年にわたり推進されてきた第1次と第2次の基本計画を引き継ぐ一方、若い世代に対する食生活改善の必要性、貧困状況にある子供の増加など、食をめぐる社会状況の変化に応じた内容となっています。

また、東京都では、国の策定した食育推進基本計画の内容を踏まえ、生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、きめ細やかなライフステージに応じた施策を講じるなど、東京都の特性に配慮した新たな視点を加えた東京都食育推進計画を策定しています。

当市におきましても、国や東京都の取り組みを踏まえ、平成22年3月に東大和市食育ガイドラインを作成し、平成27年3月には改訂版を作成、また食育推進計画を包含した東大和市健康増進計画を策定し、さらなる食育推進に努めております。

そこで、当市の食育推進の具体的な取り組みについて伺いいたします。

第1に、食育推進の基本的な考え方について。

ア、市としての食育推進の目的及び目標は。

イ、東大和市食育推進計画の位置づけは。

ウ、市民への啓発は。

第2に、食育ガイドラインについて。

ア、食生活等実態調査の結果を比較して明らかになった課題は。

イ、平成27年3月に作成された改訂版での主な取り組み及び活用は。

第3に、「第3次食育推進基本計画」及び「東京都食育推進計画」を踏まえた当市の取り組みについて。

ア、若い世代を中心とした食育の推進は。

イ、多様な暮らしに対応した食育の推進は。  
ウ、健康寿命の延伸につながる食育の推進は。  
エ、食の循環や環境を意識した食育の推進は。  
オ、食文化の継承に向けた食育の推進は。

第4に、うまかんべえ～祭の位置づけについて。

ア、現状は。

イ、食育推進関連事業として位置づける考えは。

ウ、今後の課題はなどお聞かせいただきたく、お伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、食育推進の目的及び目標についてであります。平成27年度からの東大和市食育推進計画において、食育推進の目的を市民の皆様が生涯にわたり適切な食生活習慣を確立し日常生活の中で実践できることとしております。

目標につきましては、食育に関係を持つ市民の皆様の割合をふやすことや家族と一緒に食べる回数をふやすことなど6項目を設定しております。

次に、食育推進計画の位置づけについてであります。市では健康寿命の延伸と健康格差の縮小を総合目標とします東大和市健康増進計画に食育推進計画を包含させ、市民の皆様の健康づくりに向けた食生活の環境の改善や食育を推進するための指針と位置づけております。

次に、市民の皆様への啓発についてであります。健康のつどいや食育推進事業などを実施する中で、市民の皆様に必要な食習慣の定着と健全な食生活の確立、食の安全・安心につながる正しい知識などの情報提供や教育を行い、食育推進に関する啓発を図っております。

次に、食育ガイドラインにおける食生活等実態調査結果の課題についてであります。平成19年と平成24年に実施しました小学生と中学生を対象とした調査結果からは、小学生について、朝食を食べないことがある、または食べないと回答した割合が平成19年の調査から減ってはいるものの、全国平均より高い割合でありました。また、中学生については、夕食を1人だけで食べると回答した割合が平成19年の調査より増加し、全国平均より高い割合でありました。

これらの結果から、子供たちや保護者、地域、関係機関を含め、広く対象者に正しく食育を知っていただくことが課題であると考えております。

次に、食育ガイドラインによる取り組み及びその活用についてあります。乳幼児及び小中学生にかかわる関係機関を中心に食育ガイドラインを配付し、食育推進の方向性の認識の共有を図っております。また、関係機関の取り組みなど食育推進の状況について、食育推進ネットワーク会議を開催し情報の共有を図っております。

次に、国及び東京都の計画を踏まえた若い世代を対象とした食育の推進についてあります。市では、健康のつどいのイベントの中で広く食育に関心を持っていただけるよう、東大和市産の野菜を利用しました食育

推進コーナーを設置し、啓発に努めております。

次に、多様な暮らしに対応した食育の推進についてであります。市では、栄養士を地域の団体等に派遣し、単身や高齢者、子育て世帯などさまざまな暮らしに応じた食に関する正しい知識について普及啓発を行っております。また、保健センターでは、親子や男性を対象とした料理教室を実施し、調理実習や試食を通じての食育への取り組みを行っております。

次に、健康寿命の延伸につながる食育の推進についてであります。保健センターで実施しています生活習慣病予防教室等の中で、減塩等の推進やメタボリックシンドローム、低栄養の予防や改善等について意識づけ等を図っております。

次に、食の循環や環境を意識した食育の推進についてであります。市では健康のつどいにおいて旬の食材の利用や地産地消が環境への配慮につながることに付いて、東大和市産の野菜を使った試食の機会を提供して、市民の皆様への啓発に取り組んでおります。

次に、食文化の継承に向けた食育の推進についてであります。保健センターで実施しています手打ちうどん講習会や伝統行事食の教室において、市民の皆様が郷土食や伝統的な食文化に親しみ、関心と理解を深められるような取り組みを行っております。

次に、うまかんべえ〜祭における食育推進についてであります。うまかんべえ〜祭は地域市民の交流とにぎわいの創出とともに、地元食材を活用しましたグルメコンテストなどを通して東大和市の魅力を市内外に発信することを目的に開催されております。グルメコンテストは東大和市の食文化を生かして元気で活気のあるまちにしようと企画されたものでありますので、食育推進の場として活用できるかについては検討が必要であると考えております。

また、今後の課題としましては、うまかんべえ〜祭が実行委員会により運営されていることから、参加形態、会場の設営場所や出店経費等について調整が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず食育推進の基本的な考え方について、市としての食育推進の目的及び目標はについてです。

目標の中で、食育に関心を持つ市民の割合をふやすこと、また家族と一緒に食べる回数をふやすことなど、6項目を目標設定されているという市長答弁がありましたけれども、そこで、その目標制定をされている全ての項目の現状とあと目標値を伺うのとあわせて、その目標設定のために市としてどのような事業、取り組みが行われているのか、その効果についてもあわせて伺います。

○健康課長（志村明子君） 食育推進計画における6項目につきましてでございます。

最終的な効果や判定につきましては、計画の終了時期を踏まえ、意識調査の実施などの検討とあわせて行ってまいりますので、項目や現状値、目標値、取り組みについて御説明をいたします。

1つ目は、1日当たりの野菜摂取量350グラム以上の人の割合をふやす、5皿以上摂取している人の割合をふやすにつきましては、現状値は0.9%、目標値は39%。取り組みとしましては、ポスターの掲示や各事業による情報提供を行っております。また、東京都が地域における食生活改善事業として野菜メニュー店普及推進事業を行う中で、市内登録店が平成28年度は2店舗になったことから、保健所が作成する野菜メニュー店マッ

ブなどの啓発物もあわせて情報提供をしております。

2つ目の朝食を欠食する人の割合を減らすにつきましては、現状値、中学1年生、15.4%、目標値は5%、20から30歳代男性の現状値は44.3%、目標値は15%、20歳代女性の現状値は30.9%、目標値は15%。取り組みといたしましては、乳幼児期、成人期の市民の皆様へ事業を通じて3食摂取の必要性和バランスについて啓発をしております。

3つ目の適正体重を維持する、肥満の割合を減らすにつきましては、現状値、20から60歳代男性、26.4%、目標値は26.4%以下、40から60歳代女性の現状値は16.4%、目標値は16.4%以下。取り組みとしまして、市民の皆様への啓発のほか、健康教室などにてBMIや体脂肪測定を行い、測定結果に基づき指導を行っております。

4つ目の適正体重を維持する、やせの割合を減らすにつきましては、現状値、20歳代女性、26.2%、目標値、23.6%。取り組みとして、市民の皆様へ適正体重について啓発を行っております。

5つ目の食育に関心を持っている市民の割合をふやすにつきましては、現状値67.4%、目標値90%以上。取り組みとして、市民の皆様へ食育についての啓発を行っております。

6つ目の家族と一緒に食事をとる回数の割合をふやすにつきましては、現状値59.5%、目標値71.4%。取り組みとして、市民の皆様への啓発のほか、食育推進事業や親子料理教室において親子で料理するきっかけづくりを提供しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったその6項目の中で、市長答弁のありました2項目以外にも、特に、1日当たりの野菜摂取量ですか、350グラム以上の人の割合をふやすに関しては、現状値が0.9%に対して、平成32年まで39%にふやすということは、今まで実施されているそのポスターの掲示ですとかさまざまな情報提供というだけでは目標達成までは非常に難しいと思うんですね。平成28年度から野菜メニュー店が今までなかったのが2店舗になったということですのでけれども、この野菜メニュー店に登録した場合にそのお店側にはどのようなメリットがあるのか伺うのとあわせて、その野菜メニュー店の登録に関しては所管が今お答えいただいた健康課だというふうに思うんですけど、これ、お店のことですから、所管は産業振興課と連携して取り組むほうが効果的ではあるというふうに思うんですが、このように各課、食育に関してさまざまな課と連携をして、その連携に対する協議をする場というものはあるのでしょうか。伺います。

○健康課長（志村明子君） まず東京都が取り組む野菜メニュー店に登録する飲食店にとってのメリットについてでございますけれども、メリットといたしましては、東京都のホームページまたは保健所のホームページでお店についての情報が紹介されております。現在はホームページの充実について対応中ということで、お店の外観やメニューの写真なども掲載するという事になってございます。そのほか、各イベントのマップ配付による店舗の紹介が特典として現在なっているものでございます。

そのほか、担当課ということでございますけれども、こちらのほうは東京都のほうで地域における食生活改善事業として保健所を中心に取組まれておる事業でございます。この事業につきましては市で行っております食育ネットワーク会議の構成員として立川保健所の方もメンバーに入っておりますことから、そこでの市の中での共有のほうを図っているところでございます。その中で庁内関係各課との情報の共有や連携を図れているものと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあった食育ネットワーク会議については後ほど伺いたいと思いますので、そのお店側のメリットについて伺います。

特に東京都のホームページでお店の御紹介をされているということなんですけども、例えば当市の独自の取り組みとして、東大和市野菜メニュー店というようなシールを、当市にはうまべえがいますから、うまべえを活用して作成して、その野菜メニュー店に登録していただいた店舗にシールを張っていただいて、そのシールを張っている店舗を、東京都のホームページというよりも市のホームページに載せたほうが市民の方も見やすいと思うんですね。そうすると、店舗の紹介ですとか、どういった野菜のメニューをその店舗で扱っているというような情報をぜひ市のホームページで発信をしていただく。そうすることによって、お店にとっても何らかのメリットっていうのはありますよね。情報の発信ということで、多くの皆さんがホームページを見ていただくこともできますし、またその野菜メニュー店がふえることによって東大和市としても市民の野菜摂取量というのはふえると思うんですね。そうすると、お店もいいし、市もいいし、ウィン・ウインの関係というんですか、そういう取り組みになると思うのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市民の方への情報の提供につきましては、現在市のホームページにおいても東京都のこの野菜メニュー店の掲載のページにリンクができるようになってございます。

そのほか、うまべえを活用したステッカーの作成等につきましては、保健所との調整等も必要になることから、今後それらを踏まえて調査、研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ店舗にシール、ステッカーですか、張っていただくというノウハウというのは産業振興課がお持ちだと思いますので、ぜひその産業振興課と連携して、保健所との調整も図っていただいて実施していただくようお願いいたします。

次に、東大和市食育推進計画の位置づけはについてです。

当市の食育推進計画というのは、壇上でも申し上げましたけれども、東大和市健康増進計画に包含されています。含まれている、健康増進計画の中に食育推進計画も含まれてることですよね。食育推進の取り組みというのは、市民の健康づくりに向けて食生活の改善を指針として位置づけておりますので、もちろん健康課が所管されています。関連部署との関係、連携を図りながら食育に取り組むことによって私は食育がどんどんと、今以上に広がりというか、推進されるんだと思いますので、そこで、健康増進計画に包含された食育推進計画のメリットとデメリットについて伺うのとあわせて、他市の食育推進計画の策定状況について伺います。

○健康課長（志村明子君） 健康増進計画に包含した食育推進計画についてのメリットについてでございます。

メリットといたしましては、健康づくりという包括的な施策において食育推進計画を進めることで各施策において食育推進が関連づけられ、食育推進が図られるものと認識しております。デメリットといたしましては、健康との関連が余り深くない食育項目につきましては、事業の明確な位置づけが図れない可能性があることなどが考えられると認識しております。

他市の作成状況についてでございますが、北多摩西部保健医療圏におきましては、当市を除く5市のうち3市において健康増進計画に食育推進計画を包含して作成しております。また、1市は来年度から健康増進計画の改訂にあわせ食育推進計画を統合させ、包含させる方針で進めているということでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 保健所医療圏でほとんどの市が包含して策定されているという御答弁でしたけれども、そのデメリットとして健康と関連が少ない食育の項目については事業の明確な位置づけが図れていないという、そのデメリットも市として御認識されているわけですね。

そこで、食育推進計画というのは包含させずに、地域福祉計画、ほかにもいろいろ計画がありますよね、地域福祉計画ですとか、次世代育成支援計画ですとか、農業振興計画ですとか、また健康増進計画ですとか、そのさまざまな計画と連携をして整合性を図りながら策定することで、総合的にというんですか、またこの計画的にというんでしょうか、に食育推進が図れるのではないかというふうに思うのです。

今後改めて、医療圏のほとんどの市が包含して策定されていますけれども、本市として改めて食育推進計画の策定を御検討いただけるのかどうか伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど健康課長のほうからも御答弁をさせていただきましたけれども、本市におきましてはこの健康増進計画と食育推進計画は一体のものとして策定をしております、国のほうからもこれらは単独計画として策定するというは要件とはなっておりません。本市といたしましては、やはり主眼は市民の皆様の健康の増進というところが一番主眼となって健康増進と食育の推進を図るというふうにしておりますことから、相互の計画の整合性を図りながら、総合的に推進しやすいというようなこと、それから計画を策定する際の費用とかマンパワー等についても、そこがダブらないということで、一つの計画で包含することで、そこがお金が余りかからないで済むといったようなところもありまして、そういったメリットのほうが大きいというふうに考えておりますので、今後も一体として策定するという方向性で市としては考えております。

ただ、今後計画の見直しの段階に当たりましては、先ほど健康課長のほうからデメリットというふうなことで御紹介させていただいた部分につきましては、もう少ししっかりその辺も入れられるかどうかということも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、一体のものとして策定されているということですが、独立して策定されている自治体もあるわけですね。あと包含して策定されている自治体もありますから、それぞれ市の思いというか取り組みの状況によって違うとは思いますが、改めて策定していただけないのであれば、部長の御答弁でもありましたように、次回ぜひ健康増進計画を改訂版を策定される際には、関係部署との連携、事業の位置づけを明確に示していただけるよう、その内容の充実を図っていただけるよう、これは要望とさせていただきます。

次に、市民への啓発はについてです。

食育推進事業の実施、また食の安全・安心につながる情報提供などを行っているというような御答弁でした。先ほど食育に関心を持っている市民の割合が現状値が67.4%で、平成32年までには90%以上にしよう目標設定されているということも伺いました。食育に関心を持っている市民をふやすということは、いつでも食育に関する情報が得られるような環境整備というんですか、そういうものは必要だと思うんです。

それは何かというと、一番ホームページですかね、ホームページの活用が一番市民の皆様にとっても、どなたにとっても一番情報が得られやすいツールだというふうに思います。

そこで、市のホームページ上で食育の情報提供や、また啓発に関する状況について伺います。

○健康課長（志村明子君） 食育事業につきまして情報提供についてでございますけれども、市報及びホームページにて市民の皆様へ周知を図っております。今年度からはホームページ上におきましても通年で行う事業につ

いての内容をあらかじめ掲載するような形で充実のほうを図っております。また、東京都の福祉保健局や多摩立川保健所へのリンクを張り、市民の皆様が幅広い情報が入手できるように、情報収集が行えるように努めております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、食育、栄養事業についてですか、ホームページで、あと市報ですか、周知されてるという御答弁でしたので伺いますけれども、国は毎年6月を食育月間として食育をテーマとした事業などを全国各地で開催をし、食育推進運動の普及啓発を図ること、また毎月19日の食育の日は1年を通して継続的に食育推進運動を展開して、食育の一層の定着を図るための機会として、国の定めた食育推進基本計画に定めています、この食育月間と食育の日というのを。

そこで、その6月の食育月間、また19日の食育の日に関して、市民への啓発と当市の取り組みについて伺います。

○健康課長（志村明子君） 食育の日と食育月間についての取り組みについてでございます。

まず6月の食育月間につきましては、ポスター掲示のほか、食育推進教室といたしまして手打ちうどん講習会を平成27年は6月15日、平成28年も6月15日に行っております。また、毎月19日の食育の日につきましては健康づくりの他の事業の実施等もございますから、食育に限定しての定例的な取り組み等は行っておりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 食育月間は手打ちうどん講習会ですか、食育の日は定例的に取り組んではないということですが、そもそもの食育月間と食育の日の定義というんでしょうか、食育推進運動の普及啓発の一環として市のホームページ上で情報提供、これは食育月間とはこういうものです、食育の日というのはこういうものかといった内容のものを情報提供を行う必要があると思うんです。それが食育推進の一環でありますから、と思うのですが、市の御認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 食育月間と食育の日についてのホームページ上の情報提供についてでございますが、現在のところ、それらにつきましては掲載はホームページ上ございませんことから、今後掲載に向けて検討等してまいりたいと考えております。

○5番（二宮由子君） ホームページ上というのは、市のホームページはさまざまな情報が発信されてますから、情報量のキャパっていうんでしょうか、そういうのもあって、例えば一定の期間を過ぎると情報が削除されているものというのも多くあります。削除されているからピンポイントというんですか、情報が入手しづらくなっているということも言えると思うんですね。

例えば私、今回食育に関して当市の取り組んでいる事業など、情報を市のホームページから確認しようとしても、まず市のホームページのトップページにある総合サービスメニューというんですか、そこに食育という表示がないんですね。食育は福祉ですとか健康に関連してるんだらうという想像のもと、全ての福祉・健康の情報を見るというところをクリックして、そうすると次のカテゴリー一覧というところになるんですけども、そこを見ても食育という表示がないんです。そこで、それからいろいろ考えて、じゃ母と子の健康ですとか、健康づくり事業、成人健診、健康教室など、生活習慣病予防の対策も食育だと思って、そこをクリックして初めて当市で取り組んでいる食育関連事業の情報を、それは個別ですよ、食育全てじゃなくて、それぞれの個別の事業の確認をすること、これは見つけることというんですかね、ができたんです。

また、じゃ検索機能を使ってトップページから食育って入力して検索してみますと、食育という文字から検

索されるので、例えば市議会定例会の議事録ですとか、そういった必要以上の食育に関する情報が提供されてくるんです。

そこで、市民の皆様にとってもわかりやすく使い勝手のよいホームページに改善していただきたいと思っておりますので、例えば食育の表示をトップページである総合サービスメニューにまでとは言いませんので、その次の段階の 카테고리一覧のところに食育の項目を加えていただいて、スムーズに市民の皆様が食育の情報を入手しやすい環境整備を図っていただきたいのですが、その御見解を伺うのとあわせて、わかりやすいホームページとして一つ御紹介したいんですけれども、小金井の食育情報サイト、Koganei-Styleというのがあります。このホームページは、市が委嘱した市民ボランティアによって市のホームページとは独立した形で食育ホームページ編集委員会が運営しています。このように市民の方々に役割を担っていただき、幅広く推進する取り組みもあります。また、子育てと食育の取り組みは非常に関連した事業が多いので、当市の観光子育てアプリですか、東大和スタイルというところに食育の項目を追加していただいて、食育関連事業の情報提供など、ぜひとも御検討いただきますよう、ホームページのさらなる充実と東大和スタイルの活用についての御見解を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市の広報、それからホームページの見やすさにつきましては、それぞれの部や課において常にやはりそれは私も検討して、いかに市民の皆様わかりやすくアクセス等しやすくできるかというのは常に課題で、そういった認識を持って取り組んでいるところでございます。

今、議員のほうから御提案いただいたような内容で、食育に関しましてもトップページからどうやって入ったらいかに見やすくできるか、その他の事業もそうですけれども、そういったところで全体的なバランスも見ながら、より市民の皆様わかりやすいような形で御提供できるようにブラッシュアップというんですか、改善を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、食育ガイドラインについて、食生活等実態調査の結果を比較して明らかになった課題はについてです。

小学生と中学生を対象とした実態調査の結果から、朝食を食べないと回答した児童・生徒の割合は、減ってはいるものの全国平均よりは高く、また夕食を1人で食べる割合は増加して、全国平均よりこれも高いとの御答弁をいただきました。

朝食を食べるということは規則正しい食習慣の基本ですから、学年齢が上がるごとに朝食を食べずに登校する子供の割合が全国的に増加傾向となっていますけれども、先ほど伺った目標設定された項目でも朝食を欠食する、20歳代から30歳代の男性、女性とともに朝食を欠食する割合がやっぱり傾向として増加されているということです。

これについてもライフスタイルが多様化されることによって、例えば朝食の欠食もそうですけれども、家族一緒に食卓を囲む機会が減少して、子供1人で食事をする孤食も増加して、例えば家族一緒に食卓を囲んで食べていても、それぞれ好きなものを食べるという、個別に食べるという、それは個食というんですか、個人の個の個食なんですけど、それもふえていて偏食の原因にもつながっているということです。

そこで、当市の課題となっている朝食を食べない、それと夕食を1人で食べる児童・生徒に対する課題解決に向けての取り組みを伺うのとあわせて、この生活等実態調査ですか、平成19年と平成22年に実施されていますけれども、当市と全国のそれぞれの対象学年について伺います。

○健康課長（志村明子君） 食生活実態調査の結果からの課題の解決に向けてでございますけれども、共働き世帯の増加や塾通いなど、社会状況の変化に伴うものが結果に影響していると考えております。それらに対しましては、子供自身が自主管理能力、1人でつくって1人で食べる、そういったものを身につける教育指導などが必要になってくるのではないかというような検討を食育ネットワーク会議で行っております。

また、食生活実態調査の対象学年についてでございます。

日本スポーツ振興センターが行いました全国の児童・生徒の食生活実態調査におきましては、平成19年、平成22年とも、小学5年生及び中学2年生でございました。当市が行った調査につきましては、平成19年は小学5年生及び中学2年生、平成22年は小学4年生及び中学1年生となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った実態調査の対象学年なんですけれども、その実態調査というのはそもそも同じ学年、同じ年齢で調査をして、その結果を比較して、うちでいえば当市の課題というんですか、その課題が得られるものだというふうに思うんですね。ですから、調査方法だとか年齢とかが異なると得られる結果に違いが生じてしまうのではないかと思います。

そこで、平成19年と平成22年で対象学年が異なってしまった経緯について伺います。

○健康課長（志村明子君） 平成22年に当市が行った食生活実態調査における対象学年が全国と異なってしまった経緯についてでございますが、当初は前回調査や全国調査に合わせて小学5年及び中学2年生に行う予定としておりましたけれども、この年度はほかに全国規模でのアンケート等の調査が重なりまして、教育委員会等とも調整し、児童や教職員の方への配慮等により対象学年を変更した経緯がございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあった全国規模のアンケートですか、その全国規模のアンケートでしたら、他の自治体も同じ条件なはずですよ。でも他の自治体では対象学年が変更されたという情報もありませんので、じゃ他の自治体ではそういった事情も十分考慮された上で、関係者に御協力をいただいたんだと思うんです。

当市としてさまざまな御配慮をされた事情というのはわかりましたが、実態調査はデータとして後々残るものですので、調査を実施する際は関係部署の御協力をぜひともお願いしたいと思います。

次に、平成27年3月に作成された改訂版での主な取り組み及び活用はについて伺います。

乳幼児、小学生にかかわる関係機関に食育ガイドラインを配付して、また食育推進ネットワークを開催して情報共有を図っているとの御答弁をいただきました。

乳幼児、小学生にかかわる関係機関というと、保健センター、保育園、幼稚園、小学校、中学校などで食育ガイドラインというのをどのように活用されているのか、具体的な事業を伺うのとあわせて、食生活実態調査の結果を比較して明らかになった課題から改訂版では新たにどのような事業を取り組まれたのか伺います。

○子ども生活部副参事（梶川義夫君） 初めに、公立保育園——狭山保育園といたしまして、食育ガイドラインの活用についてお答えさせていただきます。

狭山保育園では、食育ガイドラインに基づきまして年齢に応じた取り組みを行っております。乳児期につきましては、ガイドラインに基づき、楽しい雰囲気の中で食事をする、いろいろな食べ物の名前を教える、スプーンやフォークを使い、成長に合わせて箸を使い始めるなどの日常の保育の中での食育指導を行っております。

幼児期につきましては、これら日常の保育での食育指導のほかに、日本の伝統的な食文化について伝えるを

もとにしまして行事食の紹介を行い、作物の栽培や収穫を体験するをもとに園内で野菜の栽培を体験させるとともに、市内の畑を借りまして芋掘り体験を行っております。

また、体と食べ物の関係を知るをもとにいたしまして、保育園で手づくりの腸の模型を使いまして、子どもたちに視覚的に訴えまして腸の働きを教えるなどの指導を行っております。さらに、簡単な調理をするということをもとにいたしまして、カレーなどの調理保育を行っているところでございます。

以上でございます。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 食育ガイドラインの活用でございますけれども、ガイドラインに沿った内容の給食だよりの作成、放送内容資料の作成や児童・生徒による校内放送などを実施しているところでございます。

具体例といたしましては、食育ガイドラインの中の目標の一つに地域の産物や食文化について知るというのがございますけれども、この目標に対しまして地場野菜の使用を献立表に掲載する、学校での食育等で地場野菜の利点や農家の方が苦勞してつくっている話などをする、日本の食文化について給食だよりにおせち料理の説明を掲載するなど、そういった活用を行っております。

また、各学校におきましては食に関する指導の全体計画を毎年作成しておりますが、食育ガイドラインを参考にして、各教科、領域の指導内容と関連づけながら、全学年において指導をしております。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 保健センターにおきましては、食育推進教室において小学4年生から中学生を対象として、家庭においても一人で朝食や昼食、お弁当づくりをするきっかけづくりや体験の機会の提供を目的とした教室を実施いたしております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁から、まず保育園の取り組みについて伺いますが、ガイドラインに基づいて、乳児期ですか、いろいろな食べ物の名前を教えるというふうに御答弁いただきましたけれども、これ、いろいろな食べ物の名前を教えるというのはどのように教えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○子ども生活部副参事（梶川義夫君） 乳児期におきます食育指導でございますが、給食を食べてる中で、グループごとに子供たちに給食をとっていただいておりますが、一人一人担当の、担任の保育士がつかます。その際に、食べ物の名前を、例えばおみそ汁の中に入っている具材、こういったものを名前を伝えながら給食をとっていただくというような、給食の時間を利用した食育指導でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 給食をいただいているときに食べ物の名前、食べながらっていうんでしょうか、これはお豆腐ですよとかいう感じだと思うんですけども、これは乳児期に限らず幼児でもそうですし、その年代に合わせた形で教えていただいていると思うんですが、切り身のお魚ばかり食べてる子供がお魚が切り身で泳いでるって思っているっていうショッキングな事例があるように、食べ物の実際の姿が今の目の前のものとなつながらないということも、そういう事例もあるように、幼少期から食育を積極的にこれ取り組んでいないのが原因ではないかというふうに思うんです。

そこで、できる限り、給食を食べてるときでもいいんですけども、できる限り、お野菜でしたらば、お芋でしたら、サツマイモ掘りもされているということですけども、ナスだとかピーマンだとかあると思うんですけども、そういったできる限り実物を手にとって、それでそのお野菜の名前だったり、魚はなかなかつかめかどうかわからないんですが、図鑑を見たりだとか、要するに実物とこのものという違いというものも明

らかになるような食育指導をお願いいたします。

次に、給食課なんですけれども、地域の産物や文化について知るとい目標に対しての取り組みが行われていることなんですけれども、児童・生徒自身が食に関心を持って食事の重要性というものを理解をしていれば、おのずと給食の残食ですか、食品ロスというのが減ってくると思うんですね。

そこで、給食の残食量について伺うのとあわせて、残食、食品ロス削減の取り組みですか、それについて伺います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず給食の残菜率でございますが、過去3年間程度でございますけれども、平成25年度が14.65%、26年度が13.20%、27年度が14.15%で、現在今年度、今現在直近でございますけれども、昨年の今現在が15.3%、今現在が14.9%ということで、今現在でいいますと昨年よりは若干減ってる状況にはございます。

残菜を減らす取り組みでございますけれども、例えば大豆とかが残りやすいと、そういった場合などには刻んでシチューに入れたりとかそういった工夫、あと議員のほうからお話がございました食育月間——6月と、食育の日——毎月19日、これにつきましては全てのメニューを完食することとして、汁物などは多少残っても大丈夫なんですけれども、この条件に合ったクラスを表彰する食べ残しゼロ賞、そういったものの実施、あと各校、全校ではございませんけれども、各学校におきましてはペロリ賞などの実施をしております。また、食育指導で身近な畑でとれた野菜を実際に現物を紹介しまして、当日の給食で使うということで児童が関心を持って食べてくれるようにするなど、さまざまな取り組みのほうを実施させていただいております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 食べ残しゼロ賞とか、さまざま取り組んではいらっしゃると思うんですけれども、そんなに効果が上がっていない、残念ながらね、数字を見る限りでは。一番言えるのは、おいしければ残食は残らないと思うんですね。おいしい給食であればみんなおかわりをしたりとか、ああおいしかったね、とってもおいしいねっていうふうに感じていただくようなやっぱり給食というものの提供をぜひお願いしたいと思います。

次に、健康課ですけれども、先ほど御答弁いただいた食育推進ネットワーク会議ですか、その位置づけとメンバーについて伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 食育ネットワーク会議の位置づけと構成員についてでございます。

食育ネットワーク会議は、市民の皆様の食育推進を図るために保健教育分野を初めとするさまざまな分野が連携して情報提供の体制を確保し、効果的な食育推進の活動を実施することを目的として位置づけられております。また、構成につきましては、多摩立川保健所、産業振興課、保育課、第一・第二給食センター、指導室、健康課の7部署となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 立川保健所の職員の方以外というのは市役所の職員の方ってということでしょうか、7部署の方々がメンバーというふうに御答弁いただきました。であるならば、食育推進ネットワーク会議というのは庁内関係部署間での情報収集というんですか、あと情報共有の場であって、食育推進ネットワーク会議が掲げる地域全体に働きかけるネットワークを構築するためには、私は学識経験者だとか、医師会、あと歯科医師会ですか、また食育に関連する地域の団体や市民の方、食育に興味を持ってる市民の方など、その幅広い見識を持った方々から意見聴取をして、また関係団体と連携した食育推進に取り組むべきではないかと考えますが、御見解を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま健康課長のほうからも御答弁させていただきましたが、食育推進ネットワークの会議につきましては、現場の担当の職員を中心に、食育の取り組みの具体策についての評価とか、それからこのガイドラインの活用について検討するようなことを目的としております。

食育推進計画は、先ほど来御答弁させていただいておりますとおり、健康増進計画に含まれているということでございますので、健康増進計画全体の進捗管理等を行うのが地域福祉審議会の中の健康増進部会というものを設置しております。またこのほか、健康づくりの推進会議というものも設置しております、その中に医師会、歯科医師会や薬剤師会を初め商工会等さまざまな方々が来ておりますので、そのところで検討をするというような形になろうかと思えます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 部長の御答弁の中の地域福祉審議会ですか……や、健康づくり推進会議には医師会ですか保育園園長会、また商工会など専門性を持った委員の方がいらっしゃいますので、それぞれの会議の中で課題というの、議題というの多いと思うんですね。そうだと思いますけども、ぜひとも食育に関しても活発な御協議をお願いしたいと思います、含まれてますから、健康増進計画の中に。ですから、食育推進計画に関しても時間をとっていただいてぜひ御協議いただきたいと思えます。

次に、第三次食育推進計画及び東京都食育推進計画を踏まえた本市の取り組みについての若い世代を中心とした食育の推進はについてです。

御答弁の中で、健康のつどいのイベントで地元産の野菜を利用した食育推進コーナーを設置して啓発に努めているというふうに御答弁をいただきました。毎年健康のつどいというのは福祉祭と同日に保健センターで開催されておりますけれども、このイベントが若い世代である20歳代、また30歳代を中心とした食育推進の取り組みとしてどの程度効果的であると考えられるのか伺うのとあわせて、その健康のつどいの実施内容、また参加者数と参加者の年代について伺いたいと思えます。

○健康課長（志村明子君） 健康のつどいにつきましては幅広い市民の方を対象に行っております。平成28年度の全体の参加者は809名でございました。そのうち20歳代及び30歳代の方は57名、全体でいうと7%となっております。

また、健康のつどいの実施内容につきましては、食育コーナーを設け、地元産野菜を用いたスープの試食を行い、健康上適切な塩分を実際体験していただくことによって、御家庭のスープの味と比較していただき、素材を生かすことによって薄味でおいしく味わえるということを体験していただく機会として実施しております。

また、効果につきましてでございますけれども、アンケートを行いまして、その回答で、食育コーナーが役に立ったという回答が147名の方がございました。そのうち20歳代、30歳代の方は20名ということで13.6%でございました。

これらのことから、市内で収穫される野菜の味わいや健康とされる塩分量を知っていただくきっかけとなったというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 健康のつどいの参加者809名で、20代から30代が57名、全体の7%ですか。数値だけ見ると、7%の方々の参加率で若い世代を中心とした食育推進の啓発、取り組みを行ってらっしゃるというふうに胸張って言えるかどうかということなんです。少なくとも来年度以降、この健康のつどいのあり方というんですか、内容というんですか、それを若い世代に向けた事業内容に変更するのか、ここの健康のつどいが若い世

代を中心とした食育推進の取り組みですよというのであればなんですけれども、啓発のあり方を変えるですとか、改善するですとか、そういう必要性があると思うのですが、御見解を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 健康のつどいにつきましては、やはり市民の方皆様全体を対象として、楽しんでいただきながら御自身の健康増進を図っていただくというのが主目的でございますので、特に20代、30代ということに限定するというようなことは考えておりません。

ただ、今の数値の部分については、全体的なところで市民の皆様に、皆さん多くの方に来てはいただきたいと思っておりますけれども、若い方々も来やすいような工夫というものは引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 市民の全体の皆さんというのであれば、私の質問に対する答弁にはなっていないですね。私は、若い世代を中心とした食育の推進はどういうものを当市では取り組んでいますかって聞いていますので、そこで健康のつどいのイベントですって言われてこの数字ですから、それでしたらば、ほかの取り組みを行っていらっしゃるものでしたらその御答弁もいただきたいですし、今の御答弁だと、市民全体、もちろん809名、健康のつどいに参加された方の20代、30代が57名ですから、それ以外の、その多くの方々もほかの世代ということですよ。多分高齢の方が多いんだと思うんですけども、そういった世代の方々も楽しみながら参加できるイベントとして位置づけられているのであれば、これは違うと思います。改善のほうお願いいたします。

次に、多様な暮らしに対応した食育の推進はについてです。

栄養士の方が派遣要請に応じて市内各地で暮らしに応じた食育の啓発を行って、保健センターでは男性や親子を対象とした料理教室を実施し、食育の取り組みを行っていただいておりますとの御答弁をいただきました。

少子高齢化が進んで社会環境が変化する中、高齢者の単身世帯ですとかひとり親世帯、また貧困の状況にある子供がふえて、先ほど壇上でも申し上げましたように、1人で食事をする孤食というのがふえています。また家族が食卓を囲んでともに食事をとりながらコミュニケーションを図り、食べる姿勢ですとか、姿勢が悪いんじゃないですとか、箸の使い方、ちょっと箸の使い方が悪いわよとか、食事の行儀作法ですとか、マナーといった基本的な、基礎的なというんですか、食習慣を身につける、食育の原点とも言える家族との共食が難しい状況になっています。

そこで、御答弁のような栄養士の方の食に課する正しい知識についての普及啓発も大切な取り組みだというふうには思いますけれども、食育の原点とも言える家庭や地域、みんなで楽しく食事をする共食の推進が多様な暮らしに対応した食育推進の取り組みとして重要ではないかというふうに思うのですが、当市の共食の取り組みについて伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨今、ひとり親世帯や貧困の状態にある子供への共食への取り組みということで、子ども食堂というものが全国的に設置をされて活動されてると思っております。共食への取り組みの一つでもあると考えておるところでございます。

市内におきましては、南街で南親会といううまかんべえ～祭から活動が始まりました団体がございまして、南街の自治会の集会所におきまして、昨年、平成27年9月から毎月第一と第三火曜日に南街子ども食堂を開いておるところでございます。

市としましては、市の施設へポスターの掲示、それから広報等でお知らせしたり、情報の提供、さらにはチラシの配付等を行ってるところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 高齢者の方に対する共食、ともに食べるというような取り組みに関しましては、市では平成28年6月から市内で一番高齢化率が高い清原の東京街道団地の中のシルバーピアの団らん室を活用させていただきまして、日ごろ外出の機会が少なく食事に不安を抱えていらっしゃる高齢者の方を対象に、高齢者の会食事業としてゆうゆう亭きよはらというものを社会福祉法人のお力をかりながら実施しているというところでございます。

また、保健センターにおきましては、これは全体的なことになるんですけども、保護者の方々への教育というような部分で、ともに食べる共食の大切さということで、乳幼児健診や食育栄養事業を通じまして食事に関する教育等を行っているところでございます。その中で、親子などで一緒に食べることが子供たちへの心身の発達へ影響する、そういった重要性についてなど、そういったところのともに食べることの大切さ、共食の推進というようなことで情報提供と意識の啓発というものを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 部長の御答弁の中で子ども食堂というのが御紹介ありましたけれども、子ども食堂というのは民間が中心となって全国的に広がっているものですので、市が共食の取り組みとして子ども食堂をやっていますというふうにも言われても、民間の方が一生懸命頑張っていて、ポスターの掲示ですとか市の施設に情報提供などされているようですけども、そうではないのかなというふうに私は思いますので、済みません。また、その子供向けにも共食に対する取り組みもしっかりとお願いしたいと思います。

この共食なんですけれども、みんなで楽しく食事をする共食というのは、その次の項目の健康寿命の延伸にもつながりますので、ぜひとも共食に対しては積極的な取り組みをお願いしたいと思います。高齢者向けの共食もそうですし、またサロンというのも一応お茶を飲んだりとかしますけれども、皆さんで集まってわいわいとお話をしながら、楽しみながらお茶を飲む機会もありますので、ぜひそういった取り組みのほうもよろしくお願いいたします。

次に、健康寿命への延伸につながる食育の推進についてです。

保健センターで生活習慣病予防教室などを実施されているとの御答弁でした。

生活習慣病というのは死因の6割、また国民医療費の約3割を占めて大きな影響を与えていると言われております。その多くは不健全な生活の積み重ねによる内臓脂肪型肥満となって、これが原因となって引き起こされるものですが、これは個人が日常生活の中での適度な運動、栄養バランスなどに配慮した食生活の実践や、よくかみ味わって食べるなどの食べ方の改善、また禁煙によって予防することができるものです。生活習慣病というのは、不規則な生活や栄養の偏った食事を続けることが起因となって働き盛りの年代層での発症が中心となっていましたが、近年では成人してない子供の生活習慣病の発症例も報告されています。このように、世界有数の長寿国である日本の課題でもある生活習慣病予防の取り組みは、健康寿命の延伸に着実につながります。

生活習慣病予防には、市長からの御答弁がありましたように、本市としてもさまざま取り組まれております

けれども、生涯にわたって心身の健康を確保しながら健全な食生活を実施するには、栄養のバランスに配慮した主食、主菜、副菜というものを組み合わせた食事をとることが重要だというふうには私は思っております。ですので、ぜひとも若い世代への啓発というのを積極的に取り組んでいただけますよう、これは要望とさせていただきます。

次に、食の循環や環境を意識した食育の推進はについてです。

若い世代を中心とした食育の推進同様に、その健康のつどいにおいて東大和市産の野菜ですか、地場産の野菜を使用した試食会を開催して啓発に取り組んでいるとの御答弁をいただきました。

地産地消に関しては、直売所ですとか、学校給食ですとか、あと収穫体験ですか、さまざま取り組みを活発に行っておられます。今回はそういったものではなくて、環境を意識した食育の観点から、食品ロスに対する取り組みについて伺いたいと思います。

2015年の国連の報告によりますと、世界では約8億人の人々が飢餓や栄養不足に苦しんでいます。その一方で、我が国では、世界全体の食料援助量である約320万トン大きく上回る年間約642万トンに及ぶ食品ロスが発生し、そのうちの半分は家庭から排出されています。これは日本人1人当たり換算すると、毎日おにぎり1.5個分を捨ててしまっている計算になります。

このように、世界的な食糧問題の改善に向けた取り組みとして、食品廃棄物の発生抑制などをさらに推進する食品ロスの削減が不可欠であり、国民の一人一人がもったいないというものを意識して行動するなど、食品ロスの現状や削減の必要性について幅広く市民の皆様にも周知する積極的な取り組みが必要だというふうに思います。

以前、他の議員からフードドライブの取り組みについての質問がありましたけれども、今回私は福井発の全国で250自治体が賛同している食べきり運動というものをぜひ当市でも取り組んでいただきたく、御提案をさせていただきます。

食べきり運動というのは、家庭や飲食店から出る食品ごみを減らそうと、宴会やパーティーなどで食べ残しを減らすための30・10運動ですか、あと宴会5箇条というのを作成して、福井県が10年前から推奨している取り組みです。

この宴会5箇条というのは、第1条として、出席者の性別や年齢などをお店に伝えて適量注文に心がけましょう、第2条として、酒宴——お酒の席ですか、酒宴では開始30分、終了10分など、席を立たずにしっかりと食べる時間をつくりましょう、これが30・10運動です。第3条として、料理がたくさん残っているテーブルから少ないテーブルへ料理を分けましょうと。第4条として、幹事さんや司会者の方は宴会中に食べ残しのないようにしましょうと声をかけましょう、第5条として、食中毒の危険のない料理を持ち帰り用として折り詰めなどで注文するなど食べ残しがない注文の工夫をしましょうということです。この5つが宴会5箇条ですね。また、飲食店には、少量サイズ、適量のメニューというんでしょうか、大盛りだけじゃなくて、小さな御飯の設定もしましょうとか、そういうことなんですが、持ち帰り用のパックの提供などを要請しています。

この運動に賛同しているのは東京都や23区中は9区、また26市中でいいますと、八王子市、立川市、青梅市、小金井市、町田市、日野市、国立市、東久留米市、多摩市の9市で忘年会、新年会シーズンに向けておいしい食べきり運動全国キャンペーンとして、食べ残しゼロへの取り組みを行っています。

これぜひ当市としても、今や忘年会、新年会シーズンではないですけども、これから取り組むとしたら暑気払いですか、そのシーズンに向けて食べ切り運動に賛同して、外食店舗での食品ロスの削減、また市民の意識

改革に向けた取り組みとして、これもうまべえを活用していただいて、ポスターにうまべえが、料理がたくさん残ってるテーブルから少ないテーブルに料理を分けるべえとか、何かそういうのもいいんですけど、そういったことで活用していただいて御検討いただき、食べ切り運動に賛同していただきたく御見解を伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました、前段のほうでのフードドライブ、こちらにつきましては本年11月5日、6日に行われました産業まつりにおきまして、食品ロスを削減する一環といたしまして実施をいたしますとともに、市民の方にもこういった点の周知を図ったところでございます。2日間でレトルト食品、保存食、缶詰など179品、約50キロ回収いたしまして、南街こども食堂、こちらですとか、セカンドハーベスト・ジャパンのほうにお渡しをいたしまして有効活用をいただいたところでございます。

また、今後段のほうでお話ございました食べ切り運動につきましては、全国各地で行われているということも承知してございますし、つい最近では立川市で廃棄物の減量を目的とした協力店を募集しているというような報道もあったということも承知してございます。

当市といたしましては、食品ロスの取り組みをここで始めたばかりでございます。今後食べ切り運動を実施するにいたしましても市内の飲食店の協力が必要となりますことから、関係団体と調整するなど、どのようなことができるか、この点も含めまして研究をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、先ほど申し上げました野菜メニュー店とそのおいしい食べ切り運動ですか、それに賛同いただける飲食店などの募集などあわせて行っていただければというふうに思います。

次に、食文化の継承に向けた食育の推進はについてです。

保健センターで実施している手打ちうどん講習会や伝統行事食の教室を開催しているというふうに御答弁をいただきました。

そこで、この手打ちうどん講習会、その参加者どのくらいいらっしゃるのかということと、あと伝統行事食教室の内容について伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 手打ちうどん講習会につきましては、郷土食についての講話の後、実際に実習を行い手打ちうどんをつくって食べていただくような内容となっております。またその中でも東大和産の野菜、果物、旬の野菜の栄養についてもあわせて講話を行っております。また今年度はゆでまんじゅうについても手打ちうどん講習会の中で郷土食として御紹介のほうを行わせていただいております。

参加者につきましては、平成25年度は15人、26年度、18人、27年度、23人、28年度は23人で行いました。また、伝統行事食の教室としましては、平成25年度は子供でもつくれるおせち料理を行い参加者は8人、それからひなまつりメニューをつくらうということで、こちらのほうは参加者が24人ということでございました。今年度は2月に基礎から教わる和菓子づくりという内容での教室を予定しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この食文化の継承に向けた食育の推進の取り組みとしての手打ちうどん講習会なんですけれども、これは先ほど伺った6月の食育月間の取り組みの一つでもありますけれども、今の参加者の状況を伺う限り、もっと市民の方に関心を持っていただけるような工夫が必要ではないかというふうに思うんです。

そこで、うどんをつくるですから、あんまりそんな100人もということにはいかないんでしょうけれども、講習会の定員、どのくらいの定員を募集されているのかということと、あと募集方法について伺いたいのと、あわせて定員以上の申し込みがあった場合の対応について伺います。

○健康課長（志村明子君） 手打ちうどん講習会の募集方法、定員等についてでございますが、毎年5月15日号の市報またはホームページで募集しております。定員はおおむね調理室が使える20人とさせていただいております。これまでのところ、定員を超えてのお申し込みのほうはございませんでした。参加者が23人となってございますのは、こちらは保育つきで行ってございまして、実際試食のときにはお連れになったお子さんもあわせてお食べいただいている、そういったことからこのような数となっております。

回数の増加等につきましては、今後の事業の申し込み状況等により検討を行う必要が出てくるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 先ほど食育に関心のある市民の割合を67.4%から90%以上にふやすというふうな数値目標も伺いましたが、その数値目標を達成するには、あらゆる方法を使って市民の皆さんに食育に関心を持っていただくような取り組みが必要だと思うんです。もちろんその一つとして市の事業に参加していただくというのも一つの方法ですので、手打ちうどん講習会ですか、うち、東大和市ではうどん文化と言われておりますので、うどんを新しく東大和市に住まわれた方々にぜひともうどんの打ち方というんですか、の講習会の応募方法、募集の方法ですか、にも工夫をしていただいて、ぜひ定員オーバーするように、2回、3回と回数をふやさなくちゃその募集された方を皆さん講習会に参加していただけないのよぐらいな悩みことがあるようなぐらいなぜひ取り組みをしていただきたいというふうにお願いをいたします。

日本人の伝統的な食文化の和食というのが平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。和食を後世に伝えるためにも、食育を通じた伝統食材を生かした郷土料理や伝統料理、またその地域や家庭で受け継がれてきた料理や味つけ、箸を正しく使った食べ方や食事の作法など、伝統的な食文化を次世代の子供や孫たちに伝える役割というのが私たち大人にあるのだというふうに思っています。またその役割を市民の皆さんにもぜひ理解していただくためにも、現在行われている手打ちうどん講習会などの取り組みだけではちょっと足りないのかなというふうに思います。

そこで、来年4月より新学校給食センターの運営が開始されまして、個別食器も導入されますので、ぜひそのお箸の使い方とか食べ方の作法なども含めた形で食育の推進を図っていただきたく、またその一例として、毎月19日の食育の日というものに対する取り組みをまだ当市では行っていませんので、児童・生徒の給食の献立に郷土料理や伝統行事食を一品提供していただいて、食事の、先ほど申し上げた箸の使い方とか、そういった作法、和食文化を改めて確認する機会になれば、伝統的な料理や作法を子供たちに伝える継承につながる新たな当市としての食育の推進の取り組みになると考えますが、御見解を伺います。

○給食課長（斎藤謙二郎君） まず現行のセンターの運営方法でございますけども、食材の納品などの関係から、現在第一給食センターで日々2コース、第二センターで2コース、新センターにおきましては3コースで予定をしております。その中から同一日に全ての学校で同一の給食を提供するというのがちょっと困難な状況にございます。そのため、給食としては毎月何日という形ではなく、年間を通じて和食のよさに気づける給食を提供したいと考えてございます。

また、現在も冬至、正月、節分やこどもの日など、日本の伝統行事に関係した給食を提供したり、東大和市の地場産野菜を活用したとちやなげ、山梨のほうとう、沖縄のタコライスなど郷土料理の取り入れをしておりますので、そういったことを引き続き実施するとともに、来年度からは新学校給食センター稼働に伴いまして、個々食器、導入されますので、そういった食事の作法などにつきましても、今までの指導をさらに充実で

きるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 学校給食センターなんですけども、現行では第一、第二、各2コースですか、新しいセンターでは3コースの献立を予定されているので難しいという御答弁ですけども、先日、新学校給食センターの施設見学に伺った際に、さまざまな調理機械ですよ、工場みたいでしたから、を見学させていただきました。その御説明の中で7,000食提供されるということですけども、私自身、どの学校も同じメニューだと思っていたんですね。思い込みというんでしょうか。なのに同一メニューが難しいということですから、であるならば、これ3コースということですから、1コース目は郷土料理を提供し食文化を知るコース、2コース目は地場野菜や農家の苦労話などを紹介する食に関する感謝の気持ちを持つコースですとか、3番目は栄養バランスのとれた食事の大切さや健康と食事の大切さを知るコースみたいな形で、コースは順番にテーマを設けた形で、毎月19日に食育の日に何らかの形で食育推進の取り組みを継続的に実施をしていただくことで伝統的な料理や食文化、また食品ロスの削減など、食育の重要性が子供たちに伝わると思うのですが、ぜひとも御検討いただきたく、再度御見解を伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新しい学校給食センターにおきましても、稼働後も現在と同様に市のほうで献立を責任を持って担ってまいります。

調理については民間に委託いたしますので、そのノウハウも活用しつつ、今御提案のありました和食への理解を深める、あるいは栄養バランスに気をつける、あとは地場野菜のこれだけ活用されている、また先ほども残菜率を減らすというさまざまな食育の充実を今後とも図ってまいりたいと考えております。今御提案のありました3つのコースというのも一つの御提案ということで受けとめさせていただきます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、毎月19日の食育の日にはそれぞれの学校で何らかの食育推進の取り組みが行われているようにぜひとも御検討いただきたいと思います。

次に、うまかんべえ～祭の位置づけについての現状はについてです。

地域住民の交流とにぎわいの創出、また地元食材を生かしたグルメコンテストを通じて東大和市の魅力を発信する目的で開催されているという御答弁をいただきました。

今まで5回開催された中で、年々来場者がふえて非常に盛り上がっているように感じられます。年々来場者がふえるということは、それだけうまかんべえ～祭が回を重ねるごとに多くの皆様から楽しくて行ってみたいイベントだっていうふうな認識をされているのだと思います。多くの来場者のうち、お一人で来られている方もいらっしゃいますけれども、来場者の多くはお友達同士ですとか御夫婦、あとお子さん連れの家族など、複数で来場をされています。皆さんグルメコンテストに出店された地元食材を生かした食べ物を購入され、休憩所ですとか、休憩所に入り切らない方は地面にシートを引いて、車座になって友人同士や御家族そろって、これはおいしいわねとか、ちょっといまいちだわってというふうと一緒に召し上がりながら笑顔でコミュニケーションが図られる、その共食というんですか、これこそ共食だと思うんですけど……が、ごく普通に推進されています。

また、元気ゆうゆう体操のブースでは、生活習慣病予防として体を動かす体操を通じた健康寿命の延伸につながる取り組みが行われ、また農業委員会のブースでは、農産物の直売や友好都市喜多方米の販売協力として、購入された方々に農業委員が育てたエダマメの苗を差し上げて、各御家庭でエダマメを育てながら、自然の恩

恵に対する感謝の心ですとか食に対する関心を高める取り組みが行われています。

このようにうまかんべえ～祭では既に食育推進関連事業の取り組みが実施をされているんです。なので今回うまかんべえ～祭を食育推進関連事業として位置づけていただきたく取り上げをさせていただきました。

次のうまかんべえ～祭を食育推進関連事業として位置づける考えはについてですが、実行委員会が主催されているので検討が必要という御答弁もいただきました。ぜひともその実行委員会の中で今申し上げたように既に食育推進の関連事業は取り組んでいらっしゃる旨をお伝えいただいて、食育関連事業として実施できるように御検討いただきたいと思います。

また、もし今申し上げた内容でも御協議されてもちょっと難しいなというのであれば、先ほど来いろいろとる私申し上げますけれども、若い世代を中心とした食育の推進は、福祉祭と同日に開催される健康のつどいで啓発に努めてるという御答弁もいただきましたけれども、もううまかんべえ～祭と福祉祭の集客数ですとか、あと世代別の年代を、来場者の年代を比べても圧倒的にうまかんべえ～祭のほうが若い世代を中心とした食育の推進啓発を行うには適しているというふうに思います。

また、食文化の継承として、主食、主菜、副菜、汁物ですか、それがそろった食事の作法についてのゲーム感覚で楽しめるブースを設けるなど、遊びながら食育を学べるさまざまな取り組みが考えられると思います。そうすることによって幅広い世代に向けての、若い世代だけではなく、高齢者の方、子供まで、幅広い世代に向けての食育推進につながるんだと思いますので、ぜひともうまかんべえ～祭を食育推進関連事業として位置づけるよう努めていただきたく、御見解を伺います。

○市民部長（関田新一君） うまかんべえ～祭を食育推進の位置づけにということでございます。

先ほど来お話が出てございますとおり、当市のイベントの中でも一番集客数が多いということで、また御質問者からございましたとおり、年々お客様の数がふえてきているということは認識しているところでございます。

また、地元産の食材等を使ってコンテストを行ったり、そういうことも行っておりますので、地元にはこういう野菜があるんだということも周知するという観点では食育の一端を担ってるのかなという考え方もとれるというふうに思いますが、先ほども市長のほうから御答弁もいただきましたとおり、うまかんべえ～祭の目的が観光事業としてにぎわいを創出する、また地元食材を活用した企画による市の魅力発信ということが大きな目標になってございますので、今後食育推進という観点からこの事業をどういうふうにしていくかということにつきましては引き続き実行委員会のほうで協議をお願いしたいというふうに考えてございます。

また、食育推進につきましては、関係部署もございますので、そちらのほうとも協議を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ御協議のほうよろしく願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

うまかんべえ～祭自体が実行委員会が運営されているので、参加形態や会場の設営場所などの協議が必要という御答弁をいただきました。そこで毎年イベントの規模が大きくなって来場者がふえるということは、主催者側というんですか、にすればすごいうれしい限りですけども、会場の大きさによっては来場者の安全性が本当に守られているのかですとか、どこまでこのうまかんべえ～祭の規模を大きくしようというふうに考えているのか、またその会場の設営場所として今回の会場レイアウトは今回と同じなのか。実はグルメコンテストの場所が、ブースの下に桜の木の根っこがあってすごく足元がおぼつかないような状況のブースもありました

ので、そういった点の改善ができるのかですとか、例えばうまかんべえ～祭を食育推進関連事業として位置づけた場合には、じゃ私もぜひ参加したいわという参加団体がふえる可能性というのもあると思うんですね。そういう場合の対応が可能なかどうかの4点を伺います。

○市民部長（関田新一君） 現在のは規模等もございますし、来場者の安全が保てるのかというふうなことで関連して4点ほど御質問をちょうだいをいたしました。

現在の会場のレイアウトでございますが、実行委員会が会場のレイアウトも含めましてイベント関係者とともに最善の対策をとっているということで、今のところ大きな事故等も起きずに楽しいイベントとなっているというふうに承知をしているところでございます。

先ほども御質問者のほうからございましたとおり、今年度のグルメコンテストのコンテスト会場というんでしょうか、あそこにつきましては、確かに足元が悪くてちょっと歩きにくい、また下に小さな木等があつて足を引っかけるようなところもございましたので、何とかその会場についてはもう少し平らな部分でできないかということは事務局も入りました実行委員会の中でもお話が出ているというところでございます。

ただ、まだこれからは、今現在ではその会場のことにつきましては検討中ということでございますので、より安全なところ、安全が保てるところで実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、公園部分を、さらに平らな公園部分で行おうというふうなことになりますと、やはり給排水の関係ですとか、そういう問題もいろいろ出てまいりましたので、引き続き公園事務所のほうとも調整を図る必要があるというふうには認識しているところでございます。

また、祭りの規模でございますが、意識的にどんどん大きくしていこうということではなくて、やはり参加団体等の申し込み等の件数に応じまして自然と規模が大きくなってきているということでございます。どこまでふやすかというのは会場のキャパシティの問題もあると思いますので、引き続き実行委員会と調整を図っていきたいというふうに思っております。

また、参加団体がふやせるというふうになったときに、もちろんどちらにしても会場には限りがございますので、調整を図りながら、その限られた会場の中で有効に市民の方々に楽しんでいただく、また市外から来られる方にも楽しんでまた来年もこようというふうな気持ちで帰っていただけるような楽しい会場とするように、引き続き実行委員会と調整を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 足元の安定した、ちょうどフィールドというんでしょうか、非常に広い場所がありまして、そこも活用させていただけたらば、より多くの市民の方が安心してまた、お祭りも一体感を持ったお祭りになれると思いますので、ぜひともその件も含めて御検討いただきたいと思います。

今回、食べ切り運動への参加ですとかホームページの改善、またうまかんべえ～祭の事業拡大など、食育推進に向けてさまざまな御提案もさせていただきました。ぜひとも御検討いただき、食育推進に積極的に取り組んでいただきたく、最後に市長の御見解を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 食育に対するいろんな御意見をいただき、その中で私どもももう一度考えなきゃいけないというような部分もあったかなというふうには思います。

私ども市のほうは、国の定めております健康寿命の延伸あるいは食の循環、環境への配慮と食文化の継承といった食育推進の方針に沿いながら、当市の実情や特性をその中で生かしながら、市民の皆さんを初め大勢の方々の主体的な参加や協力をいただきながら連携して食育推進に取り組んでいきたいというふうには思っております。

おります。

ちなみに、食べ切り運動というのは余りよく知らなかったんですけども、私ども東大和にはもったいないみんな食べよう運動というのが、運動まで行ってないんですけども、一応キャッチコピーがあるんですけども、全国的にはそういうことなんで、私どももその辺のところをもうちょっと前面に押しやっていければなというふうに思っています。

それから、食育ということで、栄養だとか健康の維持だとか、いろんなことが言われていますけど、私は昔から食育ってということは生きていくということではないかなと。要するに食は生きるということ、命をいただいて命を育んでいるということが食育ということで、命の大切さを伝えることが重要ではないかなというふうな思いも持っています。

これからもいろんな御意見をいただきながら、皆様方と一緒に食育、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） ありがとうございます。

食育推進計画にも目標値も設定いただいておりますので、ぜひその目標達成に向け、計画的に事業を進めるには、やはり重要なのは、健康課だけでなく関連各部署と連携した取り組みが重要となりますので、ぜひともより充実した食育推進事業に取り組んでいただきたく要望いたします、以上で私の今回の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2 番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、開かれた市政と市民の知る権利の保障について。

①情報公開制度のあり方と体制について。

②市の施策の検討内容と検討過程・決定過程をどのように市民に開示していくのか、市民参加をどう得ていくのか、現状と考えを伺います。

ア、施策全般について。

イ、公の施設の管理運営のあり方検討委員会について。

ウ、市有地等利活用検討委員会について。

エ、3市共同資源物処理施設の整備に係る累増する市の負担増について。

ア、3市共同資源物処理施設の整備費用は、当初予算で18億7,920万円でした。ところが、提案図書作成条件書を示して複数のプラントメーカーから見積をとったところ（本年7月4日）、30億円から40億円という見積額となり、大幅に当初予算を上回ることとなりました。その後プラントメーカーなどと調整を重ねて、11月10日の3市市長・組合管理者会議において、整備費用7億1,280万円、同設計・施工監理業務委託費3,564万円の補正予算を組んで対応することが決定されました。本年7月4日以降11月10日までの間に、市として検討し

た内容と経過について伺います。

2、参議院宿舍跡地や都営東京街道団地の創出地など国、都、市有地を活用した福祉施設やスポーツ施設などの整備について。

①東大和市内の国、都、市有地の活用については今大きく動き出しています。福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスとして毎議会で取り上げています。9月議会以降の推移と市の対応、考えについて伺います。

②市有地等利活用検討委員会での検討について伺います。

3、市民の交通権の保障について。

①南街等のバス減便について、内容と対応について伺います。

②市民の交通権保障の観点から、公共交通やちよこバス、コミュニティタクシーについての市の考えと対応について伺います。

4、18歳以下の子どもと高齢者の医療費無料化について。

①18歳以下の医療費助成制度や高齢者の医療費助成制度を実施している自治体の状況について、市の認識を伺います。

②実施についての市の考え方を伺います。

以上です。

再質問については自席にて行います。よろしく申し上げます。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、情報公開制度のあり方と体制についてであります。情報公開制度は、住民参加による公正で透明な行政運営を目的として行政文書の効果を請求する権利を定めてあるとともに、行政に関する情報の一層の公開を図るものであります。

当市の情報公開制度は平成2年10月の東大和市情報公開条例施行に始まり、平成16年1月に同条例の全部改正を行って制度を確立し、適正な運用に努めております。

次に、施策全般についての検討過程や決定過程の市民への開示や市民参加についてであります。例えば市民の皆様は審議会、懇談会等に参加していただき御意見を伺って内容を検討しているものがあります。また、施策の内容に応じて最終的な決定前に市民説明会を実施する場合やパブリックコメントにより意見を伺っているものなどがあります。

このように施策の内容に応じて実施する方法は異なりますが、市民の皆様と市が施策の目的や内容を共有することは重要であると考えております。

次に、公の施設の管理運営のあり方検討委員会についてであります。この検討委員会の所掌事務につきましては、公の施設の管理運営に関する事、指定管理者制度の導入に伴う移行計画の策定に関する事などとなっております。これらの事項について検討し、その結果を市長に報告することとしている内部の検討組織でありますことから、検討過程におけます開示と市民参加を得ることにつきましては実施の考えはございません。

次に、市有地等利活用検討委員会についてであります。この検討委員会の所掌事務につきましては、市有地等の利活用に関する事等となっております。これらの事項について検討し、その結果を市長に報告することとしている内部の検討組織でありますことから、検討過程におけます開示と市民参加を得ることにつきま

では実施の考えはございません。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設についてであります。小平・村山・大和衛生組合では、平成28年5月に作成した（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事提案図書作成条件書に基づき、平成28年7月4日までに複数のプラントメーカーから提案を受けております。しかし、衛生組合では、提案内容とあわせて提出された見積額について予算額を超える内容であったことから、その後、メーカーヒアリングや技術評価を実施した後に補正予算の額等をまとめられたと説明を受けております。

本事業につきましては衛生組合の予算で事業を実施していることから、適宜衛生組合から説明を受けるとともに、市の考えや意見などを伝えております。さらに、小平市及び武蔵村山市の考えも伺った中で、総合的に検討したものであります。

次に、国、東京都及び市有地の活用についてであります。国有地の桜が丘3丁目の警視庁教養訓練施設予定地につきましては、今後市の利用計画を策定する必要があります。また、桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地につきましては、国が介護施設整備のための国有地のさらなる活用を進めており、引き続き検討をしております。

次に、都有地の活用についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、地区の課題を踏まえ、都市マスタープランに即したまちづくりを推進するため、都市計画変更等の準備を進めているところであります。

次に、市有地の利活用についてであります。みのり福祉園の跡地につきましては子ども生活部において検討を進めております。

土地の利活用につきましては国有地、都有地とあわせて総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、市有地等利活用検討委員会における検討についてであります。平成28年1月20日に開催された検討委員会において、みのり福祉園跡地の利活用の方針について検討が行われ、その結果については検討委員会から報告を受けております。

また、平成28年11月24日に開催された検討委員会において、介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応についてを議題とし、引き続き検討を行うこととしております。

次に、西武バス路線のダイヤ改正についてであります。平成28年10月、西武バスは当市の南街地域路線についてダイヤ改正等を実施しております。主な内容といたしましては、芝中団地線を商業施設の立地するバス停であります南街に乗り入れることや、南街線につきましては利用者数を勘案した減便を行ったとのことです。このうち南街線の減便につきましては再考を申し入れましたが、利用者の漸減に改正を望めないことにより実施されたものであります。

次に、ちょこバス、コミュニティタクシーなどの公共交通についてであります。ちょこバスは公共交通空白地域の解消を主な目的として運行しておりますが、市内の一部の地域には依然として公共交通空白地域が現出しております。

東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインは、これらの交通空白地域での計画のあり方を示したものであり、地域、市及び運行事業者が協働でコミュニティタクシーなど地域にふさわしい交通を検討することとしております。

次に、18歳以下の子供の医療費無料化についてであります。東京都都内では千代田区、日の出町、奥多摩町、神津島村が18歳以下の医療費無料化を実施しております。子供の医療費助成制度は自治体ごとに制度が異なり、区部との地域間格差が生じていることから、都制度による所得制限の撤廃及び補助率の引き上げ等につ

いて、東京都市長会を通じ要請を行っているところであります。

なお、18歳以下の医療費無料化につきましては、引き続き調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の医療費無料化についてであります。東京都内では日の出町が無料化を、檜原村が半額の医療費助成を実施しております。現役世代と高齢者がともに支え合う後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の方々にも御負担をいただく必要がありますことから、75歳以上の方への医療費助成制度の実施は現状では考えておりません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（尾崎利一君） それでは、再質問を行います。

今回私自身が情報公開条例に基づいて情報公開請求を行いました。幾つか感じたことがありますので順次質問します。

今回公の施設の管理運営のあり方検討委員会と市有地等利活用検討委員会の設置以降の会議録要旨などについて10月18日に請求しました。条例では14日以内に公開決定しなくてはならないとされていますが、その期日は11月1日というふうに説明受けたわけですが、2日にも間に合わないということで、実際に受け取ったのは4日の午後、一部を受け取り、残りを受け取ったのは1カ月おくれの11月29日と。一部まだ来ていませんが、これはどうも不存在ということのようです。期日をきっちり守って市民の知る権利に応えるということも市の大切な仕事ですので、必要な応援体制もとって今後しっかりと対応していただくようにまず要求しておきます。

それで、②以下のところですが、公の施設の管理運営とか市有地等利活用検討委員会について、情報を外へ出す、市民参加とか情報を適宜出していくというつもりはないという御答弁でしたけれども、私は資料を情報公開でいただいて、これだけ重要な会議なので概要だけでも適宜公開するなど改善が必要なんではないかというふうに考えています。

それでまず、公の施設の管理運営のあり方検討委員会についてですけれども、他の議員からの一般質問でもあり、ことし8月10日、やまとあけぼの学園及び子ども家庭支援センターについては指定管理者制度または業務委託、桜が丘図書館と清原図書館については指定管理者制度を導入することが決定され、導入時期は平成30年4月1日とされています。今回は内容ではなくて情報公開のあり方という点で幾つか伺います。

子ども家庭支援センターについての検討経過なんですが、平成18年度には当面は現状維持とされていました。平成21年度には導入しないと決定され、平成22年度の中間報告では民間活力導入困難と市長に報告されて、市長も了承していると。困難の理由としては、児童虐待などの相談業務は正規職員が警察、児童相談所と連携をとり、個人情報に配慮して業務を行っているためというふうにされています。

ところが、5年後の平成27年7月22日になって、突然子ども家庭支援センターが俎上になり、次の会議、これは11月11日ですが、ここで方向性としては確認されてしまうと。この際に、過去の決定や当時の議論について振り返って検討したという形跡は全くありません。しかし、バツがマルへと正反対の結果を導き出した重大な態度変更ですから、検討されなかったはずはないと思います。こういう重大な態度変更の理由をこういう情報公開で資料をとっても市民は知ることができないのか、それとも資料請求のやり方が悪くて、この経過を知ることは別の情報をとれば市民にとって可能なのか、端的にお答えください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討経過の公表についてであります。さきに市長から御答弁をさせていただいておりますが、この検討委員会の所掌事務といた

しておりますが、公の施設の管理運営に関する事、指定管理者制度の導入に伴う移行計画の策定に関する事などとなっております。これらの事項について検討し、その結果を市長に報告することとしております。市長に報告を行うという内部の検討組織でありますことから、意思形成過程にあることにつきましては、その過程を公表する考えはありません。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） これは子ども家庭支援センターについて意思決定の中身そのものもいいか悪いかということではなくて、結論が正反対になっている。しかも、少なくともこの会議の会議要録を見ると、それについて振り返った様子がないということでは、やはり市民から信頼を得て行政を進めていくというふうにならないのではないかとこのように私は思います。

それから、4つの施設の民間活力導入を平成30年4月1日をめどに実施することを指定管理者制度等導入第2次移行計画で決めて、これが8月9日に市長決裁を受けています。そして、翌8月10日の市長決裁で、やまとあけぼの学園と子ども家庭支援センター、桜が丘図書館、清原図書館について民間活力の導入が決定され、導入時期は平成30年4月1日をめどに検討するというふうにされています。この大変重要な決定だと思うんですが、これについて情報公開請求することなしに市民が知ることというのはできたのでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 指定管理者制度等導入第2次移行計画につきまして、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の会議の結果を取りまとめたものであります。検討委員会の委員長から市長に報告をいたしましたものとなっております。この報告を踏まえて、市長からやまとあけぼの学園と子ども家庭支援センターについての民間活力を導入すること及び桜が丘図書館と清原図書館につきまして指定管理者制度を導入することについて、おのおの検討を進めてほしいとする通知を所管部署に発信しております。検討を進めることを指示あるいは依頼をするものとなっている通知でありまして、市の決定事項ではないことから、内部の検討の過程にあることとされます。そこで市民の皆様への周知はいたしていません。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） それでは、そういうふうになると、この市長の8月10日の決裁文書にどう書かれてあるかということですが、やまとあけぼの学園及び子ども家庭支援センターについて民間活力を導入すること並びに桜が丘図書館及び清原図書館について指定管理者制度を導入することを決定したい、決定してよろしいかということに対して市長が決裁しているわけですから、決定しているわけです。それで、続いて、各施設における民間活力の導入及び指定管理者制度の導入時期については、この第2次計画にある平成30年4月1日をめどに検討するものとするというふうになっています。教育委員会や子ども生活部に対する文書でも、方針として決定した、については民間活力の導入に向けて検討を進めてくださいということですから、これは市として決定をして、これに基づいて各部署で検討に入るというふうには読み取れるわけです。

ホームページの庁議決定等々を見ても、こういう決定について一切出てこないということになってます。市の情報公開条例の前文に掲げられている市民に知る権利の尊重のもとに市政に関する情報が十分に提供され、市民が市政に対した的確な判断を行うことができるようにしなければならない、このことが市民参加による公正で透明な開かれた市政運営を可能とし、もって市民の理解と信頼を得ることとなるという、この精神から見ても改善が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、8月10日の市長が発信した文書の内容ということで御質問のほうございましたけど、8月10日の文書の市長のそれぞれの、子ども生活部長あるいは教育委員会教育長に対します内

容につきましては、今尾崎委員がおっしゃったように方針は決定ということで通知を申し上げたところでございます。現在それぞれの担当部署におきましてそれぞれいろいろな方法論、いろいろなやり方をもってして、例えば担当部署でのいろいろな考え、あるいはそれぞれ利用者の方の意見であったり、あるいは市民のかかわりの中でのいろいろな情報をもとにそれぞれの部署での考えをまとめるというのが今の時期でございますので、最終的にそういうような報告あるいはいろいろな情勢、市がその時点で置かれてる状況、そういったものを踏まえて最終的な決定というふうな運びになりますので、決定という言葉が幾つかそれぞれの段階で出てきますが、今は市長が方針を決めて、それでそれぞれの部署で検討に入ってるというような御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 次の市有地等利活用検討委員会についても同様なんですけれども、副市長が委員長になっていて、全ての部長が構成員になっていると。その場で決定をされ、市長に報告される。市長が決裁をおろすと該当する部が検討に入る。それがどうなってくるか。庁議に出てくるのは条例化するときに出てくる。これがホームページに公開されるのは1カ月、2カ月先ですから、議会で既に条例として出てきて、そのときにならないと市民は知ることができない、というこういう仕組みになっているわけです。これで本当に検討過程を市民の前に明らかにしながら、市民の参加を得て行政を進めることになるのか。ですから、こういう仕組みである以上、やはり各それぞれの会議の概要だけでも、こういうことを検討したということだけでも市民に知らせ、市民がああこういうことをやっているのか、資料をとってみようということでも能動的に動いて情報を得るということではあるかもしれませんが、そういうことが必要なんではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども申し上げた部分がございますが、今担当部署でいいますと子ども生活部、それと教育委員会の社会教育部におきましてそれぞれ検討がされているというところでございます。それは先ほど申し上げたとおりでございますが、それぞれスケジュールの部分、日程的な部分というのは当然考えながらの進め方になると思っておりますが、それぞれの部で検討していく中で、当然それに関係しますそれぞれの機関等の関係もございまして、決定の方法もそれぞれあると思っております。そういった中で、市民の方の意見を聴取する部分も出てくるでしょうし、また利用される方の考え等もお聞きする部分というのが出てくると思っておりますので、その段階で市民の方にはいろいろな接点が設けられるというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） しかし、その市民に意見を聞くときに、方針として決まったってことは言えないわけですよね、先ほどの答弁からいえば。そうすると、どういうことかわからない、実際にこれ、市民アンケートなんかもこういういろんなことを検討するために途中とったりしてるわけですけども、市民はそういう意図があるというのはわからずにアンケートに協力するということになってるわけで、やはり本当に市民の参加を得るってということにならないのではないかというふうに思います。

ウの市有地等利活用検討委員会にかかわってですけども、これについては1月20日ですかね、検討委員会で結論を出して市長に報告をしています。1月28日に報告してるのかな。それで、2月3日に市長が決裁を出してるわけですけども、これも決定してよろしいかっていうことに対する決定です。委員長から、みのり福祉園跡地の利活用の方針の検討結果について、別紙1のとおり提出されたので報告すると。これを受けて、次のとおり決定したいということで、みのり福祉園跡地へやまとあけぼの学園を移転することを優先して検討する。移転とあわせて子育て支援を行う施設に活用することを検討する。利活用開始時期は平成30年4月1日を

めどとして、子ども生活部において調査、研究を進める。この結果を市長に報告するというので、この決裁に基づいて2月3日に子ども生活部長にのみ福祉園跡地の利活用の調査、研究についてということで市長から指示がおりているということです。

私はこの決定の後、3月2日、6月7日、9月13日に市議会でこの問題を取り上げています。ところが、市長はみのり福祉園跡地について、やまとあけぼの学園の移転を優先して検討するという決定があったにもかかわらず、答弁で明らかにしていません。9月議会に至っては、先ほど紹介した公の施設の管理運営のあり方検討委員会の報告でやまとあけぼの学園と子ども家庭支援センターをみのり福祉園跡地で民営化するというのを決定していたのに、これについても答弁しなかった。これはなぜでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君）　みのり福祉園跡地の利活用の調査、研究につきまして、市有地等利活用検討委員会の報告を踏まえ、市長から子ども生活部長に通知をいたしました。その通知をした段階が現在も同様に続いておりますが、内部での調査、研究が行われている過程にあります。意思形成過程にある状況と捉えられますので、決定事項ではありません。このことから、御質問にありました定例会におきましては、おのおの適宜対応を図っていくこと、検討を進めていくこと、検討をしていることというように答弁をさせていただいております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君）　私は情報公開制度で入手した文書に基づいて質問してるわけですが、市民が当然の権利として知り得る情報に基づいて今聞いています。そういう情報を議会で議員が質問しているんです。情報公開で出てくるような文書の内容を、なぜ議会で答弁しないのか。議会を軽視しているということになるんじゃないかと思えます。

しっかりと見解を伺いたいわけですが、今御説明ありましたが、3月議会では私が国、都、市有地をめぐる動向について市の認識と対応を伺います。市長は、市有地等利活用検討委員会において適宜対応を図ってまいります、こう答弁しています。6月議会では私はこう聞いてるんです。みのり福祉園や2つの給食センター、市営住宅など、今後その活用が課題となる市有地について市の考えを伺います。答弁は、みのり福祉園、2つの学校給食センターにつきましては喫緊の課題として捉えております、いずれも市有地等利活用検討委員会において検討を進めてまいります。9月議会はこう答弁しています。現在はみのり福祉園の跡地あるいは第一・第二学校給食センターの跡地につきましては、それぞれ優先順位を持った中で市内の市有地等利活用検討委員会で検討を現在進行形でしているというような状況でございます、こう答弁しています。全部この検討委員会で検討するとか検討中って言う答弁です。

しかし、事実はどうか。2月3日に検討委員会は結論を出してるんです。検討委員会では検討してない、検討が終わってるんです。で、市長に報告をして、担当する部が検討に入ってる。だから、私が聞いてることに答えてないだけじゃなくて、事実と違う答弁をしているということになるんじゃないですか。見解を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君）　ただいまの件は、今尾崎議員がおっしゃったような答弁ということで、それぞれの段階で検討という、大きなくくりの中では検討というふうに申し上げてはおりますが、その3カ月、3カ月ごとの状況の中で施設名等の部分というのが出てくるというふうに認識しております。今この段階、12月でお話となればそういうふうなことを言われるかもしれませんが、その都度3月議会、6月議会、9月議会、それぞれの状況の中で私どもは真摯に市議会議員の皆様へ御説明をしてというふうな形をとっております。それぞれの状況が3カ月ごと、1カ月ごと、1週間ごと、1日ごと、いろんな状況で変化はしてきます。ここで10

月1日に総合福祉センターも開設した次第でございます。その後、みのり福祉園がどういうふうな形っていうことで具体的になるというような、そういう状況等も踏まえまして、また国有地、都有地、市有地、尾崎議員のほうにはいつも御説明申し上げてますが、市内の区域全体のそのような土地の利活用についてもいろいろな情報のもと、いろいろな状況のもと考えていくという答弁もいたしております。そのような全体のことも踏まえまして、その都度の御答弁をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は市の議会での答弁が事実と違うではないかという重大問題について指摘をしているんです。9月議会で、これは企財部長の答弁だと思いますが、現在進行形で検討委員会で検討してる、こう答弁してるんです。だけど、利活用検討委員会は2月に結論出して、子ども生活部のほうがこれを、市長の命を受けて検討に入っている。利活用検討委員会の手は一旦ここで離れてるんです。このとおりにいかなかったらまた利活用検討委員会に戻ってくるかもしれません。しかし、一旦離れている。それを検討中という答弁をしている。今議会でも中野議員の郷土博物館の質問に対して検討してないっていうことを答弁されましたけども、これも繰り返し検討してます。例えば東京都が西武造園に狭山丘陵の管理を委託すると。郷土博物館と郷土美術館と狭山丘陵を一体として民間活力導入できないかというようなことも含めていろいろ検討してます。だから、事実と違う答弁が行われてるのではないかというふうに私は考えてるわけです。これは重大な問題だと思ってます。

ですから、私の質問と、それから市の側の答弁と、もう一度きちっと調べていただいて、必要があれば謝罪をし、答弁を変える、正すという対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 私が答弁した内容についてはその都度確認をしながら、その定例会ごとの一般質問に対しましての答弁としておりますので、現在進行形というような言葉等も使っておりますけれど、それは内部の検討の中で委員会が開催されない中でも事務局としていろいろな調整あるいは情報収集等を行ってるという中で、総体的に検討という大きな言葉を使っておりますので、その辺の部分については、その都度、その都度、答弁については真摯にお答えを申し上げてるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） この問題は、私は私の質問に対して事実と異なる答弁を市が行っているという指摘をしていますが、市の側はこれを認めないという状況です。それから、とりわけ市民が情報公開を請求すれば開示される情報、これを議会の場で市議会議員がただしても、これにきちっと答弁しない、これをどう考えるかっていうことについてはまだ答弁がありませんでした。

この問題は、市と議会のあり方にかかわる大きな問題だというふうに考えてますので、後刻、代表者会議なりしかるべく取り上げていただきたいと思っております。他の会派代表者とも改めて議長のところに申し入れに伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、全体通じて感じることは、この検討委員会という手法は、副市長が委員長になって、部長が全員所

属すると。それで、そこで決定をして市長の決裁を受けて、あとは所管部がやって条例化されて初めて表に出てくるということで、庁議決定にもその間は一切出てこないということで、市民の目からやはりこういう流れが隠されてしまう仕組みになってるなというのを私は感じるわけです。なるべく情報を隠したいっていう感じを、議会での答弁の様子を、この間の答弁も踏まえて感じるわけです。それではやはり市民参加で東大和市政前に進めていくというふうにならないのではないかとということで、ぜひ改善を求めたいと思います。

次に、エのところ、3市共同資源物処理施設の整備にかかわる累増する市の負担増についてのところに行きます。

これについては、市として検討した内容と経過のわかる全ての資料をっていうことで資料要求しましたが、3つばかり資料が出てきました。この資料についてですが、何月何日の何という会議で使われた文書で、そこには東大和市から誰が参加していたのかということのを伺います。東大和市がこの件について持っている資料はこれしかないという理解でいいのか、これだけの文書だけで事の適否を判断したのかという点を伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 配付のほうをさせていただきました資料、こちらまず最初に（仮称）3市共同資源物処理施設仕様書（案）の概要、こちらの資料につきましては本年10月25日に開催されました3市ごみ処理事業推進本部会議、こちらの会議において配付された資料であります。出席につきましては、こちらの会議は各組織市の副市長及び廃棄物処理主管部長が構成メンバーとなっておりますことから、当市においては副市長及び環境部長が出席したものとなっております。

また、この3市ごみ処理事業推進本部会議、これは昨年度まで従前、3市共同資源化推進本部会議と呼んでいたものが、今年度に入りまして、（仮称）新ごみ焼却施設、こちらのほうも今後一体として施設整備をしていく関係から、会議の名称等がちょっと変更になってるものでございます。

次に、右上に平成28年11月と記載されました（仮称）3市共同資源物処理施設の仕様の概要及び、最後になりますが、平成28年11月10日の日付の記載のございます（仮称）3市共同資源物処理施設整備費の補正予算について、こちらの2点の資料につきましては、本年11月10日に開催されました3市市長及び組合管理者会議、こちらの会議において配付され用いられた資料で、出席につきましては組織市の市長となっております。

なお、このほかに、配付させていただいたのは3点ということでございますが、（仮称）3市共同資源物処理施設整備工場の仕様書案等の資料もあるわけではございますが、1点目には契約案件であるということ、また衛生組合のほうからも余り公にされては困るというような話をいただいておりますことから、資料提供については今回配付をさせていただいた3点となっております。

また、事業、補正予算等が入った中での適否の判断ということでございますが、11月の組合定例議会の前に衛生組合におきまして理事者が開催されております。したがって、本事業につきましては当市1市のみの事業ではないということがございますので、小平市長、武蔵村山市長も入った中で、衛生組合の理事者会において議論が行われ、その総合的な判断のもと進行しているということでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） もう一つ資料要求したんですけども、各段階での決裁文書と附属資料というふうにしたら、ないということでした。私の資料の要求の仕方が悪かったのかもしれませんが、この件に関する決裁文書はないと、市の中でですね、ということです。しかし、この一連の流れ、壇上で言いましたけれども、この一連の流れを市として容認するという決定は、そうすると、いつ誰がこの当市の中で行ったのか、市のホームページ、10月までの庁議が出ていますけれども、一度も庁議では議題に上っていないっていうふうに見えま

す。11月に入ってどうだったか知ることはできませんけれども、この点について伺います。

○環境部長（田口茂夫君） まず従前からお話をさせていただいておりますけれども、市といたしましては既に基本的な事項といたしまして3市共同資源物処理施設は焼却施設や不燃粗大ごみ施設と一体的に整備することともに、市民の皆様から排出される廃棄物を適切に安定的に処理するためには必要な施設であるということをもう既に判断をしております。

また、今回の件の内容につきましては、衛生組合から予算額の増額の理由、増額金額も明確にされ、さらには環境対策に関しましては地域連絡協議会における協議内容も含め維持されているというふうに説明を受けてございます。また、他の議員の一般質問におきまして御説明をいたしました、現在の支出経費とのコスト比較なども担当部長のほうでさせていただいて試算をさせていただいております。また、小平市、武蔵村山市とも意見交換を行い、最終的な判断を行っているということでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は市民への情報がどう開示されてるのかっていうところで聞いてるんで、今言ったような検討や判断はどういった責任ある場所で行われたんですか。少なくとも資料として出てきてないわけです、今の答弁にあること。それはどこで誰がいつ判断し決定したんですか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほどもごみ対策課長からお話をさせていただきましたこの金額の内容等につきましては、最終的には衛生組合の理事者会、こちらで議会提案にされる案件として最終的な判断がされております。その中には、先ほども御答弁がありましたように、尾崎市長もその会議には出席をいただいております。そのようなことから、副管理者としての御判断もあるかというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は東大和市としてどういう判断をしたのかっていうことを伺ってるんです。副管理者としての判断を伺ってるわけではないんです。それをいつどこで誰が判断し、決定したのかっていうのをさっきから聞いてるんです。それを答えていただければいいんです。

○環境部長（田口茂夫君） 繰り返しの答弁になりますけれども、市といたしましては、衛生組合からこの金額等につきましても何度か口頭等での説明を受けてございます。そういったところの中で、市といたしましては予算額増額に関する明確な理由、環境対策に関しましては協議会における協議内容も含め維持すること、その上で金額の縮減の対応を図っていただきたいというふうな形で衛生組合にも御要望させていただいております。

そういった内容が先ほど御説明を申し上げました平成28年11月10日、こちらにおいて配付されております（仮称）3市共同資源物処理施設整備費の補正予算についてということでもとめられているというふうに説明を受けてございますので、そういったところで判断をしているということでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ちょっと繰り返しますけれども、市は数百万円の手数料値上げだって庁議で決定しているわけです。今回どういうことかという、2年前は13億円だった整備費が18億円になり、それが30億円か40億円かという話になって、最終的には2年前の2倍の26億円、この2年間で整備費用が倍増してるという問題なんです。それが市民にその検討過程が、いつ誰が判断をしたのか答弁できないという事態にあるというのは問題だと思いませんか。起債と一般財源の増額で5億円、東大和市の分担金への影響額で1億1,653万円、国からの交付金も2億1,000万円ふえることになります。これ、交付金だって国民の税金、私たちの税金なわけです。

今度の出来事で多くの方々がさまざまな懸念を抱きました。30億円から40億円という見積もりを26億円に削り込む段階でどのようなスペックダウンがあったのか、それで大丈夫なのかどうか、提出された資料では明らかになっていません。10倍の費用がかかるはずの焼却炉の整備の見込みはどうか、焼却炉の整備を優先して直ちに着手すべきではないかという意見も出ました。逆に、焼却炉の整備時期をオリンピックの終了後一定時期までおくらせるべきではないか、こういう意見も出たわけです。当然の私はこれらは懸念だと思いますよ。これらのことについて市の中ではどんな検討がなされたのでしょうか。いつ誰がどこで行ったのか伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 事業費そのものが上がるということで、こちらについては先ほど来環境部長からも答弁がありますように、3市市長組合管理者会議、こちらのところでこの資料をもとに議論を重ね、その後、組合には組合としての議会がございますので、そちらに議案として提出をするための意思決定をそれぞれの首長がしてるというふうにそこは御理解いただきたいと思います。

最終的に議案として組合議会に提案をさせていただいて、結果として補正予算が可決されたというところの経過でございます。そういったところも踏まえた中で判断をいただいたところでございます。

○2番（尾崎利一君） 結局、るる御説明ありましたが、市長が判断したということ以外は、いつ誰がどこでどう検討したのかということについては答弁がありませんでした。私はこれだけのことが集団的議論に基づかずに決定されてるということは驚きです。

共産党市議団は、杉並区、それから寝屋川市、寝屋川市のほうには2回行って、健康、環境被害に対する周辺住民の方々の懸念には道理がある、周辺住民の反対を押し切って強行すべきではないという、もともとそういう考えです。この施設については13億円が18億円、30億円、40億円と言われ、現段階では26億円、2年前の2倍へ膨れ上がっているわけです。

今、東京では豊洲問題、大問題になってますけれども、豊洲の場合は入札不調になった後、入札予定価格が6割も一気に増額されて、落札率は99.9%、この過程が大問題になっているわけです。こういう場合は何がどのように検討され、どのような過程を経て決定に至ったのかということを知りたいというのを誰か聞いてもわかるように丁寧に説明するということが求められてる、これは行政の責任だと思いますよ。

しかし、今その過程についてはこの議場でやりとりがあったとおりで。こんなことでは周辺住民の方々だけではなくて、誰だって納得できないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 東大和市としましても、かなり事業費が上昇してきて変化してるというのがございますので、その詳細をその過程ごとに衛生組合のほうには求めてきたところでございます。

しかし、事業の性質が、建築物がプラントであるということがございまして、性能発注方式になるということから、衛生組合のほうからは、発注方式の性質上、事業費の詳細な比較は現状ではできないというお話があり、それで、お配りしました資料にもございますように、何もないという中では判断ができないということで、少なくとも土木建築工事でどのぐらいの差があったのか、機械配管電気工事でどのぐらいの差が生じているのか、そういったところの判断材料は当然いただかなければ市としても判断ができないということで、いろいろ要望はさせていただいているわけですが、事業の性質が性能発注だということにもございます。

また、ただいまの御質疑の中の冒頭で杉並病のお話があったのですが、これはかねてより申し上げているわけですが、杉並病に関しましては、その施設と今回私どもが考えている施設建設とそのものが違っております。したがって、杉並病については私どもが現在想定している事業の中では起こり得るものではないというふうに考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 私が求めている答弁をしましたがけれども、寝屋川については同じような施設ですよ。

それで、いろいろ説明するわけだけど、そういった検討をどこでいつ誰がどう検討して責任ある決断をしたのかっていうのが幾ら言っても出てこないんですよ。金額がどうふえたのかっていうことについて資料を求めて、資料出てるっていいですけども、これは当初予算から補正予算への変更であって、当初予算が30億円、40億円に膨れ上がり、それが26億円になったっていう説明では全くないわけです。私が要求している資料、つまり東大和市内において誰がいつどういう内容を検討して判断を下したのかということについては結局答弁がありません。私はこれでは市民は納得できない、住民の理解を得て事業を進めるという立場がこれはないんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけです。

いよいよこの事業を強行すべきではないということを申し上げて、この項については終わります。

次の参議院宿舍跡地等国有地、都有地、市有地の問題です。

②の市有地等利活用検討委員会での検討についてですが、これも情報公開でいろいろ資料をいただきました。初めは警視庁未利用地についてどのように活用すべきか、地下を火葬場にして地上をグラウンドにしてはどうかなど、腰を据えて議論を進めようということで始まっていましたけども、後半はちょっと消防庁の仮庁舎、参議院宿舍跡地、みのり福祉園跡地活用など、当面する課題にどう対処するかということでやってるのかなという感じを受けています。

ただ、こうした検討をいろいろしていただくというのは大変大事なことなので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

先ほど御答弁の中で、この検討委員会、11月にも開催をしたということでしたが、その日時と概要を伺います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 市有地等利活用検討委員会の11月に開催した内容等について御答弁させていただきます。

第13回市有地等利活用検討委員会を平成28年11月24日木曜日、午前10時15分に開催をいたしました。その際、議題といたしましたのは、介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応についての報告であります。概要といたしましては、大きく2点の報告となります。初めに、介護施設整備のための国有地のさらなる活用について、財務省関東財務局より提供をされました資料について報告をいたしました。その次に、市内の介護施設整備のための国有地活用の検討について、国は介護離職ゼロに直結する緊急対策として介護施設等の整備を促進するための制度を整えています。東大和市で市内の国有地を利用して介護施設を整備する必要があるのか、検討委員会で御審議をいただくため、事務局で整理をいたしました内容について報告を申し上げます。

概要は以上であります。

○2番(尾崎利一君) この参議院宿舍跡地の活用にかかわっては、9月議会の答弁で、特養ホームの整備費補助の基準が変わって、東大和市は整備を促進すべき地域ということになったと。この地域、そういう意味では整備がおくれた地域ということですね。整備がおくれた地域でなくなるためには約80床の整備が必要だということが答弁で明らかになりました。現状でも80床ということですね。事務局からはこの点についてどんな提案を行ったのか伺います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) それでは、第13回市有地等利活用検討委員会の会議で事務局より報告をいたしました内容について述べさせていただきます。

東京都福祉保健局におけます平成28年度補助協議用の促進係数を確認いたしましたところ、東大和市の特別養護老人ホームの促進係数は1.3でありました。この促進係数は、竣工している施設の定員数を住民基本台帳における65歳以上の高齢者人口で除すことによって算出をする整備率が低い自治体ほど大きい数字に該当することになっています。

東大和は1.6%未満の自治体として区分されていますが、この促進係数が適用されない、適用なしとなる整備率が2.0%であります。

そこで、事務局では、第6期介護保険事業計画に掲載されました平成37年の65歳以上の人口、2万3,557人に促進係数が適用されない2%を乗じて求められます477人を平成37年の特別養護老人ホームの定員数と想定いたしました。この計算で求めました472人と、現在の市内の特別養護老人ホームの定員380人の差、約100人となりますが、この約100人をふやす必要があることとして、市有地等利活用検討委員会では事務局の整えた資料として報告をいたしております。

以上であります。

○2番(尾崎利一君) 今の御答弁で、少なくとも特養ホームでいえば100床整備が必要だということだと思います。

私はこの間、6月議会、9月議会で、市が作成した人口ビジョン、この中では高齢者人口、その後もふえるということを踏まえて、この土地についてはフル活用すべきだというふうに考えています。フル活用して特別養護老人ホームなどの実際の待機者をなくしていく、遠くの特養に預けて苦労して毎日通ってぐあいが悪くなったという話を前議会で紹介しましたが、そういうことではなくて、近くに入れるようにしていただきたいというふうに思います。これは要求させていただきます。

次に、3番の市民の交通権の保障についてのところです。

10月16日に西武バスの南街線と芝中団地線、大幅に減便になりました。それぞれどれぐらいの減になるのか、平日、土曜、休日で教えてください。

○都市計画課長(神山 尚君) それでは、最初に立川駅北口とバス停南街を結ぶ南街線について往復の便数でお答えいたします。

平日でございますけど、改正前が53便、改正後が28便、差し引きで25便の減となっております。土曜日につきましては改正前が34便、改正後が14便、差し引きで20便の減となっております。休日でございますけれど、改正前が22便、改正後が6便、差し引きで16便の減となっております。

次に、立川駅北口とバス停芝中団地を結ぶ芝中団地線についてでございます。

平日につきましては、改正前が18便、改正後が15便、差し引きで3便の減となっております。土曜日につきましては、改正前が15便、改正後が14便、差し引きで1便の減でございます。休日でございますけれど、改正前が15便、改正後が14便で、差し引きで1便の減となっております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 末広公園のバス停を利用している方からの相談を受けました。ここと二小前は両方の減便の影響をもちに受けて、なおかつ他のバス路線に行こうと思ってもなかなか大変というところです。この方80代なんですけども通勤してまして、7時台が6本から3本になった、8時台は3本が1本になってしまった、大変不便だということです。そうですよね。それでも行くときはまだ時間に合わせて家を出ればいわけですが、問題は帰り。立川駅発は6時台が4本から2本に、7時台は5本が3本、8時台は3から2、9時

台は3から1。今御答弁いただきましたように、南街線でいうと平日で半減、土日だと3分の1強にまで減っているという状況です。

ちよこバスなどで自治体がいろいろ苦勞してても、大もとの公共交通網が壊されては大変なことだと思います。市として、先ほど、申し入れたけどもだめだったというような答弁もいただきましたが、この点どう認識して対応してきたのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成28年3月に東大和市コミュニティバス等ガイドラインを策定しております、その中では鉄道、モノレール、路線バス、コミュニティバス等が相互に補完し合い、それぞれの役割を分担し、市域全体としてバランスのとれた交通ネットワークの形成を目指すとしております。

そこで、西武バスから今回のバス路線の再編について話があった際には、利便性の低下を招く減便について再考を求めたところでございますが、結果として予定どおり実施されたということでございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 西武バスはどういう理由でこんなに大幅な減便をしたのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 西武バスによりますと、今回の見直しは南街線及び芝中団地線の利用状況を踏まえた見直しとのことでございます。具体的には、南街線、芝中団地線は、この10年間で約2割の減収となっており、現状で赤字路線ということでございます。西武バスといたしましては、人件費などの経費削減やIC式金額定期券、学トク定期券などによる通勤・通学利用の促進を図ってまいりましたが、利用改善につながっておらず減収に歯どめがかからないことから、やむなく見直しを行ったということでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 交通政策基本法で定められた基本施策の中に、少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化を初めとする交通の利便性の向上というふうにされています。

相談に見えた方が言うには、青梅街道まで歩ける人はまだいい、そこまで行けばバスがあると。だけど、大幅なこの減便の後、バス停で見かけていたシルバーパス使ってる高齢者を見かけなくなった、大変心配だっというわけですね。つまりバスが減便になって利用できなくなって、高齢者の方がバスに乗らない、家に閉じこもるということになってるんじゃないかということで心配をされています。

交通政策基本法の第32条で地方公共団体の施策が定められていますが、ここには何と書かれているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 交通政策基本法第32条には、「地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。」と規定されております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） この基本法には、交通関連事業者の責務も明記をされています。10年で収入が2割減ったからといって5割も減便されてしまうのでは、市民の、とりわけ高齢者の足を奪うという大きな問題だと思います。これは市として一度再考を促したということですが、現状を踏まえて、改めて西武バスに対して是正を迫るべきだというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 法の第12条に規定されていますように、この法の趣旨というものが、国や地方公共団体、それから交通事業者、利用者といった各主体が連携をとり合うということにございます。公共交通

は皆で乗車し支えることで持続できるものでございますので、利用者の減少が続く中で是正、見直しというものは経営として難しい状況といったこととでございます。

西武バスに対しましては、これ以上の減便を避けるようさらなる経営努力を要請したいと考えております。以上です。

○2番（尾崎利一君） これ以上減便されたらちょっともう路線がなくなってしまうので、そういうことにとどまらず、改めてふやす、もとに戻すということで要求をしていただきたいと思います。

次に、②のところですが、実施計画でコミュニティタクシーの導入が載っています。本市議団としても、小平市などにも視察をして、早くからこれ求めてきたもので注視をしているところですが、どの地域を考えているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東大和市コミュニティバス等ガイドラインでは、コミュニティタクシーなどの地域交通の導入に当たりましては、地域住民が市及び交通事業者と協働で事前の需要調査とルートや便数などの運行形態及び利用促進策などを検討するとしておりまして、地域住民による検討組織の立ち上げを要件としてございます。

現在地域検討組織が立ち上がり、協働の検討を開始している地域は湖畔地域と芋窪地域でございます。以上です。

○2番（尾崎利一君） 実施計画に載せて頑張ろうということで大変重要な取り組みで、ぜひ実らせていただきたいと思います。頑張ってください。

それで、向原や東京街道団地等についても議会でも出されていますが、これについてはどのように考えているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成27年度に清原市民センター、芋窪集会所、湖畔集会所の3カ所で地域交通に関する勉強会を開催しておりまして、地域の主体的なかかわりと協働の必要性について御説明申し上げております。

このうち芋窪地域と湖畔地域については、地域検討組織が立ち上がり協働による検討を進めてございます。向原、清原の地域につきましては、地域検討組織が立ち上がりましたら協働で検討を進めたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これはコミュニティバス等運行ガイドラインの地図では、芋窪の地域、それから高木、奈良橋、中央1丁目のあたりの地域、それから清原、向原の地域、ここら辺が交通空白地域ということになっています。こういうところについては、もちろんそういうことはないと思いますが、住民の立ち上がりを待つということではなくて、ぜひそういう住民の皆さんと一緒にやっていくということでお願いしたいと思います。

次に、4番目、18歳以下の子供と高齢者の医療費無料化に移ります。

18歳以下の医療費無料化についてですが、北区や千代田区、日の出町、奥多摩町、神津島などではどういった趣旨と目的で18歳以下の医療費助成を行っているのか、またその効果や成果について、当該自治体はどのように評価しているのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 18歳以下の医療費無料化について、北区、千代田区、日の出町、奥多摩町、神津島村というところでのどのように行っているかということで、その趣旨、目的、効果、成果ということで御

質問いただきました。

まず北区ですけれども、制度といたしましては高校生は入院医療費のみの全額助成、高校生の入院医療費のみの全額助成、ただし食事療養費は除くという制度になっております。目的といたしましては転入の促進ということを目的として、平成23年の7月から無料化が開始となっております。

北区では3本の柱というものを持っているということで、子育てすれば北区が一番というものがありまして、その一つとして少しずつ医療費の助成の範囲を拡大して、今の高校生の入院費の医療費助成まで来ているというお話でした。効果といたしましては具体的には不明ですということで、居住する区を考えると一つのポイントになってもらえればということでした。

続きまして、千代田区です。千代田区は、区内で使える医療証を交付ということで助成を行っております。こちらは目的といたしましては、次世代育成支援の対象としてより支援をしていくということでの目的というふうに伺っています。効果といたしましては、区のイメージの向上につながる、あと他の施策とあわせて人口は、これがそうだというわけではないんですが、人口はふえているということです。

続きまして、日の出町です。制度といたしましては、領収書による窓口申請で、償還払いといたしまして、窓口にお越しただいて手続をとっていただいて初めて助成をするという制度になっています。目的は次代の日の出町を担う青少年の保健の向上と健やかな成長を支援ということで、平成23年4月から始まっています。効果としてはちょっと特に不明ということでの御回答をいただいています。

奥多摩町です。制度といたしましては日の出と同じです。領収書による窓口での御申請による償還払いになっております。目的は、子供や働いている人に多く住んでもらいたいということで、少子定住化の対策の一環として実施ということで、平成25年度から始まっています。上限の金額、所得制限がなくなったのは平成27年度からということです。効果といたしましては検証をしていないので不明ですということでした。

神津島村のほうです。制度といたしましては領収書による窓口申請で償還払いですが、対象者が島内に1カ所ある高校に通う生徒のみ対象としての助成ということで、全校生徒数が35人の高校ということです。目的は、島に残ってもらって島内の高校に通う生徒をふやしたいということです。27年4月から開始となっています。効果としては不明ですが、島外の生徒が神津島の高校に通えるようにホストファミリー制度を設けて利用があるというお話でした。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それぞれ次世代の人たちを大切にしようということで取り組まれているということでした。

それで、東大和市ですけれども、先ほど答弁で、引き続き検討だったかな、研究だったかな、ということでしたが、以前には18歳以下の医療費を完全無料化する場合6,100万円というふうに伺っていましたが。ただこれは小学生と高校生の医療費平均単価を同額とみなしての計算に基づくものです。私今度、厚生労働省の医療保険に関する基礎資料平成25年版というのを見ましたら、これは5歳刻みなので正確に小中学生と高校生というふうにできませんけれども、高校生の1人当たり医療費は小中学生のおおむね67%、高校生の入院を除く受診率は小中学生の55%程度になります。ですから、事業費はぐっと減るんじゃないかと。この数値を使って東大和市での18歳、高校生以下の医療費助成について完全に無料化する場合は幾ら必要になるのか、また小中学生と同等の助成にした場合は幾ら必要になるのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今尾崎議員がおっしゃった医療費とか受診率、小中学生に比べるとやはり受

診も少ない、それから医療費も少ないということでございますけれども、所得制限なしでやった場合、およそ5,000万円、これは小中学生の所得制限を全部撤廃ということでございます。

同じように、小中学生の所得制限を高校生にも設けた場合に約2,000万円というふうに算出できますけれども、やはりこのような医療費助成等が導入されますと、コンビニ受診といいますか、安易な受診がふえるということで、よく長瀬効果と言われておりますけれども、そちらの影響が出るので、この金額では済まないと思っております。

以上です。

**○2番（尾崎利一君）** 日本共産党は、子供の貧困が広がる中で、命と健康にかかわる問題、それから教育の機会均等にかかわる問題、これは最優先で行政が取り組むべきだという観点から、18歳以下の医療費無料化についても取り組んできました。市に必要性をやはりこの点認識していただく必要があるというふうに思います。

練馬区がことし4月、5月に取り組んだひとり親家庭ニーズ調査では、子供に関する悩みのトップは子供の進学、次が子供の学力、その次に子供の健康・障害が来ています。全体でも25.9%、15歳以上では24.4%、いずれも第3位です。

それから、大阪府と大阪市の子どもに関する実態調査では、小中学生世帯の約3%がおよそ半年間、経済的な理由で子供に医療機関を受診させられなかったと答えています。貧困が子供の健康に影響している可能性が示唆をされています。

それから、山梨県の子どもの貧困を考える会が9月、10月に取り組んだ子育て世帯へのアンケートでは、どのような支援があればよいかとの問いに、高校3年生までの医療費無料が69%でトップ、次いで返済不要の奨学金が54%、給食費無料が40%となっています。

私、この議会、議場でも、目が悪くて教科書や板書が読めないのに眼鏡をかけない子供のこと、交通事故に遭っても救急車の搬送を断ろうとした高校生のことなど紹介してきました。高校生までの医療費無料化は、検討したことがあるけども費用がかかり過ぎるのでという答弁も以前副市長からいただきました。事業費も当時6,000万円と言っていましたけども、当時の計算では小中学生と同じにすると5,200万円という話がありましたねそれが完全無料化で5,000万円、小中学生と同等にすると2,000万円という今回答弁です。大きく当時の予測を下回るという状況も明らかになりましたので、ぜひこれ実施に踏み出していきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○子ども生活部長（榎本 豊君）** 市長答弁でも申し上げましたが、やはり子供の医療費の助成制度につきましては、特に区部との格差が非常にあります。先ほど尾崎議員が御紹介していただいた都内の区市町村で高校生につきまして実施しておるのは区部2つと町、島嶼部ということだと思います。ということは、やはり北区、千代田区につきましては、中学生までは完全無料化が進んでる中で、その負担はどのようにされてるかはわかりませんが、ただ、その次に高校生をやっているということでございますので、その土壌が26市とは違うところがあるかと思えます。

そんなことで、市長会を通じまして都のほうにも都制度の所得制限の撤廃並びに補助率の引き上げ等を要望してるところでございますけども、なかなか今回の都議会の4定の一般質問でこのような、尾崎議員と同じような御質問をされてた議員もいらっしゃったようでございますけれども、その中の知事の答弁をやはり聞いておりますと、やはり医療費については一定の所得に応じて負担は必要と考えてるということで、医療費の助成は市が実施してあるので、都が所得制限を撤廃するものではないなんていうような冷たいお答えがありました

ので、今後も引き続きこちらのほうを要望し続けていって、そこでさらに区部と同じようにさらなる高校生までを検討ができるのかなというところでございますので、まずは区部と同じように所得制限の撤廃というところを強く26市で言い続けることが必要かなと思ってるところでございます。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 今都議会の話ありましたが、都議会ではうちは条例も提出したんですが、残念ながら否決をされてしまいました。これは市の皆さん、自治体の皆さんも一緒にこれは東京都にぜひということは要求していきたいというふうに思うわけですが、ただ、今御答弁伺って驚いたんですが、小中学生と同じであれば2,000万円が高校生の医療費無料化できるということですので、道路占用料をもとに戻せば事業費賄えるということになるわけですから、これは必要性に対する市の認識の問題だというふうに思います。

先ほど練馬の調査の話しましたが、市独自にやっぱり子供の実態調査も行っていたら、速やかにこれ実施していただくよう求めます。

この項については終わります。

次に、75歳以上の高齢者の医療費助成について、都内で実施している自治体、日の出町や檜原村などあるわけですが、日の出町ではこれまでの高齢者の御苦労に報い、今後もますます壮健で地域社会の一員として活躍され、暮らしていただくこと、そして高齢者から次代を担う若者にまちのよき伝統、風習が受け継がれていくことを願って平成21年4月から実施したというふうにホームページに出ています。

日の出町のように75歳以上の医療費無料化を行った場合、市の一般財源の負担はどの程度になるのでしょうか。檜原村のように半額助成にした場合はどうでしょうか。

○保険年金課長(越中 洋君) 東京都後期高齢者医療広域連合の平成26年度事業概要から東大和市の被保険者の医療費及び医療給付費の状況をもとに御説明申し上げます。

医療費につきましては79億4,372万9,305円、こちらから医療給付費72億9,903万5,344円を差し引きました約6億4,470万円が被保険者の負担額となります。仮にこの全てが助成要件に該当した場合は、全額助成には6億4,470万円の財源が必要でございます。また半額助成につきましては約3億2,240万円の財源が必要になると推計しております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 日の出町の医療費無料化が始まったのが平成21年度、檜原村の医療費助成制度は23年度に始まりました。

そこで伺いますが、75歳以上の後期高齢者の1人当たりの医療費ですが、平成23年度を100とした場合に、最新の数値、26年度だと思んですが、どうなるのか、区部の平均、市部の平均、町村部の平均、東京都全体の平均、東大和市、日の出町、檜原村について教えてください。

○保険年金課長(越中 洋君) 被保険者お一人当たりの医療費の推移につきましては、広域連合の事業概要をもとに計算いたしますと、平成23年度を100%といたしますと区部では2.2%、市部では1.7%、町村部におきましても1.7%、東京都全体では1.9%の増となっております。また、東大和市におきましては5.6%の増、日の出町は3.0、檜原村は5.3%の減となっております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) こうして見ると、東大和市はジェネリック医薬品の推奨やレセプト点検などいろいろ努力をしているわけですが、1人当たりの医療費の伸びが全都平均1.9%と比べても、市部の平均1.7%と

比べても5.6%ととても高い伸び率になっていることがわかります。これについては十分な分析が必要と思われますが、いずれにしても、東大和市の1人当たりの医療費の伸びが3年で5.6%なのに対して、日の出町ではマイナス3%、檜原村はマイナス5.3%となってるわけです。医療費助成によって医療へのアクセスが容易になることで重症化が防がれ、その結果として医療費の伸びが大きく抑えられる、もしくは減少するという結果になっているのではないかと思います。この点について市の認識を伺います。

○市民部長（関田新一君） ただいまの御質問でございます。

日の出町また檜原村の医療費につきましては、1人当たりの負担額というのは確かに当市に比べまして大きくはないと。ただし、平成25年度から26年度にかけまして逆に今度は増加してきているということもございます。

ただ、他自治体の詳細な医療費につきましては現段階では分析等は困難であります。医療費助成だけではなく、ほかにもさまざまな健康増進事業の実施など、総合的な健康づくりによるものではないかと思われるところでございます。健康増進事業につきましては、他の自治体から確かに学ぶべき点はあるものと考えてございます。

当市におきましては、70歳、75歳の区切りの年齢だけではなくて、被保険者全体を対象といたしました年に1回の人間ドック等受診料の助成事業、こういうものも実施しているところでございます。また今後後期高齢者医療の被保険者となります国民健康保険におきましても、糖尿病の重症化予防等の保健事業にも取り組むなど、さまざまな健康増進事業を行うことで市全体として医療費の削減に努めているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 確かに医療費の増減っていうのは、医療費無料化っていう一つの施策だけじゃ取れるものではないと思いますし、さまざまな総合的な施策の中でかち取っていくものだというふうに思います。やはりこうした日の出町や檜原村にしても、単に無料化っていうだけではなくて、さまざまな健康づくり事業なども一緒にやっているとすることは私も視察に行きまして聞いてるところです。

ただ、先ほど18歳以下の医療費無料化のところ、無料化すると逆に医療費がふえるんじゃないかっていう心配する答弁ありましたが、日の出や檜原村の状況を見ると、先ほど言いましたけど、3年で東大和市は5.6%1人当たり医療費ふえたけども、日の出町はマイナス3%、檜原村はマイナス5.3%です。26年度は確かに若干ふえていますけれども、ただ、じゃ平成23から25をとるともっと大きく減ってるっていうことにもなるわけで、全体としてその医療費の伸びが抑えられてるという状況にあることは確かではないかというふうに思うわけです。

そういう点で、75歳以上の高齢者への医療費助成制度というのは高齢者にとってもやさしいわけですし、医療費自体を抑えるという点では市財政にとってもやさしいということになっていくんじゃないか、ぜひその点でも実施すべきと考えますけども、見解を伺います。

○市民部長（関田新一君） 75歳以上の高齢者への医療費助成が市財政にとってもやさしい制度であるというふうな御質問でございます。

先ほど市長からも御答弁をいただきましたとおり、保険制度の維持のためには、また世代間の負担の公平性の観点からも、高齢の被保険者の方々にも相応の負担をいただくことが必要であると考えているところでございます。

今後ますます高齢化が進みまして、それを支える現役世代の人口割合が今後も減少していくことが見込まれ

る中、今後も増加し続ける高齢者の医療費を市単独の財源で永続的に負担し続けていくということは、特定の充当財源が見込めない現状におきましては現実的に考えられないのではないかと、このように判断をしているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 75歳以上という後期高齢者医療制度に該当する方々で、この問題については後で森田議員も扱いますけれども、応分な負担はついていますが、到底応分ではない、応能ではない負担がやはりこの世代の方々に課せられていますし、さらに課せられようとしているというのが私は現実だというふうに思います。

その点で、75歳以上の高齢者の方々への医療費の助成制度、先ほどは伺いませんでしたけれども、さまざまな、全額、半額というだけではなくて、いろんな助成の仕方もあると思います。そういうものも検討していただきたいと思っておりますし、18歳以下については、これは今度の答弁で6,000万円とっていたものが2,000万円というふうに事業費が実際の受診率をもとにして事業費を計算すると3分の1に減ったわけです。これは市もぜひ検討したいということによってたわけですから、ぜひ再度検討していただくよう求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

[14番 関野杜成君 登壇]

○14番（関野杜成君） 議席番号14番、関野杜成です。通告に従い一般質問を行います。

大きな1番といたしまして、外部評価についてです。

- ①実施後の評価について。
- ②今後の外部評価の考え方と実施方法について。
- ③評価後の各事業の問題点と今後の改善点についてお伺いいたします。

大きな2番としまして、街づくりについてです。

- ①公園や緑地の現状と課題と今後の考え方について。
- ②運動場の現状と課題と今後の考え方について。
- ③駅前繁华街の現状と課題と今後の考え方について。
- ④市民との連携や協働の現状と課題と今後の考え方についてお伺いいたします。

この場での質問は以上です。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、外部評価実施後の評価についてであります。当市の行政評価は事務事業評価と施策評価の大きく2つに分けて実施しております。このうち事務事業評価では市民目線での意見を参考とするため、外部評価を実施しているところであります。行政評価としましては、外部評価での委員の皆様からの意見を参考に、これまで事業を実施してきました経緯及び施策評価の結果など、考慮すべき事項を加味した上で総合的に評価をしております。

次に、今後の外部評価の考え方と実施方法についてであります。外部評価につきましては、事務や事業の実施等に対しまして、市民の視点、民間の視点を把握することを目的に、2年間の試行を経まして、平成26年度から3年間を期間として実施してまいりました。この間における委員の皆様の考えや意見は、事務事業の将来的な方向性を総合的に判断する際の参考とさせていただきます。

平成28年度で実施期間が満了しますが、これまでの経過を踏まえ、現時点では行政評価制度を推進するための手法の一つとして継続してまいりたいと考えております。

次に、評価後の各事業の問題点と今後の改善点についてであります。外部評価を実施しました事業につきましては、既に市のホームページ等で公表しておりますが、委員の皆様からの意見も参考とさせていただき、各課において事業の再評価を実施しました。

なお、その結果に基づいた改善等につきましては、今後関係部署において対応を図ることとなります。

次に、公園、緑地の現状と課題、今後の考え方についてであります。現在市内の公園及び緑地は96カ所あります。その多くが設置後30年以上経過しており、遊具を初め公園機能の再整備が必要な状況となっております。そのため、公園施設の長寿命化や特色ある公園整備基本方針を定め、今後市民の皆様様の御意見を伺いながら公園の再構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、運動場についてであります。現在市内ではさまざまなスポーツ活動が行われていますが、活動の広がりとともに他市に比べて不足する運動施設の整備も大きな課題となっております。

運動施設の整備に当たりましては、用地や財源の確保など解決すべき課題がありますが、市の要望に基づいて、平成28年4月に東京都から東京街道団地内の公共公益ゾーンに運動広場を整備する案が示されました。現在までのところ、具体的な整備内容は示されておきませんが、今後東京都と必要な調整を進めてまいります。

次に、駅前繁华街についてであります。東大和市駅周辺は、商業、業務、住宅などの複合市街地が形成されております。都市マスタープランでは、商業・業務系の土地利用に加え、文化、交流、情報などの新しい機能を導入し、にぎわいのある生活心の形成を目指すとしております。

次に、市民との協働についてであります。都市マスタープランでは市民と行政の情報の共有化に努め、計画づくりから実現に向けて連携をとり合う協働の都市づくりに努めるとしてあります。このため、都市計画や開発事業など、まちづくり条例に基づく手続を初めとして各種計画の策定などさまざまな場面で市民との協働を推進しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

一番初め、外部評価についてですが、市長のほうで答弁あったように、ふだん聞けない市民の声、市民の目

線で今回の事務事業評価を行ったものを見ていくというようなことでしたが、私もある程度、できる限り傍聴という形で参加をさせていただきました。

その中で、ちょっと気になったというんですかね、ある意味私も聞いて勉強になる部分がたくさんあるなというふうに思った部分がありましたので、そういった部分について今後市としてどのように考えていくのかという部分で質問していきたいなというふうに思っております。

まずは、次回についてどうですかと聞こうと思ったんですけども、今市長の答弁では継続するというようなこと、答弁がありました、その継続するという答弁はある意味外部評価をまた行うということによろしいのかどうか、この点について伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 先ほどの市長の答弁にございましたように、現時点では行政評価制度の推進を図る一つの手法といたしまして、外部評価を含めまして継続をする方向で調整をしているところでございます。以上でございます。

○14番（関野杜成君） この件についてはやはり今後も開いてほしいなということがありますので、この点については要望しておきます。今調整ということですから、要望という形にしておきますが、実際、今回来られた方、こういう言い方だと怒られたりするのかもしれないですけど、年配の方が多く来られてたのかなというふうに思います。ある意味いろいろな事業をされている中で、当事者じゃないですけども、そういった方々からの声をうまく聞く形をとるのもまた一つなのかなと。ただそうすると、その事業、その事業によっていろんな委員の方をお願いしなきゃいけないというデメリットというか、そういった部分も生じてくるかなというふうには思うんですけども、そういったことを考えて、今回平日だったりっていうお時間もありませんでしたが、例えば土日とかお休みな時間、簡単にいうと子育てだったら子供を育てる親御さんとか、そういった人たちを対象にして委員さんになってもらうとか、そういった形での募集とか、そういったものも考えられたらなというふうに思っているんですが、そういったことは今現状、中では考えられているんでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 今回の外部評価につきましては、平日の昼間に実施したところでございます。委員の方につきましては7名の方で実施をさせていただきました。

今後ですが、実施することになった際には、今議員のほうから御指摘あったいろいろな方からの意見を聞くというのも市のほうでは必要としておりますので、そういった面を含めまして工夫をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

あと、実際、多分1年目という言い方がベストなのかわかんないですけど、初めの1年間はちょっとレクチャー的な、どういった形で見るとか、そういった部分が行われてたように私は思います。正直これは2年、3年ぐらいやってたのかな、そういったところからすると、最後のほうになってくるともう本当びっくりするぐらい指摘の仕方がすばらしい部分も出てきたり、ただ初めの1年目は何を言ってるんだろうという言い方も失礼ですけども、ちょっと見方がしっかり見れてなかったりというのもありましたので、時間はかかりますけれども、せつかく市民の声、市民の目線でいただく声というのはなかなかありませんから、そういう意味ではしっかりとどういったものが、事務事業評価がどういった評価なのかと、あと自治体、どういう事業というふうに見ていけばいいとか、そういうレクチャーは今後やるに当たっては行ってほしいというふうには考えておりますが、いかがでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 今回の外部評価実施に当たりまして、3年間実施をしたところでございますが、試行を含めると5年間でございます。それぞれ初年度におきましては初日の約50分間、1時間程度を研修ということで、制度の概要を含めまして委員の方には御説明をしまして実施をしたところでございます。また、1年に1度ということでございますので、翌年度以降につきましても初日に少しお時間をいただきまして、おさらいということではないですけども、ポイントの説明をさせていただいているという状況でございました。今後も引き続き実施する場合につきましては、それらを考慮して実施したいと考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

あとは委員の募集ですよ。多分市報とかホームページ等で募集をかけられたのかなというふうには思いますが、先ほど言ったような形で、子育てなら子育てをしているお母さん方に声が伝わるような、そういう募集をしてるよってというような形で出すとか、今回は3年という時間をかけてやりましたけれども、そういう意味では委員が多くいれば、役所のほうは大変かもしれないですけど、1年である程度事務事業全体を見ていけるというようなこともできるのではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺も検討しながら次回進めていただければなというふうに思っております。

実施に関しては以上なんですけど、先ほど言わしていただいたように、外部評価の中で何件かちょっと私の中で、んっと思ったものだったり、あ、これはいい案だなんて思ったものがあったんですけども、1点目としまして、庁用車自動車管理事業に関してなんですけれども、現状参加されたのが課長かな、なんですけど、これ聞いてどのように思ったか、そういった感想または今後何かこう変えていこうかなというものがあれば教えていただきたいんですが。

○総務管財課長（中野哲也君） 私は外部評価のほうに出席をいたしまして、庁車管理のほう、さまざまな委員のほうから御意見いただきまして、やはり市民の目線の指摘ということについては今までちょっと気づかなかったところというところで刺激を受けさせていただいたところでございます。

私どもも今集中管理車をどう稼働率を上げていくかということはやはり課題になっておりますので、その部分でもう一度一考させられるような御意見いただきましたので、その部分を持ち帰らせていただきまして、課の中で検討できればというふうな感想がありました。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 実際庁用車自体が80台あるけれども、管理しているのは25台だというようなお話がありました。実際管理してない部分は何かという、各課が独自で使っているというか、課の専用という言い方が適切かどうか分かりませんが、そういったものがあるということでしたが、やはり市民の方からすれば、どこかあいている時間あるでしょうというようなこともありましたし、せっかく管理しているのに、また別で各課で管理しているというのはどうなのかという意見もあったと思いますので、その点についてはもう一度、1カ所で管理できるのであれば、やはりその分人件費も安くなりますし、全体が把握できるという部分もありますから、その点についてはしっかりと検討課題として、やるやらないは別ですけども、その検討をする内容の中には必ず入れてやっていただきたいなというふうに思っているんですが、ただそこで市民の方が言ったんですけども、課長からの答弁の中で、実際もう年数がたってる車もあると。そういう意味では買い換えをしなきゃいけないというようなことを言われてました。例えば1台、軽自動車であれば80万円から100万円、120万円というようなお金がかかりますけれども、その1台分を自転車にしたらどうだというようなお話があ

りました。実際私も役所に来てぶらぶら、ぶらぶらっていう言い方は、歩いていますと、たまに学校長とかがいろんな施設の方が自転車で来られてるんですね。そう考えると、役所の方も自転車で行けなくはないのかなと。もちろん、納税の方かな、あれは、自転車でふらふらっと仕事をしにいったる方も中にはいますけど、あれが市のものなのかどうかちょっとわからない部分もありますし、せっかく自転車で役所の方が動くのであれば、東大和市というような表記をして動いていただいたほうがやはりわかりますし、ある意味ちょっと全然話は変わるけど、防犯とかも役立つんじゃないかなという観点から今回質問させていただいております。

そういう意味では、健康という部分にも役立つ、いろんなものにつながるといいますので、せっかく買いかえるということがあるのであれば、そういったことも検討していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 自転車ということで今御質問いただきました。

実際、今庁舎のほうにおきましては自転車が配備されてまして、恐らく40台以上の自転車があると思います。今学校の先生の話が出ましたが、実際私自身も自転車で済む用のときには自転車を使って外出するということがございます。

車のほうに関しましては、やはり自転車では荷物の運搬ですとか、そういったもろもろの理由で自動車であればならないということもあって、その上での現在の集中管理者の管理ということになってますので、買いかえについては通常どおり自動車というふうには考えてますが、自転車については今お話ししたとおり、もう既に一定の台数は配備されてるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） であるならば、東大和市という表記、よくレンタルサイクルだと名前が書いてあったりしますよね。ああいった形を出しておくのも私は市の職員がどういった仕事をしてるかっていうのがわからない。多分今回の報告書の一番最後の反省会というか、市長が出席された委員の感想という部分のところにも、やはりこれをやったことによって市の仕事がこんなにもあるんだっていうのに気づいたっていうようなことも言っておりますので、やはり市民の目にしっかりとそういう職員が働いてるんだというようなことを見てもらうためにもそういう表記は必要かと思っておりますので、検討をお願いしたいなというふうに思いますが、回答があればお願いいたします。

○総務部長（広沢光政君） 今御質問者がお話ししているような内容、そぐうものかどうかちょっとあれなんですけれども、一応自転車のほうには東大和市役所もしくは所管してます課の名前まで入れてラベルは張っております。今御質問者が言ってるものと一致するかどうかはわかりませんが、そういった形での表記はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 見える表記をお願いいたします。

次が、東大和市グルメコンテスト、うまかんべえ〜に関してなんですけれども、実際のところ、委員さんの声では、だんだんだんだん、もちろん何回もやっていくに当たって参加者というか来場者がふえてるということはいいんじゃないかというような声はあったんですけども、もともとのグルメコンテストというところから少し外れてるんじゃないかというようなお答えというか質問がありました。それに対する答えも、ある意味グルメコンテストの冠を外したというような課からのお答えがあったりとか、いろいろした中で、その部分に関しては各実行委員会の方が一生懸命やられてる部分ですから、どういう方向性で持っていくのか、または

グルメコンテスト、これ市長がやりたいって言ってやってたものでもありますから、方向性だったり中身が少し変わってもやはりやっていくこととしてよきものであれば、そのまま続けても構わないんですけど、ただやはり私が気になった部分なんですけど、予算の部分に対してなんですけれども、委員さんからでは予算のアップとか助成金をという形ではなく、企業のタイアップを大きくしていったらどうだというようなお話がありましたけれども、担当課としてはどのような形で考えてるかお伺いいたします。

○市民部長（関田新一君） うまかんべえ～祭に関しての御質問でございます。

確かに外部評価の中ではいろいろな御意見を委員の方からお伺いをしてございます。お祭りが多い、観光の推進につながるのか懸念があるとか、こちらとしては一生懸命やっているつもりではございますが、多少委員さんとの間に考えの違いがあるのかなというところも何件かあったというふうに思います。

今御質問者からございましたとおり、規模が大きくなるに従いまして、確かに予算規模、必要となるお金もふえてくるというのも事実でございます。市を上げての大きなイベントであるというふうに認識しているところでございますので、協賛していただける企業の方、また協賛していただける方々を広めまして、さらなる負担を削減していくような方向で引き続き担当部としては実行委員会と協力をいたしまして努力をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。私はいつも職員が多く出てるねっていうようなお話はさせていただいてるんですが、今回は余り委員の方からそういう部分のところ、指摘がそこまでなかったんで、質問はできないというふうに思っているんですけども、やはりせっかくやるのであればいいものというものは必要ですし、ちょっといつも私が思ってるのは、いろいろな地域の団体というか、そういう方が多いので、なるべく飲食店さん、プロの方がつくっていただいて東大和の逸品というか、グルメというものをつくっていただきたいなというところに関しては、実行委員会のほうに伝えておいていただきたいなということを要望しておきます。

次に、宿泊施設使用料負担軽減事業、これは移動教室とかそういったところになるんですけども、これ、私も聞いていて、ああそういう感じなんだって正直思いました。実際のところ、これは各学校長が指導計画という形で決めていて、必ずしもやらなきゃいけない、行かなきゃいけないというものではないというようなことだったんですけども、そこはそこで置いておきまして、実際にそういった旅行をするに当たって、旅行会社っていうんですかね、こういったところがお話を聞いた限りでは、同じ旅行会社をずっと使ってるというようなお話だったように記憶しています。ある意味競争させればそれなりに金額は安くなっていくのかなというふうには思っておりますけれども、そういった部分っていうのは学校側はどう考えてるかといっても多分答えがありませんので、教育委員会としてはどのように考えているのかお願いいたします。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 宿泊助成の関係でございますけれども、学校によりますと、例えば中学校では複数の旅行会社のプレゼンテーションによって金額あるいはその提案内容を吟味して決定している、あるいは当然ながら保護者の御負担でございますので、保護者にも説明をしていると伺っておりますので、適切な運用、競争も働いているというふうな認識をしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうですか。じゃ私の聞き間違いですかね。

それは別としまして、実際じゃ効果っていうのがどうなってるのかということなんですけれども、この中で話されたところでは、委員さんの質疑によって出てきたのは教育効果があるのかは検証してほしいというよ

うなことで声が出てきております。そういう意味では検証してないのかなというふうには思うんですけども、こういったのはどのように検証されているのか、またその検証というのは各学校で行っているというふうに思いますが、教育委員会としてはその報告が上がってきたペーパーだけを見て判断しているのかどうか、その部分に関してお伺いします。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 修学旅行等につきましては、今部長答弁ございましたが、各学校長のほうで業者のプレゼンをもとに内容のほうを確認していると思います。支払いに関しましては、今回なってます宿泊施設使用料負担軽減事業は宿泊費の一部を助成する事業でございますが、就学援助等の事業もございまして、その内容についてはしっかりと見積もり内容、旅行費ですとか食事代あるいは交通費、宿泊費も含めた内容をきちんとしたものを学校長を通じていただいて確認をしてるところでございます。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** わかりました。そのちょうど下に2泊3日で6万円が適正価格なのか精査も必要だと思うという委員の意見がありますので、しっかりとちょっとそこら辺は精査していただいた上で、なおかつどのような効果があったのか、学校長がこういった効果を求めてやってるというようなところから実際にその効果があったのか、なかったのか。別になかったらいいんですけども、ただ、なかったならどのようにすれば効果を上げていくのか、そういった考えを持っていただきたいというふうに思ってます。場合によってはありませんでした、思った以上の効果はありませんでしたっていうと、何やってんだというような質問が来るかもしれませんが、それはそれで結果ですから、その結果を踏まえてその先をどのようにしていくかっていうふうに考えていくのが本来でありますので、しっかりと見ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、中学校外国語指導助手配置事業ですね。これ私聞いて一番びっくりしたものです。簡単にいうと英語の授業というようなことなんですけれども、こういった事業に関してどうなんですかっていう委員さんからの声で、たしか市のほうが目標はうまく話せることではない、コミュニケーション能力であるというような答弁がありました。正直コミュニケーション能力なら英語じゃなくたっていいんじゃないって私は正直思ったところでもあります。そういう意味では、私の今指摘した部分もそうですが、実際のこの委員さんから、市民の方から聞いてどのように思ったか、その点についてお答えください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 確かに議員がおっしゃるような話を私のほうがしたということをお記憶しております。この中学校外国語指導助手配置事業につきましては、東大和市立小学校、それから中学校もそうですが、英語授業等における学習指導において児童・生徒が外国の生活習慣や文化に触れながら英語学習能力の向上を図ることを目的とするというようなことを仕様書のほうには書かせていただいているんですけども、実際には学習指導要領にのっとって授業が行われているということで、その学習指導要領の中にはコミュニケーション能力の素地を養うというようなところが載っております。ですので、最終的にはそのコミュニケーション能力というものを高めていくということが言えるというふうなことで私のほうがお答えをさせていただきました。

そのようなことで、委員の方からも英語を話す、聞く能力を高めるために外国人の発音を聞くっていうことは私のほうでも必要だっていうふうに言ったところ、国で英語力の向上に本腰を入れているのでやるしかないというようなお答えもちょうだいしているんですが、そのようなことで今後この事業も進めて子供のコミュニケーション能力、また当然英語の力っていうこともそこで必要になってくるというふうに考えているところで

す。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 最後のほうにも英語の力というのも高めなきゃいけないというような答弁もありましたけど、せっかくやるのであれば、やはりそこまで、行けるところまでやっていったほうがいいかなというふうに思っておりますし、その中で多分参事も聞いていたと思うんですけど、なかなかおもしろい案というか、委員さんから出たのが、給食の時間ですね。給食のメニューとかそういったものを放送で流すときに、英語と日本語、交互に出してみたらどうだ、簡単にいえばヒアリングの部分になってくるのかなっていうふうに思いますけど、やはり聞いている、耳で聞くことによって覚えることもあるかなっていうふうに思うんですが、この点に関してたしか参事もうんうん、いいなって、私は後ろから見ていいなって思っているのかなって思ったんですけど、これに関してはいかがですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 各学校のほうでさまざま英語の力を児童・生徒に身につけさせるために各校で工夫をしているところです。この委員のお話をいただいている中でも、私のほうで、各学校のほうで例えば教室の表示を英語の表示にして、子供がいつでも英語と触れ合うような環境をつくっていますとかっていうようなことを具体例に出したこともございました。そして、そのように給食の献立を放送でこの外国人助手の方が録音したものを流したらどうだろうかというように、私も確かにうなずきまして、その一つの例としましては大変おもしろいというか、子供もおおって興味を引くようなことになるのではないかなっていうふうに私は感じたところです。ですので、またそのような例も広める機会というんでしょうか、紹介する機会があれば学校のほうにも話してみる価値はあるかなっていうふうに感じているところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

ある程度学校に任せているという部分ではありますが、教育委員会としてもしっかりと、監視という言葉が適当かどうかわかりませんが、しっかりと見て、それで提案というか提言をいろいろ出していただくという事は、私も実際いろいろ考えてても、ほかの方にぼろっと言われた意見で、ああなるほど、そういう意見もあったなど、言われてみないと気づかないことってたくさんあると思うんですね。そういう意味ではいろいろと調整をしたり意見を出したりしていただきたいなということを要望しておきます。

次に、これ市長答えていただけるかな、たしか最終日なんですけれども、シルバー人材センターの件とふれあいまちづくり事業の社協の件、いろいろと職員の給与の問題だったり、実際そこで民間の受注は下がっていく一方だったりとか、また見守りぼっくす事業に関しては一本化したほうがいいんじゃないかなどなど、いろんな御意見が出ておりましたが、たしか市長参加されてたなって思ったんですけども、聞いててどう思ったかなと思ひまして、質問をしたいと思うんですが。

○市長（尾崎保夫君） 外部評価ということで、できるだけ出られるときは聞いてみようかなと思って、今回は2回ほどだったでしょうかね、一応聞かせていただいたわけですけど、今シルバー人材センター、それから社協の補助金についてのお話がございます、それぞれの団体につきましては私ども市にとっても非常に大切な団体だというふうには考えてございまして、その事業のあり方につきましては、時代の移り変わりによって大きく変わっていくこともあるんだろうというふうには思っております。

そういった意味で、今後ともその辺の意見を大切にしながらやっていければなというふうに思っています。

外部評価につきましては、私、ここで3年になりますけども、本格的に始めて非常によかったかなというふ

うに思っています。いろんな御意見をいただいたということもありますけども、一番よかったのは、職員と違う立場で、あるいは違う目線でお話を職員が直接聞いたというのがよかったかなというふうには思っています。いろんな立場の方がいろんな考え方を持ってますので、自分たちの事業がそういう立場の方から見た場合にどう解釈されるのか等含めて、今後職員にとってはいろんな事務事業を考える上ではプラスになってきたのかなというふうには思ってますし、またそういう意味では今回のような機会を設けていければというふうには思っています。

ただ、問題は委員になっていただく方が誰でもいいというふうには私は思っていません。やはりそれなりに御自分の考え方をきちっと持っているということと、それから余りにも主義主張が多過ぎちゃうとまたうまくいかなくなるとか、非常に難しいところはあるかなというふうには思いますけども、少なくとも御自分の考え方をきちんとお持ちで、かつ人の話も聞けると、そんなふうな方がいいのかなと。要するに円滑に回っていくのかなというふうには思っているところです。これからも外部評価というものを進めていければやっていきたいなというふうには思っています。

○14番（関野杜成君） 市長、ありがとうございます。

実際のところ、シルバーだったり、社協だったりっていうのはある意味委託事業だったりもありますんで、そういう意味では民間よりもしっかりしたというか、なかなか潰れにくい企業ではあると。そうなると、だんだんだん甘えというか怠慢が出てくる部分もありますから、できることであれば、言えるのかどうか、形式的にどうなのかというのがありますが、しっかりしろとか、この部分はやはりこうして行ってほしいとか言える部分があれば、そういうのを伝えていって、せつかくあるものですから、うまく生かして行ってほしいなということを要望しておきます。

それでは、次に、大きな2番目のまちづくりについてです。

まちづくりの1番目、公園や緑地についてですけれども、実際のところ96カ所あって30年以上たってるというようなことでした。この公園に関しては私も10年前、1期目から、子供から大人まで利用できる公園整備という形をお願いしてきたり、私が自腹で北京のほうに行って北京の各公園を見たときに健康器具があったというようなことで健康器具の設置等も要望して、場所によっては設置されてる部分も少なからずあるんですけども、やはり見るとそれはそれ、これはこれで別々になってしまってるなというふうには考えてます。

そういう意味では、特色ある公園についてのこの冊子のほうを見てみますと、コミュニティの形成の場となるようにというふうなことも書かれていますから、今後はそういったことを考えながらやっていっていただけるのかなというふうには思っております。

もちろん、この冊子を見ると、正直あぁいい公園だな、こういった公園ができたらなって思うものもあれば、こんな公園要らねえだろうっていうような公園も正直あります。余り言うといろいろとありますんで言いませんが、そういう意味では、他の議員の質問の中でも、まずどれからやっていくかというようなことで、魅力的な遊具のある公園というようなこと言われてましたが、この印象的で人気のある遊具の例っていうんですかね、これってある意味次のページの冒険ができる公園、たしか立野西公園でいいのかな、四中の隣の公園でこの1年間ずっとやられていたようなこともあったと思うんですけど、ちょっと似たようなものかなというふうにも思うんですが、もしこういった形で魅力的な遊具のある公園、このようなものができてしまうと、あそこの事業というか、あぁいったせつかく子供たちが楽しそうに遊んでいるいい事業自体がなくなってしまうのかなって思うんですけど、この点についてはどんなことを考えているんでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 立野西公園で行っておりました冒険あそびにつきましては、今年度の分として事業は一旦は終了してございます。来年度に向けて今年度の課題等を整理した中で再出発していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

正直、ここに書かれてるいろいろな公園なんですけれども、市内の1カ所にあるという形ではなかなか利用の仕方も難しいのかなと。例えば端と端であったり、そういった市内に2つずつあるような形をとられれば、全ての市民の方がいろいろな公園を利用できるのかなというふうに考えて質問をさせていただきました。

そういう意味では、今後29年度に地域の声を聞いて30年から建設をするというような他の議員への答弁もありましたけれども、そういった形で地域の方に声を聞くという部分なんですけれども、多分自治会の方とかそういったところになってくるのかなと。自治会の役員の方とかなのかな、というふうに思うんですが、正直私ここがいつも疑問に思っておりまして、例えば自治会の役員の方だけに声を聞くとなると、正直自治会の会員方からどういった声があったのか、または自治会に入られてない方、地域の方から声があるのかどうか、そういった部分が見えてこないのではないかなというふうに思ってます。

そういう意味では、せっかく自治会の役員の方と話をするのであれば、いつどこでどんなふうに会員の方から意見を聞いたとか、またはそういう地域の声を聞いたとか、そういったこともしっかりと各担当の方は聞いた上で声を聞き入れてほしいなというふうに思うんですけれども、これ実際パブリックコメントというか、市民アンケート、市民募集というのかわかりませんが、そういった部分はできれば徹底してほしいなというふうに思うんですが、どのような考えでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今後この特色ある公園の整備を進めていくわけでございますけれども、基本的には、現在懇談会というものをつくって検討を始めてございます。実際に設置する場所が決まってきました後に、ワークショップというものをその地域の方々のお声を聞くという場を考えてございます。このワークショップにつきましては、自治会の方の代表だけに限らず、20人から30人ぐらいの方々にお集まりいただきまして、それぞれどういう形がいいかというところをより具体的な議論も進めていきたいなというふうに考えておりますので、当然懇談会におけますそれぞれの会の代表の方々、場所の設定の中ではそういったこともありますし、またその会の代表の方々は、その会の中の会員さんについても御意見を聞いていただくように私どもからもお願いはしていきたいなというふうには考えておりますので、そういったところで多くの方々の御意見を伺いながら検討を加えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

2番、3番、4番も同じようなことなんですけど、最近パブリックコメントというような形で聞きましたっていう書類を市のほうからいただいているんですけど、件数が十何件、だけれども実際来たのは3人からとか、ちょっと正直どれだけ市民の目にそういったものが入っているのかなと。意見を言いたい人はたくさんいるけれども、そのタイミングがつかめてないんじゃないかなというところでこういった質問をさせてもらってます。

ある意味ワークショップ等、そういったのをやられるということですから、いいかなというふうには思いますが、公園であれば公園を利用してのお母さん方がやはりおりますので、そこに行って意見募集みたいな、そういう紙をお渡しして意見を求めるとか、そういうのも必要かなというふうに思ってます。もちろん、その

全ての意見を公園に集約しろとか、そういったことを言うつもりもありません。市としてどういう街並みをつくっていくかということもあった中で、やはりその中でこういった公園をつくっていくかというのが決まってくるので、ただやはり先ほども言ったように言われてみなきゃ思いつかないものというのがありますんで、多くの方の意見を取り入れていただきたいなというふうに要望をしておきます。

それで、先月タウンミーティングでたしかこの特色ある公園についてというのをやられたときに、小学校の子供たちが来て、手を挙げて恥ずかしながらも一生懸命意見を言われてました。スケートボードをやる場所がないと。ある意味スケートボード、たまたまなのか何なのか、今回オリンピック競技にも決定をしたというところもありますし、以前から私もスケートボード自体を何とかそういうバンクをつくってほしいというようなお話をしました。

このスケボーのバンクとかができれば、ある意味インラインスケートだったりBMXだったり、昔BMX自体も、今は余り東大和とは名乗ってないのかもしれないですけど、元四中の乙幡っていう選手自体が世界2位だったり、15年前ぐらいかな、商工祭りでそういったことも披露したりと、いろいろやってる方もおります。

そういう意味では、せっかくこのスケートボード自体がオリンピック競技になって、そういった場所自体もつくってほしいなっていうふうには思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） スケートボードパークの実現についてという中では、現在のところ、専用施設という形ではつくる予定はないと。今後におきましては、皆様方の意見をお伺いしながらというような形になりますが、やはり組織的なものがないと成り立たないのかなというところがありますので、その辺のところを徐々にではありますが調べていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 私も以前、お話ししたときに、全てのそういったバンク等をつくってくれという要望はしていません。ある意味立川のほうのモノレール下にできて2,500万円も使ったものですけど、あれは正直だまされてるなって私からすれば思います。私の友人も実際そういったものをつくれる人間がいて、あんなもんは簡単につくれるから、できるのであれば場所を提供していただきたいと。そこに関してはコンクリートでつくるのか、それとも木材でつくるのか、また鉄でつくるのか、いろいろやり方があるので、やはり場所があることによってそこから先が動くというようなことも言われております。最後のほうで市民との協働というところで市民プレゼン制度の話も出んですけども、そういった形で場所、この場所はじゃやっついていいよと。その場所でそういうバンクとかつくるつくらないに関しては、そういう団体というんですかね、そういうものがつくっていただければ可能なんだよっていうような形にできるような今後の公園づくりというものを考えていただければなということを要望して、公園や緑地については終わりにさせていただきます。

次に、運動場に関してです。

運動場に関しては、きょうの答弁の中でも28年度、都から街道のほうで運動場の形を考えてると。ただどういったものになるかは今後の調整だというようなことで市長の答弁にもありました。他の議員もずっと長々と、長年質問をされていますけれども、やはり給食センターができたことによって大人のサッカーグラウンドがなくなったというような質問も私はさせていただいたところですが、そのときの回答では、やはり今後そういう場所があるのであれば、なるべくサッカー場、そういったものもつくってほしいというようなことを答弁してもらっています。

今後正直生涯学習、生涯スポーツ推進計画だったり、いろいろな教育委員会の権限に関する云々の報告書等

にもスポーツ施設の整備を進めるというふうに書いてありますので、力を入れてほしいなと思うんですが、実施計画のほうにちょっと書かれてないところが本当に力を入れているのかどうかというところがあるんですけども、その点についてはどんな考えでいるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 当市の運動施設につきましては、市長答弁にもございましたとおり、他市と比べて不足しているということは認識しているところでございます。

ただ、運動施設を整備するためには広大な用地の確保や、それに伴う多額の経費が必要ということになりまして、なかなか簡単につくれるというものではなくこれまでに至っております。

本年の1月に社会教育委員会議のほうから出されました提言の中でも、近隣のまちに比べまして運動施設が不足しているという報告をいただいてきております。そういう中、そのような経過がある中で、今回東京街道団地の建て替えの計画に際しまして1ヘクタール程度の規模の運動広場を早速市として要望をいたしまして、それが認められたというふうに認識をしております。

今のところ、まだ具体的な調整に入っていないんですけども、サッカーが基本になるような運動施設となるよう進めてまいりたいと思っております。

あと、実施計画の話でございますけども、本年4月に東京都から運動広場のことが示されたわけですが、なかなか具体的な整備内容、それから費用負担、その話がまだ決まっておられませんことから、実施計画のほうには載せることができございません。

今後東京都との具体的な調整が進む中で市が負担すべき費用等が明確になりましたら、実施計画で検討をしていくことになるかと、そのように考えてございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

ある意味公共施設等総合管理計画というものも今案としてつくられてる中で、本当に東大和のまちを今後どうしていくかということもありますから、そういったものも踏まえながら教育委員会として市部局のほうには大きな声を上げていただきながら進めていただきたいなというふうに思っております。

もちろん、初めからじゃこれだっというふうな話にはならず、多分もちろんこういったものもいろいろな体育団体、体育協会とか、そういった団体から声を聞いたりとかしなければいけないのかなというふうには考えております。その点についても、先ほど公園でも言ったように、例えば体協の代表者が出てきた、じゃその体協の代表者が各スポーツ連盟の声を聞いたか、またはそのスポーツ連盟の会員さんが声を出したのかというところが私は見ると実際それはないんじゃないかなというふうに感じておりますので、そういった代表からの意見を聞くということも一つですけれども、先ほど言ったように、例えば桜が丘のグラウンドまたは東大和体育館とか、そういったいろんなところに行って意見募集、先ほどのパブリックコメントじゃないですけど、そういった紙を皆さんにお渡しして意見を求めるとか、多くの意見をまずは集めていただきたいなというふうなふうに考えておりますが、こういったことに対してはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 運動広場の整備に当たりまして意見をどのように聞いていくかということについてでございますけども、今回、今お話をしました東京街道団地のことでお話をさせていただければ、まずどういう種目ができるのかによって聞く方々が決まってくるかなと思っております。もちろん体育協会には聞きますが、体育協会を通じてその運動広場を使う種目の団体に聞いていくことになるかなというふうには考えております。やはり使う人たちの意見を聞かなければ使い勝手のいい運動広場になっていかないとしますので、

そのところは体育協会だけでなく、その傘下の皆さん、利用する種目の団体の皆さんに意見を聞くような形でいきたいとは思っております。そこは体育協会と今後も調整をしながらやっていくことになると思っております。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

体育協会だけじゃなくても、実際利用団体というんですか、登録されている方々、データでもいっぱいありますから、そういったところに直接聞いてもいいのかなというふうにも思いますし、形が決まればその形に見合った連盟とか団体にしていけばいいのかなというふうに思っておりますので、その点はしっかり市民の意見を聞いた上で実施していただければなというふうに思っております。

では、次、3番目、駅前の繁華街についてなんですけれども、まち・ひと・しごと総合戦略などに観光客をふやすというふうに書いてあったので、ちょっと今回こういった形で質問をさせていただきました。これについてはどのような考えなのかお伺いします。

○産業振興課長（小川 泉君） 今御質問者のほうから質問のございましたどのように観光客をふやすのかといったことについてでございます。

当市におきましては、東大和市の産業振興基本計画におきまして、産業の活性化に向けた一つのアプローチの方法として観光の活用というのを掲げております。市内外に向けてわかりやすく産業振興の方向性を示していくようにということで決められたものでございます。農・商・工業の各産業を観光事業といった横串を刺して連携を図っていくといったイメージでございます。

そういった中で、新たな視点で新しいつながりを生む地域の魅力の創造と、市民と課題を共有するとともに協力を得ながら観光事業を推進し、来訪者の促進をするようなイベント、事業ですね、などの実施によって交流人口の拡大を図って、地域の活性化を通じた産業の振興を図ってまいりたいといった意味から観光客をふやすということで今イベントに注力をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） なるほど、私がかちょっと考えてた観光と違うのかなというところもあるんですけど、大丈夫です、市長、担当課と話しますんで。私が考える観光っていう自体が、まちを歩いて、まちに泊まって、まちで遊ぶという部分をちょっと考えていたんですが、正直東大和、泊まる場所がないというところもあるんですけど、正直ここ10年、20年見ていると、例として挙げると東大和駅前自体が大分飲食店等がなくなってきてしまったと。たしか私が議員になる前、20代のときに何かで聞いた話が、人口密度に対して飲み屋が一番多いまちというようなお話も聞いたことがあります。

そういう意味では、やっぱりそういう繁華街がしっかりしていることによって観光として来た人たちがお金を落とすんじゃないかなということで今回ちょっと質問をさせていただいてるんですが、ちょっと私の知人に東村山のほうの久米川と、あと東大和駅前のほうにお店を出してる人間がおります。そういう意味では、夜のお店というところなんですけれども、夜のお店というと飲食店だったり、居酒屋、パブ、スナック、クラブ等があるんですが、そういう意味ではこういったことをやるには警察の管轄なのかなというふうにも考えております。

何が言いたいかっていいますと、先ほどの公園、グラウンド等に関しては都の都市整備局だったりしますけれど、こういったものは警察です。そういったところでの人間関係っていうのはどのようになっているのかな

ということで質問させてもらってます。前も防犯に関して警察にもっと顔を出してくださいというようなお話をさせていただきました。そういう意味では、基本的には同じルールのもとに許認可というものは出しているということなんですが、大和と久米川だとちょっとおり方がうーんという部分があるらしいです。らしいというか、私も昔、飲食やってたんでわかるんですけど、場所によってやっぱりおり方が全然違う部分もあったりするんですね。

そういう意味では、東大和市としてどのようにこういった場所を発展させていこうと考えているか、そういったビジョンを持って、そのビジョンを例えばうちでいえば東大和警察署のほうに伝えておくとか、そういったことをすることによって許可のおり方も違ってくるんじゃないかなというような形で質問をさせてもらっております。

そこです、実際のところ、今警察のほうにどのような頻度で例えばそういう観光だったり、繁華街ですから産業振興課としては行っているのか、またはほかの課としてはどのような頻度で警察のほうに顔を出しているのか、その点についてお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 警察との関係でございますけれど、まずは交通安全などの関係で東大和警察署の交通課のほうへは2日に大体1回ぐらいのレベルで行っているということです。また防犯の関係等ございまして、こちらにつきましては月に二、三回の割合で生活安全課のほうに行っているというようなお話を伺っています。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 産業振興課といたしましては、警察との連携につきましては、観光事業を行う際に、例えばまかんべえ〜祭のような大勢の集客があるイベント、こちらにつきましては生活安全課のほうに、場内に大勢のお客さんが集まりますよということで、何らかの、今不用意な事故、事件というのがございまして、そういったことが起きないように、また起きたときには早急に対処いただけるようにイベントの情報提供をさせていただいています。

また、ウォーキングイベント等を行う際には交通課のほうに市内の道路を大体何名ぐらいの方がどういったコースで歩きますよということで届け出をさせていただいてるといったことでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 私もお祭りをやってるんですけども、そのときには実際規制をかけていただいたりとか、そういったことをやってるんですが、やはりいきなり行ってもなかなか許可はおりないです。そういう意味では、初めてやる事業であれば、1年ぐらい前からこういった形でという相談をしながら申請をしていくまたは継続的なものであれば3カ月、半年前ぐらいから相談をしながらというようなことをしております。

そういう部分では、ある意味顔と顔が私もつながってる方がやはり長年いたりという部分もありますので、そういうところだと、ああいいよ、わかった、じゃこれねというようなことで話も早く進む部分もありますので、先ほどの答弁であれば、2日に一遍、または数カ月に一遍というような、都市計画課長がお答えしておりましたけれども、産業振興としても今後街並みをどうしていくかっていう構想を持った暁には、定期的にうまかんべえ〜をやる際にだけではなく、定期的にお顔を出して、交通課、ころころ変わるんですよ、あそこなぜか。そういう意味では、なるべく変わった人がちゃんと顔を覚えてもらえるような、それぐらいの人間関係をつくっていただきたいなというふうに思っております。これに関しては要望とさせていただきます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関野杜成君） それでは、2番目、まちづくりについての最後の④になります。

市民との連携や協働といいますと、私ですと市民プレゼン制度というところになるんですが、公共施設等総合管理計画の中にも地域住民やNPOなど各事業者との創意工夫、各活動との連携を図りとあります。そういう意味では、やはりいろいろな市民の方との連携が、市民団体との連携が必要なというふうには考えておりますが、副市長にお伺いします。

市民プレゼン制度なんですけれども、数年前に私が質問をしたときに、東大和市職員の市民協働の推進に対する指針等を作成した後に市民プレゼン制度は実施していきたいというような答弁があったことを記憶しております。首をかかげていますが、私は記憶しております。議事録にもあります。ですが、今回実施計画にちょっと載ってないんですね。ある意味すぐやったからといって効果が出るものではなく、やはりいろいろやりながらよかったこと、悪かったことで変えていかなきゃいけないというふうに私は思っているの、これってというのはいつになったら実施されるのかなということで質問をいたしました。回答をよろしくお願いいたします。

○副市長（小島昇公君） 数年前にお答えをということでございました。細かいお答えがどうだったかというのはちょっとよくわからない部分はあるんですけども、なかなか即答ができる内容ではございませんので、少しお時間をいただきたいというふうに答えたように私の中にはあるんですけども、いずれにいたしましても、施策を進める柱に市長は市民との協働というのを掲げてございます。実際に去年もことしもいろんな事業をする中で、いろんな団体を含めた市民との協働というのはかなり進んでるのかなと思っております。そして、市民協働の推進に関する指針というのも職員の中ではつくりまして、みんなが同じ方向を向いて仕事ができるようにということを進めてございます。

関野議員のおっしゃるそのところがいつかというお答えについては、もう少し、26市の中でも半数ぐらいが実際に行っているということについては事業主管課のほうでつかんでございまして、ここの協働のところを進める中でプレゼン制度についても検討をしていく必要があるのかなというふうに考えてございますので、いつ実現しますというのはちょっと御容赦を願いたいと思います。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

この市民プレゼン制度、もともとたしか仙台のほうで行って、それを私が視察に行ったわけじゃなくて、たまたま仙台が田舎だったんで行ったついでに役所のほうに駆け込んでみたらそういった事例があったという部分もたしかあったかなというふうに思っております。そのときは26市ではどこもやってなかったというところから提案をして、今半数がやられてるところですから、先ほど副市長からの答弁もありましたように、市長も協働というところを掲げてるということであれば、なるべく早く実施していただきたいなと。もちろん、今は公共施設等の総合管理計画等もいろいろつくっております。

ある意味行政だけで管理できる部分、もちろん市民に御協力いただいてという部分も今後考えていくと思いますので、じゃ協力してもらおうと思ったときにお願いするだけではすぐにはやはりできないという部分もあ

りますので、何年かやはり少し準備期間というんですかね、そういうものも考えた上で早急に対応していただきたいなというふうに思っておりますし、こういう言い方も失礼ですが、私見てると、正直今の市のほうがやってる市民協働というのは、市のほうが考えた上で市民にやらせてるという言い方が適切かどうかかわからないですけれども、そういう意味ではやはりやらされてるよりもやってるというようなほうが長続きします。

今回のたしか一般質問の中の子育て支援、実川議員か何かが武蔵村山で子育てのというようなことでNPOの方が、まずは団体の方がそういった場所をつくって、そしてNPO化して、それに市のほうで補助をつけたというような話がありました。あれは多分市のほうがそういった場所をつくるからやってくださいっていうと、多分業者がやるような形になります。市民がやるとなるとなかなかそれは継続できないんじゃないかなっていうふうに思いますので、ある意味武蔵村山の形というのが本当の市民プレゼンじゃないですけども、市民として協働という中に入ってくるのかなと思いますので、なるべくまだまだ、今でもこういうことやりたい、ああいうことやりたいっていう市民の団体の方、多くたくさんおりますので、そういったものを情報を把握しながら、この制度、早急にやっていただきたいなというふうに要望をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そこでですね、といっても、ある程度私の考えは伝えてしまったので、以上の形で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1として、高齢者の医療・介護の施策についてです。

①として、厚労省は2017年度より後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減を段階的に廃止することを計画していると報じられました。負担増による受診抑制が心配されています。市の認識と課題を伺います。

②として、2017年度より実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について現状と課題を伺います。

③として、厚労省は2018年8月より介護保険の3割負担導入を計画していると報じられました。また、軽度者への利用制限と負担増などにより必要なサービスが受けられなくなることが心配をされております。市の認識と課題を伺います。

続いて、大項目の2ですが、市営自転車駐輪場についてです。

2017年度中からの市営自転車駐輪場の有料化案が示されました。

①として、駅前駐輪場について現状と課題を伺います。

②として、利用者に与える影響について市の認識を伺います。

大項目の3では、図書館の指定管理者制度導入についてです。

市は、図書館への指定管理者制度導入を実施する方向で計画を進めていると伺いました。

①として、公共図書館が担う役割について伺います。

②として、現在の図書館事業の課題について伺います。

③として、指定管理者制度の導入について、これまで市の内部で、また図書館協議会ではどのような議論があったのか伺います。

④として、指定管理者制度の導入は図書館の役割を損なうのではないかという意見もあります。市の見解を伺います。

大項目の4では、小中学校の演劇鑑賞教室について伺います。

小中学校での演劇鑑賞教室の機会が年々減る傾向にあるという声が市民から聞かれます。これ全国という意味ですが、聞かれます。

①として、演劇鑑賞教室の目的について伺います。

②として、実施に当たっての現状と課題を伺います。

以上です。

再質問につきましては自席にて行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、後期高齢者医療制度の保険料特例軽減の段階的廃止についてであります。国は、医療保険制度改革骨子により、平成29年度から原則的に保険料の軽減特例措置を廃止し、政令本則に戻すとされておりますが、具体的な見直しの内容につきましては、現在国の社会保障審議会におきまして議論がなされております。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は被保険者の負担を最小限に抑え、急激な負担の増加とならないようきめ細やかな激変緩和措置等を講ずることを厚生労働大臣に対して要望しております。

市としましても、東京都市長会など関係機関を通じ国へ強く働きかけるよう東京都に対し要請を行っているところであります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の現状と課題についてであります。市では平成29年4月から総合事業に移行するため準備を進めております。平成28年11月25日に市内の介護事業者に対しまして訪問型サービス及び通所型サービスに係る類型、基準、単価、スケジュール等の説明を行いました。

今後の課題につきましては、新たな介護人材の確保やサービスの質の確保、向上等が課題であると考えております。

次に、介護保険制度の改正についてであります。国では、平成30年度からの介護保険制度の改正に向け、社会保障審議会介護保険部会において議論が進められております。

今後国においては平成29年の通常国会に介護保険法の改正案が提案されるとのことでありますことから、市では引き続き国や東京都からの情報収集を行い、制度改正に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、市が設置している自転車駐輪場の現状と課題についてであります。市内各駅周辺の市が設置している自転車等駐車場におきましては、市が委託により駐輪整備及び指導を行うことにより環境整備に努めております。

しかし、ほとんどの施設で利用率が100%を超える状況にあり、駐車空間の不足や利用マナーなどによりまして安全性、利便性、快適性の低下を招いております。また、自転車等の放置により駐車環境や公共空間等においてさまざまな問題が生じております。

これらのことから、自転車利用の抑制、受益者負担の適正化、鉄道事業者等との役割分担、環境改善、市の負担軽減といった課題への対応が必要となっております。

次に、利用者に与える影響についてであります。現在市では、平成28年9月6日の全員協議会において市議会議員の皆様にご説明させていただきました各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）のパブリックコメントを終え、計画策定を進めております。この計画を実行することによりまして、利用者の安全性、利便性、快適性の向上が図られるとともに、適正な受益者負担に基づく市民負担の公平化を図ることができるものと考えております。

利用される市民の方々等には御負担をお願いすることになりますが、秩序ある自転車利用を推進するものとして御理解をいただきたいと考えております。

次に、図書館への指定管理者制度導入についてであります。公共図書館の役割につきましては、図書館奉仕を通して等しく市民の皆様の生涯学習の実現に寄与するための機関として重要な役割を担っていると考えております。

図書館事業の現状における課題としましては、近隣市との比較においては開館日数等に大きな開きがあり、市民の皆様からも拡充の御要望をいただいているところであります。開館日数等の拡充が重要な課題であると認識しております。

次に、図書館の指定管理者制度の導入の検討についてであります。公の施設の管理運営のあり方検討委員会におきまして、指定管理者制度導入の検討を行っております。図書館につきましては、桜が丘図書館及び清原図書館につきまして、指定管理者制度導入予定施設として検討結果がまとめられたことを踏まえ、教育委員会に対しまして指定管理者制度の導入についての検討を依頼しているところであります。

なお、平成28年11月25日に開催されました国の経済財政諮問会議におけます議論内容やその際に提出された会議資料につきましても把握はしているところでありますので、今後国などの通知に留意してまいりたいと考えております。

検討の依頼を受けた教育委員会では、その検討の一つとして、平成28年10月25日に開催しました東大和市立図書館協議会において、中央図書館長から同協議会に対して地区図書館における開館日及び開館時間等の見直しについて諮問したところであります。

次に、指定管理者制度の導入の影響についてであります。指定管理者制度は平成15年6月に地方自治法が一部改正された際に導入され、公の施設の管理について、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定するものが管理を行う制度として法制化されたものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校での演劇鑑賞教室についてであります。演劇鑑賞教室は、児童・生徒が演劇等に触れることにより豊かな感性を育てることを目的としております。現在市内小中学校全校において各校が配当された予算の中で計画し、実施しております。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館協議会での内容と指定管理者制度の導入の影響について御説明をいたします。

初めに、平成28年10月25日に開催されました東大和市立図書館協議会の内容についてですが、まず中央図書館長から図書館協議会会長宛てに示した諮問書の内容について説明をいたしました。ここで利用者及び市議会からの御要望と市長から指定管理者制度導入の検討依頼を教育委員会が受けていることについて、また他市の状況についてなどを説明させていただきました。さらに、この協議会の後には指定管理者制度等の関係資料をお示しし、図書館協議会から御意見をいただくなどお願いをしております。

次に、指定管理者制度の導入の影響についてであります。市長から答弁がありましたとおり、指定管理者制度は平成15年6月に地方自治法が一部改正された際に導入された制度であります。これまでにこの制度を導入した他の自治体の一部に指定管理者による不適切な運営が行われていたという事例も報告されておりますが、指定管理者との協定書を締結する中で、他市の事例等も参考にしながら、公共図書館が担う役割が損なわれることがないよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校での演劇鑑賞教室についてであります。各学校における演劇鑑賞教室の実施によりまして、児童・生徒が芸術に対する理解をより深く経験することができ、普通ではなかなか、貴重な経験を味わえない、そういう体験をすることができます。

鑑賞教室の内容につきましては、劇団による演劇のほか、音楽や落語といった鑑賞を計画している学校もございます。間もなく示される新しい学習指導要領では、小学校の英語教育の充実やプログラミング教育への取り組みなど、さまざまな新しい教育内容が示されている中で、授業時数の確保や教育予算の配分など、今後検討していかなければならない課題もあると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、再質問をさせていただきます。

御答弁それぞれありがとうございました。

まず初めに、後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減の廃止についてお伺いします。

まずこの後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減というものはどういう措置であったのかということについて御説明をいただければと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 後期高齢者医療の保険料特例軽減措置につきましては、国におきまして後期高齢者医療制度の施行に当たりまして、低所得者の被保険者に対します激変緩和の観点から、平成20年度の制度発足以来、均等割政令本則の7割軽減を一律8.5割軽減とし、平成21年度からは8.5割軽減世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯につきましては9割軽減、それ以外の被保険者につきましては引き続き8.5割軽減を実施してまいりました。

被用者保険の被扶養者でありました被保険者の方につきましては、同様に制度施行の激変緩和の観点から、平成20年度から平成23年度までの間、均等割本則5割軽減を一律9割軽減とし、所得割は賦課しないこととしてまいりました。平成24年度以降も同措置を延長してまいりました。

また、所得割を負担する被保険者のうち、保険料の算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の方につきましては一律50%軽減を実施してまいりました。

なお、この軽減措置に係る経費につきましては、全額が国費負担となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、この特例軽減の廃止に関して、これまでの経緯と今後どのようなことが検討されているのかということがわかれば教えていただきたいんですが。

○保険年金課長（越中 洋君） 厚生労働省の資料から御説明申し上げます。少々長くなることを御容赦ください。

後期高齢者医療制度の保険料のこの軽減の特例につきましては、昨年1月の社会保障制度改革推進本部にて取りまとめられました医療保険制度改革方針におきまして、段階的に縮小すること、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することによりまして、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻す、また負担増となる被保険者の方につきましては、きめ細かな激変緩和措置を講ずることと、このようにされていることを踏まえまして検討されております。

11月30日に開催されました厚生労働省の社会保障審議会におきまして、これまでの議論から段階的に見直しする方針が提示されました。保険料均等割のうち9割軽減と8.5割軽減につきましては2つの案が併記されまして、1案といたしまして、平成29年度から所得割を本則に戻し、均等割につきましては0.5割ずつ軽減割合を引き下げ、平成32年度に本則の7割軽減に戻すというものでございます。2案では、介護保険料の軽減拡充などとあわせて本則に戻すものとされております。また、平成29年度からは、所得割の5割軽減の廃止と被用者保険の被扶養者の軽減を段階的に本則に戻す見直しについて、こちらにつきましては両案とも共通のこととございます。

被用者保険の被扶養者の軽減の見直しにつきましては、平成29年度は所得割を賦課しない特例を維持した上で均等割額を5割軽減し、平成30年度は本則の資格取得後2年間は所得割は課さず、均等割額は5割軽減され、資格取得3年目以降は軽減がなくなることとされております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この特例軽減が廃止された場合、被保険者の負担というのは具体的にはどれぐらいの増加をするものというふうに見込まれるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 仮に平成29年度より本則に戻されるといたしますと、平成25年度の被保険者均等割額、28年度の均等割額は年額で4万2,400円でございますので、9割軽減では年額4,200円、8.5割軽減では年額6,300円でございますが、7割軽減になりますとそれぞれ年額で1万2,700円となります。

後期高齢者医療加入以前に被用者保険の被扶養者であった被保険者の方の均等割につきましては、9割軽減が5割軽減となりまして、均等割額、こちら年額4,200円が年額で2万1,200円となります。

また、例といたしまして、基礎控除後の所得金額等が58万円で50%軽減に該当しておりまして、所得割額の軽減が50%軽減に該当しておりました被保険者の方につきましては年額2万6,300円から年額5万2,600円となります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この社会保障審議会医療部会の11月30日に行われた会議の資料を見せていただいたんですけども、年金から天引きするから2カ月に一遍ずつ引かれるわけなんですけれども、年金から医療の保険料の引かれるわけなんですけれども、2月、4月、6月、8月っていうのは前の年の保険料を参照して仮徴収される、10月からは本則に従って徴収されると、こういう仕組みになってるんで、ちょうどそれぞれの方でいうと10月から引き上がるということになるそうであります。

この厚労省の資料では、先ほど御紹介された1案について示されてるんですけど、8月と10月の差でいうと軒並み2倍、それから被扶養者の方でいうと近く届く、最終的には10倍というところまで引き上がると、非常にこれ、引かれた方から見たら何かの間違いいではないだろうかというような驚くような数字が示されております。

した。

そういうようなことなのだなと思ってるんですが、続きますが、こういった負担ということになりますと、被保険者に与える影響についてどういうことが見込まれるのだろうかというところについてお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 軽減特例が廃止される場合は、影響につきましては東京都広域連合の資料をもとに算出したものなんですけど、こちらで東大和市の被保険者の方につきましては、影響を受ける均等割軽減の対象の方が、9割軽減の方が2,095人、8.5割軽減の対象の方が1,493人、被扶養者の軽減の対象の方が301名、合計で3,889人となっております。

影響額といたしましては、9割軽減の方が全体で1,311万円程度、それと8.5割軽減の方は745万円、このくらいの影響があるというふうに考えてございます。被扶養者軽減の軽減額の影響額につきましては273万円、合計では2,330万円ぐらいというふうに推計してございます。同様に、所得割額の軽減の影響につきましては、金額では927万円、影響を受ける被保険者数は580名と推計してございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** また、東京都広域連合では独自に行ってる軽減もあるというふうにも伺ってるんですけども、特例軽減廃止された場合はこれには影響が出てくるんでしょうか。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 東京都後期高齢者医療広域連合独自で所得割につきまして75%及び100%の軽減という独自軽減を行っておりますが、東京都広域連合によりますと、国の特例軽減措置の廃止は今の段階では厚労省の案という段階でございますので、広域連合独自の軽減の継続につきましてはまだ本格的な議論はなされていないということでございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 高齢者は一般に年金生活者だと所得が増加しないというか、この間ずっと年金減ってるわけですが、これほどの大きな負担ということになりますと、受診にも大きな影響があらわれるのではないかなというふうに心配がされます。市の認識をお伺いしたいと思います。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 軽減特例、特例軽減の見直しとあわせて実施するとされております低所得者対策がどのような形になるか、不確定要素が大変多く、負担増によります受診抑制につきましては、現状では影響をはかることは困難でございます。

ただし、今後もふえ続けます高齢者に対しまして安定した医療制度とするために東京都後期高齢者医療広域連合や関係区市町村と連携を図りながら、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** これについては市長会ですとか広域連合は国に対して何か早速アクションを起こされたりとかいうようなことはあるんでしょうか。

○**市民部長（関田新一君）** 広域連合、また市長会の対応ということでございます。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、11月17日に国に対しまして要望をしたということでございます。この要望書では、現行制度の維持を求めるということでございます。また、やむを得ず見直す場合には、被保険者の負担を最小限に抑えるということ、急激な増加とならないようきめ細かな激変緩和措置を要望しているということでございます。

また、市長会でございますが、東京都予算編成に対する要望事項ということで、保険料の軽減特例の見直し

につきましては被保険者への影響が懸念されることから、同様に国に強く働きかけるよう要望したというふう  
に聞いているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 全国保険医団体連合会というお医者さんの組織があるんですが、ここがことし4月に  
約1万2,000件の医療機関からデータを集めて、患者の受診の実態という調査をされたそうなんです。この  
調査によりますと、今、医療費負担などの経済的な理由によって治療の中断や投薬の拒否などの治療中断が5  
年前の調査よりも2%以上増加して、全体では41%が病院で受診の中断をされたという経験を持つてい  
うふうに答えられているそうです。

特に治療の中断が生じた患者さんなんかは、内科の関係でいうと高血圧症ですとか糖尿病が6割を占めてい  
たということで、治療の中断によって重症化が懸念をされていると。糖尿病性腎症が悪化し透析が必要になる  
と、こういう事態になりますと1人当たり年間500万円の治療費がかかるということなんだそうです。国が進  
めてる重症化予防にも逆行することになりますし、75歳以上の窓口負担は2割化っていうことも出てるわけ  
ですが、7割を超える医師、歯科医師がこれは受診抑制につながると、こういう懸念も同時にこの発表の中  
では示されております。年金生活者への影響を危惧する意見も多く寄せられていると、こういったことが報道さ  
れております。

我が市も糖尿病の重症化予防に力を入れてきているわけでありましたが、こういった努力も今度のこの負担増  
から生じる受診抑制ということが起こりますと、これまでの努力にも水を差すと、こういうことになるのかと  
いうふうに思います。

そこで伺いますが、今回の保険料特例軽減措置の廃止も高齢者の受診抑制につながることは私は明白だと思  
います。後期高齢者医療保険料の滞納者は全国で24万人、正規の保険証をもらえないという方も2万5,000人  
にも達しているということも言われております。軽減措置の廃止が行われれば保険料が10倍近くなる場合もある  
ということも先ほど厚労省の資料でお示したところですが、自治体から厳しく撤回を求めるとい  
うことについて、先ほども市長会等を通じてということでお話がありましたが、特に個々の市からもぜひ声を上げ  
ていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田新一君） 先ほども東京都の広域連合、また市長会のほうも要望していくというお話をさせて  
いただきましたけれども、市といたしましても医療負担による受診抑制につながらないように、東京都後期高  
齢者医療の広域連合を通じまして現行制度の維持をすることを要望いたしまして、先ほどもお話をさせてい  
たいただきましたけれども、見直しに際しましてはきめ細かな激変緩和措置を、国による丁寧な説明、こちらについて  
周知を図るよう要望してまいりたいと考えております。

今後も高齢者の方が安心して医療受診ができるよう、広域連合等を構成する自治体といたしまして、国の動  
向に注視をするとともに適切に対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次に、介護予防・日常生活支援総合事業の準備状況について現状と課題をお伺いいたします。

11月25日に開催された事業者連絡会の説明資料並びにパブリックコメントの結果もいただきました。資料に  
沿って逐次伺いたいというふうに思います。

まず初めに、現行の要支援1・2の方が利用している介護予防サービスの利用状況について伺いたいという

ふうに思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 27年度実績でございますけれども、介護予防訪問介護、延べ件数でございます、2,865件、回数は1万6,789回、介護予防訪問看護、延べ476件、1,846回、介護予防通所介護、延べ4,009件、件数は2万2,192回となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、次伺います。

この資料の中の、ページも順に行きますので、訪問型サービスの概要という説明がありますが、この中で現行相当サービスでは排せつ介助などの身体介助と組み合わせて掃除、洗濯などの生活援助を行うが独自緩和型サービスAでは身体介助はなくなって生活援助だけになると、このように説明があります。これは身体介助が必要な状態だと認められれば現行相当サービスにとどまり続けることができるという意味合いなのかどうかということを確認させてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） サービス提供に当たっては、介護予防のケアマネジメントというのがまず必要になるんですけれども、その中で身体介助がサービスとして必要だというふうになった場合には、現行相当サービスによるサービス提供ということになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 次いで、緩和サービスのAの提供時間が書かれているんですが、ここでは45分から60分、記録作成時間を含めるとあるんですけれども、記録作成、そのとき、そのときによって多少違うんでしょうけれども、大体実質、実際の生活援助の実務にかけられる時間っていうのは正味では大体どれぐらいになるとかいう感じの、何か目安になるものはあるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） サービスの提供時間でございますけれども、提供するサービスの内容で異なるということ、またサービス内容によって記録の作成時間も異なるということが予想されますから、記録作成時間についても細かくは現在のところは指定していない、想定していないというところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 続きまして、訪問型サービスの基準のところ伺いますが、定員や実際の利用数から見て人員配置に変化はあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず現行相当サービスでございますけれども、現在1事業者当たり必要人数は3人ということになってございます。緩和型サービスにおきましては、1事業者当たりの必要人数は1人ということになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 次のところですが、通所型サービスの概要のところですが、入浴サービスが必要な状態だと認められる場合ですと、現行相当サービスにとどまり続けられるということで、これも先ほどと多分同じだと思うんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） こちらについても身体機能等により入浴サービスが必要と判断された場合には現行相当サービスを御利用いただくということになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 短期集中予防サービスのCですけれども、これは3カ月で機能回復を集中的にやって、

それで一応卒業といったらいいんでしょうか、こういうようなものだというふうには伺っておりますけれども、機能回復した後の訓練の継続というのは、これは現行相当サービスの中で行われるのか、緩和型サービスの中で行われるのか、その他のところで担うということになるのか、これはどのような感じになるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 短期集中予防サービスの3カ月が終わった後ということでございますけれども、サービス提供後に実施をいたします事業評価、これを受けましてまた介護予防ケアマネジメントをつくりますので、その結果に基づきまして、今おっしゃった自立による卒業なのか、あるいはまた次のサービスにつなげるということを考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは和光市が先進例ということで、和光市の担当者の方、本も出されて、このCを卒業したらボランティアによるサービスBですか、ここのところで一緒に住民の皆さんと訓練を、訓練といったらいいんですかね、そういったものを続けていくと、こういうような説明がありました。今回はBがとりあえずこの制度の中に入ってきませんでしたので、確認のためにお伺いいたしました。

続きまして、通所型サービスの基準のところなんですけれども、定員や実際の利用人数から見て、ここでは人員配置に変化がありますか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 通所型サービスの現行相当サービスでございますけれども、こちらについては1事業者当たり必要人数は4人ということになります。基準緩和型サービスにつきましては1事業者当たりの必要人数は2人ということです。短期集中機能訓練の場合には1事業者当たり必要人数は1名ということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） またここのところでは設備面でも緩和がされていて、静養室ですか、これがサービスAの場合だと設置の基準から外れると、こういうふうになってるわけなんですけれども、この点では静養室なくて大丈夫なのかなと素朴に思うんですが、どうなんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 静養室につきましては、常に静養室を確保するというのではなくて、必要に応じて対応ができればよいというふうには考えているところでございます。対応ができるような人員配置を設定してございますので、緩和型サービスにおいては静養室の設置を義務づけなくても対応ができるというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これは現行相当サービスと緩和型サービス、並列的にやってる事業所も多分あるでしょうから、そちらのほうで使わせていただけるというようなこともシーンとしてはあるのかなと思いました。確認をさせていただきました。

それから、訪問型サービス、それから通所型のサービスの単価についてなんですけど、総合事業の上限額、これがこの中では書かれているんですけど、これはどのようにして決められるものなのかということをお教えください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 上限額の関係でございますけれども、国のガイドラインにおきましては、平成27年度から29年度までの移行期においては、事業開始の前年度の予防給付及び介護予防の事業の実績額に110%を乗じた額が上限額ということになります。

翌年度以降は、前年度の実績額に直近の3カ年の平均の75歳以上の後期高齢者の伸び率を乗じた額が上限額

と定められております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そうしますと、厚労省の総合事業のガイドラインというものがありますけども、これ見ると、市町村による効果的・効率的な事業施策として、総合事業と予防給付と費用の伸び率は中長期的に75歳以上高齢者数の伸び率程度となることを目安にすると、このように書かれています。介護給付の多くは人件費に充てられるはずですが、費用の伸び率を75歳以上高齢者数の伸び率程度にするということは必然的に介護報酬や介護労働者の賃金は現状維持か、またそれより低く抑えられるということになるはずですが、いかがなんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護報酬、労働者の方の賃金ということでございますけれども、まず本市における予防給付、介護事業の実績額でございますけれども、前年度比平均約111%の伸びでございます。

一方、本市の直近の3カ年平均の75歳以上の高齢者数の伸び率は約105.5%となっております。今回事業を設計する中で、サービス単価だけではなくて、サービス提供の基準緩和、さらにサービス事業者の安定的な運営も考慮して制度設計をしたところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この間私も一般質問で介護職員の処遇改善のおくれが現場での人手不足や職員の高齢化など深刻な実態を招いているということを紹介してまいりました。

市内の施設からは具体的な声は聞かれていないと前回は御答弁されてたかと思っておりますけれども、その後、市内の特養などの責任者の方々からも伺ってみますと、特に若年の介護職員の確保ができなくて現場は深刻だと、こういうふうにおっしゃっていました。

財源にキャップをするということが前提になれば、介護職員の賃金を上げないか、サービスの提供を抑えるか、利用者に負担を転嫁するか、このいずれかになるわけです。介護離職ゼロという政府の方針をみずから否定するようになるのではないかとというのが今回の制度の、財源上のということですが、心配ということがあるということ添えておきたいと思っております。

伺いますが、事業所への報酬は1回当たりの単価は引き下げ幅を縮小するように努めたということを他の議員からの質問の中でもお答えになられたようですが、一方で、月払い制から出来高制に移行されています。これは総体としてはどのような影響があるかということをお教えいただけますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 従来の月当たりの単価、これは包括単価というものでございますけれども、こちらについては利用者負担について必ずしも利用実態に反映していないではないかというような課題もあったところでございます。

一方、国の試算なんですけれども、要支援における通所介護の報酬が要介護と比較して割高になっているという指摘もなされているところでございます。

こうしたことを受けまして、今回包括単価から回数単価へ変更をいたしましたところでございます。これによりまして利用実態に即した報酬を支払うことができるようになるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これはパブリックコメントの中でも月払いにしてほしいという意見が出されておりました。私、この項を読んですぐ思い出したのが障害者の小規模作業所、ここでも報酬が出来高払いに変更されて、それ以来経営が非常に不安定で大変だということをおっしゃられていて、私も質問の中でも過去に取り上げた

ことがあります。障害者の方もそうですけど、高齢者の方もその日によってお体の調子が急に変わって、通所するつもりだったけどもできなかったとかいうようなことというのはままありますし、そういった中で、経営側からすると非常に不安定で心もとないというようなことも実際障害者の作業所の場合なんかはあるわけでありまして。ここでも高齢者のお世話する施設や、またその職員さんの経営、収入に影響するのではないかということをお心配しております。

続きまして、市の認定ヘルパーの研修についてなんですけど、緩和型サービスへの担い手は市独自の市認定ヘルパーの研修を経て現場に出るということになっています。これも他の議員さんからの質問で、緩和型サービスAは身体介助を行わないので、先行市の例を研究して2日間、10時間の研修としたとお答えになられていました。研修実施の委託をするということもあわせて書かれているんですけど、その際にどういう課題が考えられるのか、市の考えをお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認定ヘルパーの研修でございますけれども、研修につきましてはコミュニケーションあるいは対人援助などの基本的な部分、基礎的な部分ですけれども、こちらが重要だというふうに考えましてカリキュラムを検討しているところでございます。

委託に当たりまして、その基本的な部分、コミュニケーション、対人援助の部分の重要性を理解をさせていただいて、受講される方に対しても基礎的な部分を中心とした丁寧な講義をして、研修を受ける方の理解を深めていただきたいというふうに考えております。そのため、委託事務の事業者との調整、そういうところが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先行してるところではもう2年前から始まっておりますので、そういったところでの事業に参加されているヘルパーさんからも、この問題についてはどういうふうに考えてるかっていうお話聞く機会何度かありました。国は、当初は旧ヘルパー3級相当、私よく知らないんですけど、50時間ぐらいあるということなんですけど、ですとか、また介護初任者研修、これは130時間ほどというふうに聞いてますけども、こういった研修時間を目安にして自治体が決めるといっていたけれども、実際に国からガイドラインが来てみたら、これが先行自治体の好事例として紹介されているのが2日、ここでいうとおおよそ10時間前後の座学にこれを圧縮したものだったということでありました。2日間研修を行っている先行他市のプログラムと比較してみますと、今回書かれているプログラムの案では、今ほどお話ありましたけれども、コミュニケーション技術ですとか援助の基本などといった項目に少しでも時間を割けるようにと、こういう努力をされたんだと、そういう跡が見られると私は感じました。

しかし、130時間程度の介護初任者研修のシラバスと見比べてみますと、身体介助を行わないことが研修時間を5分の1ですとか10分の1まで切り詰めて圧縮すると、こういうことを可能にすることとどうつながるのかっていうのは正直言って不思議に思えてなりませんでした。

前回にも紹介しましたがけれども、現職のヘルパーさんたちは、生活援助は利用者の心身の状況を把握しながら必要に応じて声かけや介助を行い、また手を出さず見守る中で日常生活動作による残存機能の維持・回復を図っていると。国や自治体の担当者がこの専門性を理解しておらず、生活援助を家事代行と勘違いをしている、こういうふうに厳しい指摘をしております。

お伺いいたしますが、他の議員からもこれも触れられておりましたけれども、一方で、この案のやり方で、現場に出てから後、半年、1年、2年と節目で再研修を行って、実践を積んだ上でさらに介護の質の向上や従

事する際の不安を払拭すると、こういう研修のあり方もあってもいいのかなというふうに思います。

これについてははっきりした言い方ではなかったかとは思いますが、検討したいというような感じのお話もありましたが、確認のためにもう一度お聞かせください。

○議長（関田正民君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在事業開始前ということで、フォローアップの必要があるかどうかというところは現時点でなかなか決めるのは難しいというふうに感じております。事業開始後に事業者の方の意見あるいは認定ヘルパーの方の状況なども確認しながらフォローアップについては検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） よろしく申し上げます。

それでは、2018年8月からの実施を計画されている介護保険の3割負担導入についてなんですが、これはまずもし実施されれば影響を受ける市内の高齢者数、影響額については試算は可能なのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 恐縮でございます、3割負担になった場合の見込みの人数、影響額を算出することは、ちょっと現在の介護システムでは難しいということですので、数字としては出せないということでございます。

なお、現在2割負担の人数でございますけれども、今年度の介護保険の負担割合証を更新した段階で、3,486人の中で416人、11.9%の方が2割負担の方でございましたので、この方から3割負担の方が出るということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。またここについては具体化が見えてきたときにもまた改めてお伺いしたいというふうに思います。

意見となりますが、後期高齢者医療の特例措置の廃止のところでも述べましたが、財源にキャップをすることが前提となれば、介護職員の賃上げをしないか、サービスの提供を抑えるか、利用者に負担を転嫁するか、このいずれかになります。ここでは利用者負担増が選択されたわけでありませう。

さきに示された福祉用具貸与の自己負担化など、大変乱暴な社会保障改悪の計画がこの間示されておりますけれども、介護保険の制度設計にかかわった元厚生官僚の方々の方から見ても、これは国家的詐欺というそしりを免れないと、こういう指摘もされてるところです。安倍政権が来年度予算案の社会保障費の自然増分約1,400億円のカットを狙われてるということで、次々と負担増や給付削減を行うことにより介護離職ゼロの政府の方針をみずから否定することにもなり、これによって格差と貧困をさらに広げることになるのではないかと、このことを危惧をいたします。

この項についてはこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、市営自転車駐輪場についてお伺いします。

各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）の中で初めて全面有料化が示されました。この文書の中の冒頭の自転車等の整備方針についてという項の中では、有料化をすれば何々の効果が得られると、こういう効用が列記をされております。しかし、それがなぜ有料化という唯一の手段に帰着をしているのかということについては、また比較検討したその経過についてまでは示されておられません。2014年度の自転車等の駐車対策に関する総合計画がありましたが、この中での有料化案の部分がそのまま抜き出された格好になっているというところ

かと思えます。

財政負担を圧縮しつつ、効果的な公共サービスの提供を図るというふうにはそこでは書かれたわけですが、これが主たる目的となっているのではないかというふうに思います。

まず前提となっている利用の現状についてお伺いしたいというふうに思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 利用の現状についてでございますが、平成25年3月に東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画策定に伴う調査報告書を作成してございます。その調査報告書の中で、平成24年10月に実施しました自転車等駐車場利用者アンケートの結果、5駅分でございますが、こちらの結果が出ておりますので、こちらで申し上げたいと思います。

まず最初に、年齢層の割合についてでございますが、10歳代が9.3%、それから20歳代から60歳代までが10%台となつてございまして、最後に70歳代以上が4.5%ということで、10歳代から60歳代まで幅広く自転車等駐車場を利用しているということになります。

また利用車種についてでございますが、自転車利用が96.4%、原付のバイクが1.9%ということになってございます。その利用目的でございますが、通勤が76.4%、通学が14.5%、この2つ合わせて90.9%となっております。また買い物物が2.7%、あとはその他ということになってございます。

利用者の方の居住地でございますが、まず東大和市民の方が60.2%、武蔵村山市民の方が20.1%、これは武蔵村山市民の方で玉川上水駅に限定しますと、その中では40.1%という結果が出ております。また上北台駅では32.4%、桜街道駅では25.5%という結果が出てございます。それから、東村山市民の方は7.4%でございますが、ほとんどが武蔵大和駅の利用の方で、武蔵大和駅に関しては25.5%ということになってございます。それから小平市民の方は2.8%、こちらについては東大和市駅がほとんどの方で、東大和市駅だけで申し上げますと14.8%となっております。また立川市民の方は3.1%、それからその他としまして6.3%となっております。

それから、自宅から駅までの距離でございますが、500メートル以内にお住まいの方が13.1%、1,000メートル、1キロ以内にお住まいの方が53.2%となっております。この1キロ以内の近距離からの駐車場利用者がたゞだいま53.2%と申し上げましたが、雨の日の代替交通手段のアンケート結果も出てございまして、結果としまして徒歩が約38.6%となっていることから、徒歩圏内からの駐車場利用者が多いと思われるというような結果が出てございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 4時54分 休憩

---

午後 5時02分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**1番（森田真一君）** それでは、引き続き行わせていただきます。

今ほど主に利用者増ということで御紹介いただきました。利用者の9割の方が通勤通学で毎日のように使われているということや、また比較的近隣からの利用も多いということや他市からの利用も多いということを今お話しいただきました。

そういった中で、現状の収容能力を超えて、率直に言って場内が自転車で、放置自転車も含めてなんですが、

あふれ返って非常に利便が悪くなっているという話も市長の御答弁の中でも紹介されましたけれども、ここではちょっと私、拾わせていただきますけど、この市のアンケートの中でも大体皆さんおっしゃられているのがまず駐輪収容能力の絶対的な不足だと。それからまた、放置自転車がなくて、これがかなりの数になって容量を塞いでいるということ、それから有料駐輪場を運営している小平市ですとか、こういったところに本来は入れていただくべき方がこちらの無料の市営駐輪場に入ってきていると、こういったこと、それから困っているということという、駐輪場での盗難ですとか、それから整備が不十分で屋根があったものが修理がされてないとか、舗装がされない、照明が暗い、ラックがないと、こういったようなことで不便だということに感じているということがアンケートの中でも紹介をされております。

ちょっと数字でお伺いしたいと思うんですが、現在の収容能力、坪何台ほどあって、そのうちで放置自転車で埋められていると、こういうのは大体どれぐらいの程度あるのかということをお聞きます。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 平成26年3月に策定しました東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画のデータでございますが、5駅の収容台数、全部で28カ所ございまして、全体で9,485台です。こちらにつきましては玉川上水駅南口の立川市管理の部分も入ってございます。この中で市が設置している駐車場につきましては19カ所で4,213台ということになってございます。

また、放置自転車の撤去の返還の関係でございますが、駐車場内の長期放置、こちらが平成23年度で1,169台ございまして、返還が29台となっております。また、放置禁止区域での路上での撤去でございますが、823台撤去しまして、返還が550台となっております。これを見ますと、駐車場内の長期放置、返還率が2.5%しかございませんということで、ほとんどの自転車が駐車場内に処分しているものと思われま。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** これは本当嘆かわしいことではあるんですけど、今自転車も低価格化して粗末に扱われてるっていう、実際そういうこともありますので、そういうことの反映でもあるのかなと思っております。これについてはもうちょっと別の角度から分析や対策が必要なのかなというふうに思っております。

さて、こういったさまざまな不便を解消するというので、具体的には有料化をしながら整備を進めるというのが市で示されてる計画なわけですが、利用者の負担額について例ではお示しされていますが、全体的にちょっとまだよくわかりません。ここで利用者負担の案についてお伺いします。

9月の資料では、大人で年間約2万円弱と、定期で利用される場合大体それぐらいになるということなんですけど、学生さんについてはどの程度になるかと思込まれるんでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 各駅周辺の自転車等駐車場整備計画（案）の中でお示ししましたが、その計画案の中の利用料金案、自転車大人一般としまして屋根なしの料金を載せてございます。一時利用が100円で定期利用1カ月1,800円、3カ月5,100円、6カ月9,700円ということで載せてございますが、学生の料金につきましては、その大人一般の料金に対しまして25%の割引を考えてございます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** そうしますと、例えば御家庭当たりでいうと、もちろんいろんな御家庭あるわけですけども、例えばお父さんが会社に行くときに駐輪場を利用する、それから高校生のお子さんがお一人でもいらっしゃるって通学で利用すると、こういうような場合なんかでいったら3万円を優に超える年間の負担と、こういうことになるわけですし、単身者の方でも通勤で使われる方なんかだと2万円近く負担があるということになるわけです。これはこれまで行われた使用料、手数料の見直しの中でも最大級のものになるのではないかと

うふうに思うんですが、市の利用者アンケートの中でも有料化されたら徒歩や他の駅、他の駅というのは多分無料のところということだと思んですが、駅を利用すると答えられたのはおよそ1割ぐらいで、あとの方は金額次第で容認できるかとその時点で考えているのはおよそ4割ということで、場合によっては、駅によっては、かえってこれまでなかったところに放置をすると、このような反作用もあるんじゃないかというふうにも心配されるんですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在計画策定に向けて詳細を検討しているところでございますが、その整備計画では、1点目に放置禁止区域を現行の範囲からさらに拡大する計画でございます。また2点目としまして、放置撤去作業を現行月2回行っておりますが、それを週3回に強化する予定でございます。また3点目としまして、放置自転車撤去手数料について抑制を推進するため、また手数料の他市との均等を図るため改定を考慮しております。この3つを実施することによりまして放置自転車の抑制等を促し、安全な歩行空間の確保など生活環境の改善を図るものとしてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 有料化をするとまたその放置自転車対策の範囲を広げなきゃいけなかったりしてコスト高になるということもあるでしょうから、ここはちょっとジレンマなのかなというふうに思いますが、そうやってさまざまな課題を挙げられたわけでありまして、利用者負担の適正化を行えば適度な利用の抑制と財源確保が両立できるとこの案の中では仮定されているものと思います。財源論をいうのであれば、まず第一に事業により受益をされている鉄道事業者に受益者負担、原因者負担として応分の負担を求めるべきだということも考えられるわけでありまして、この点ではこれまでどのように対応してきたのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現状においてでございますが、東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅周辺におきまして、鉄道事業者でございます西武鉄道さんから市に土地を無償で借り受けている箇所、東大和市駅2カ所、武蔵大和駅1カ所の3カ所がございます。また西武鉄道さんが有料の自転車等駐車をみずから設置し運営している箇所が東大和市駅3カ所、玉川上水駅で2カ所ございます。これは通称自転車法と言われてます国の法律や市の東大和市自転車等放置防止等に関する条例で、鉄道事業者は自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならないという趣旨の規定に基づきまして、過去におきまして市から西武鉄道にお願いしてきた部分の結果であるということと考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

同じく、他市からの利用者、または他市との負担の公平ということであろうとどういう対応をされているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今までは無料の駐車場として場所の提供をするということで対応してきてございましたので、他市からの利用者との差は設けてはございません。現在行っております計画については、他市からの利用者の扱いについては現在検討中でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 前にちょっと何かのときに教えていただいたところでは、武蔵村山市には当市の市営駐輪場の整備に当たっては一部拋出をしてもらったりだとか、いろいろそういう工夫もしているというふうに伺ったかと思うんですが、じゃこれはそういうことも含めてこれから隣接市にもお願いするというところでよろしいんですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後他市の方の利用の方につきましては、状況を勘案しながら考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先ほども紹介ありましたけども、ただいま玉川上水なんかだと武蔵村山の方が使われているのが4割だとか、それから東大和市駅でいうと小平の方が使っているのが15%ぐらいとか、東村山の方が武蔵大和の駅の周辺で利用されているのが25%ぐらいとか、アンケートの資料の中にはあったんですけども、これだけ他市からさまざまな形で乗り入れがあるのに、いってみれば、こんな言い方も何かとは思いますが、何でも、何で当市の市民と一緒に責任をとって有料化を引き受けなければならないのかっていう、こういう声も実際のところあるんです。これについては市はどういうふう考えられているんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 各駅周辺の自転車等駐車場整備計画案でお示しましたように、運営に当たっては自転車等駐車場の安全性、利便性、快適性の向上を図るための設備の設置や管理による経費が必要でございます。市が継続してサービスを行っていくためには、鉄道事業者等との役割分担を図るとともに、自転車等駐車場を利用する市民の方と利用しない市民の方との公平性を考慮することが必要であると考えてございます。

そのため、自転車等駐車場を有料化し、受益者負担の適正化を図るとともに、近距離からの自転車利用者の利用抑制を図り、さらに民営自転車等駐車場の経営安定化に寄与させるものであると考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） いろいろな考え方あると思うんですけども、私はこれだけ他市の方も重複して利用するという実態があるんだから、これはいってみれば道路を誰が通っても共用で利用していると、こういう状態とほとんど変わらないんじゃないかなというふうに思えます。ですから、ここでは例えば都市計画税を財源として活用するというのも当然求められるというふうに思いますし、財源論の面でも、利用者実態の面でも特定の利用者が特別に便益を得てるから税外負担を求めると、こういう意味での有料化案はもう少し見直しをすべきではないかというふうに考えます。市の見解を改めて伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） このたびの有料駐輪場、自転車等駐車場の整備につきましては、自転車利用に関しましてさまざま抱えてる課題に対して、市が実施すべき対策といったものを総合的に考えたものでございます。自転車法では、自転車等の駐車需要の著しい地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置を地方自治体が行うべきだということで責務という形で求めています。利用者に適正に負担をいただくといったことは、一方では自転車を利用しない方がいる中で公平な受益者負担を実現するものであるというふうに考えます。

また、最近では多くの箇所民間事業者が運営をしているということもございまして、民間の経営の安定化を図ったり、経営の改善に寄与するものというふうに考えているものでございます。

駐車場を整備いたしまして、あわせて先ほど土木課長のほうで御答弁申し上げましたけれども、放置対策を強化することで駅周辺を安全で整然とした公共空間として維持するとともに、秩序ある自転車利用の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ここでは意見としておきますけれども、整備をする、そのためには財源が必要だ、財源は市から見れば限りのあるものだから、ここは利用者にも一定負担して、さらに負担していただくと、こういう話になるわけですけども、そもそもこの放置自転車対策とかは都市計画税を財源に張りつけるというのが国

土交通省の資料なんかでも出ておりました。これは建設環境委員会で所管調査やったときに私もちょっと調べてみたらそういうような例示もされておりましたんで、バランスの問題はもちろんあると思いますし、それから、何でもかんでも無料がいいかどうかというのはまたそれぞれの駅の特徴みたいなこともありますから、単純化する必要はないと思うんですけども、例えば建設環境委員会で以前に他市の事例ということで見に行ったところもありますけれども、駅にすごく近いところは有料化にして、遠いところは無料のまま残したとか、さまざまな形がありました。ですから、ここではまだ素案的にしかお示しされてないですけども、そういった柔軟な形での負担のあり方というようなことがあってしかるべきかと思います。

それから今、都市計画税のこと私申しましたけれども、実は他市のホームページなんか見てみますと、都市計画税ってさまざまなところに使いますから、これはどういうところにどれだけ使ったんですよと、こういうようなことを毎年資料を出してるんですよ。それ出してる自治体も、基本的には国は出してくださいねということを自治体に呼びかけてるんですけども、当市については計算はもしかしたらされてるかもしれないけども、一般的に公表されてはいらっしやらないようなんで、こういったことも目に見えるような形にさせていただきながら、どういう財源の配分がふさわしいのかっていうことについても市民的に議論ができるようにぜひ工夫をいただければということもこの際ですので申したいというふうに思います。

この項についてはこれで締めさせていただきます。

それでは、続きまして、図書館の指定管理者制度の導入について伺います。

現在は図書館地区館への指定管理者制度導入の検討が公の施設のあり方検討委員会から市長に報告をされて、これを受けて方針として決定し、教育委員会に検討を指示しているということかとというふうに先ほどの企財部長からの御説明を解釈いたしました。

言いかえると、指定管理者制度の導入によって経費の増加を抑制しながらサービス量をふやすことができるかどうか、また担当部局で導入によってその効果が得られるか、また副作用がないかどうかということを検討する段階に今あると。それを教育委員会が独自の権限で判断をされていくと、こういうところに来てるのかどうかってことだけ確認させてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 本年8月10日に市長からいただきました依頼に基づきまして、教育委員会では今後指定管理者の導入について検討を進めていくことにしておりますが、この検討する内容について少しお話しさせてもらいたいと思いますけども、まず内容としましては、まずもって経費の削減という視点ではなく、指定管理者制度の導入によってどのくらい開館日や開館時間の増ができるのか、またソフト面でどのような利用者サービスの向上が図れるのか、そして、議員が副作用と言われておりますけども、恐らく指定管理者導入の弊害のことだというふうに理解をしますけども、そのような弊害をどのようにクリアをしていくのか、さらには導入に向けてどのような手続が必要になってくるのかと、そういうことを検討していくということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 今週8月8日付のあり方検討委員会報告の中で、指定管理者制度導入第2次移行計画というのがありましたけども、この中には桜が丘と清原の両地区館に導入をした後、効果を踏まえて中央図書館への導入を検討することを別途としてするということが書かれております。これ、2段階で検討されるっていう理由は何なんでしょうか。館の役割が違うからとか、そういうことなんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 2段階にする理由についてということでございますけども、今回の件につきま

しては、休館日が多いとされます御指摘、それから御要望に対しましてまず2つの地区図書館について改善を図るため、地区図書館のみに指定管理者の導入を検討するものであります。また一方、中央図書館につきましては、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の第2次移行計画の中では引き続き民間活力導入対象施設としていくということとしてございます。そのことから、地区図書館と中央図書館を分けて考えたということが議員の言われる2段階になる理由になるかなというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） また、この計画書の中では、導入によって桜が丘では42日、清原では88日の開館日をふやして、かつ閉館時間を5時から7時までに拡大することができると、このようなことも書かれております。この根拠となる資料などはあるのでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 御質問の資料であります、公の施設の管理運営のあり方検討委員会において民間活力導入の検討を行う資料として事務局で事業者より御提案をいただいた内容を比較できる資料として整えたものであります。事業者より御提案いただきました開館時間及び休館日の設定に基づきまして作成いたしました、議員の御発言にもありました開館日数の部分でございますが、平成28年度のカレンダーをもとに事務局でそれぞれ比較できるものを整えました。その資料におきましては、桜が丘図書館における開館日数は、現行直営の段階では277日、これが提案による指定管理者におきましては319日となりまして、開館日が42日ふえます。また、清原図書館におけます開館日数は、現行の直営では233日ありますが、提案による指定管理者におきましては321日となり、年間で開館日が88日ふえるということになっております。

以上であります。

○1番（森田真一君） では、その際に直営と比べて人員配置の基準や職員の給与等の処遇についてはどのような違いがあるのか、またないのかということについてはどうなんでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの提案におきます段階では、地区図書館の事業といたしまして、私どもからは行政報告書に記載されております図書館の利用状況、リクエストの利用状況、曜日別利用状況、蔵書数、催し物利用状況をお示しし、提案事業者におきまして現行の事業概要を御理解いただいた上で、課題としておりました開館日数の増あるいは開館時間の延長等について御提案をいただくことを主眼といたしておりました。そのことから、人員配置の基準あるいは職員の給与等の処遇についての詳細の提出につきましてはいただいております。

以上であります。

○1番（森田真一君） では、そうなりますと、この条件が直営では成り立たないけども民間事業者で成り立つのはなぜなんだろうということは、その時点では考えられたりとかはしてないんでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 直営で成り立たないものが民間では成り立つ理由ということでございますが、提案いただいた事業所につきましては本年4月1日現在で全国の公共図書館の496館の受託の運営をされております。そのうち308の図書館が指定管理者となっております。全国で運営を行っているという実績を踏まえ、効果的な人員配置を行うことあるいはノウハウを共有することなどにより民間事業者として実施できる開館日の提案あるいは開館時間の提案に至ったものと考えております。

以上であります。

○1番（森田真一君） 今のお話の企業さんは図書館流通センターさんですね。今全国で指定管理導入されている図書館では大体半分はこちらが担われてるということで、いってみればデファクトスタンダードということ

なんだろうと思うんですけども、同社が指定管理者になった例は、調べてみましたら、近隣市では東久留米市がありました。この東久留米市も2013年に地区館に指定管理者制を導入して、現在はちょうど中央図書館への導入も検討しているところだというふう聞いております。ですから、最も当市の事情に近いということが言えるかと思えます。東久留米市での図書館の利用状況ですとか指定管理者のもとで働いてる社員さんの処遇等等については市は情報を持たれているのでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） それでは、東久留米市に地区館の利用状況ですとか職員体制等につきまして確認をしておりますので御紹介いたします。

東久留米市には、東大和市の地区館とほぼ同規模の蔵書数を持つ地区館が滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の3館ございます。全て指定管理者制度を導入しております。

初めに利用状況について申し上げますと、登録者数の比較で申しますと、平成26年度と27年度の比較では、ひばりが丘図書館、こちらは3.5%ふえておりますが、中央館とその他の2館、こちらにつきましては約3.0%から7.2%の減となっております。中央館の例で申しますと、平成26年度は登録者数が1万744人でしたが、平成27年度では500人減少いたしまして1万244人となっております。率にして約4.7%の減となっております。

また、貸し出し数ですが、こちらは中央館が1万5,061冊減、率にして約4.1%の減となっております。滝山図書館が1,601冊の減で、こちらは率にして0.8%の減です。ひばりが丘図書館が3,434冊ふえておまして、率にして2.3%の増、東部図書館が5,683冊減の率にして2.7%の減となっております。

ひばりが丘図書館は登録者数と貸し出し数がふえているんですが、こちらは都営住宅の建て替えに伴う児童も含めた形の人口の増と、こういった要因があるようです。この登録者数及び貸し出し数の比較におきましては、直営であるとか指定管理者であるとかということで、どちらがというような判断はできないような状況というふうになっております。

また、職員体制についてですが、制度導入前は各図書館とも正規職員が、再任用の職員1名を含めまして4人から5人及び非正規職員6人から10人で運営をしておりましたが、制度導入後は12人から15人の職員で運営をされているということです。

ただし、職員の関係なんですが、フルタイムスタッフですとかシェアタイムスタッフというような区分はあるそうなんですけれども、正規ですとか非正規といったような区分ですとか、あるいは職員の処遇の状況、こちらにつきましては、申しわけありませんが把握することはできませんでした。

以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

実は私、この東久留米は20年近く活動したところでありまして、その当時には教育長にも第一小学校の校長先生で大変教育についてはお世話になった、そういうようなこともあって、教育長も東久留米の状況っていうのはすごくよく御存じかと思えますけど、私もそれなりに把握してるつもりなんです。

今のひばりが丘図書館なんかでいうと、URのひばりが丘団地がちょうどリニューアルしたばかりということで、急速に人口ふえ始めているところなんですよ。ですから、利用者増もあったんだろうと、これ当然そうなんだろうと思います。

同時に、東部図書館なんかについていいますと、これは実は近くにUR、また別のがありまして、そこは本来建て替えたばかりだから人口増して、しかも都営団地の中につくってる、建て替えた中につくってる図書館ですから、本来だったら利用がふえるぐらいのはずのところなんです。ところが、そういったところでも減っ

ているということ、滝山についても減っているということで、なるほどなと私思いました。

実は、この東久留米のケースでは、これは図書館関係者の方が読まれてる専門誌で出版ニュースっていうのがあるんですけども、これの2016年9月号でこのことが紹介されてまして、ここで東京学芸大学の山口先生という方がレポートを寄せられています。東久留米では、受託直後、貸し出し冊数が伸び悩んで、貸し出し制限を急遽8冊から30冊にまで引き上げた。これをやることで貸し出し冊数はふえたけれども、利用者登録はそれまで安定して大体登録率25%ということで推移していたんですが、指定管理になってから急減して、受けたその翌年には17%にまで落ち込むと。利用者の図書館離れが急速に起こったと言われています。

この背景には、地区館に配属された市の職員が中央図書館に引き上げさせられて、かわって働いている図書館流通センターの方々の社員はほぼ皆非正規だったため、初歩的な業務さえ支障が出ていると。そういった中で3年間の間でこの図書館での離職率が4割から5割に達していると、こういう状況のもとで運営されているということがその背景になっているということを指摘しております。

しかも、私は本当驚くんですけども、市の職員人件費の削減がここで指定管理導入することでできたんですが、ところが、指定管理料がこれを上回る額で生じて、結果的に経常経費でいうとかえって増大したと、こういったこともレポートされていて、私はよく似た東大和のこの指定管理者導入の計画が同じ轍を踏まないだろうかなと本当に心配をしております。

伺いますが、総務省はこの11月25日付で経済財政一体改革推進に向けた行政改革についてということを書き寄して、図書館管理を含む5分野での指定管理者導入により地方交付税の算定に影響を与えるトップランナー方式と呼ばれる従来の推進施策を転換をして、教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方公共団体の職員として配置することが適切であると、こういうことを通知をいたしました。単にこれは地方交付税の算定の技術的な変更の問題ではなくて、国会論戦などにも照らしてみても、図書館の本来的な役割を問う本質的な方針転換であることは明らかです。

この国の方針転換を受けて、今後どういうふうにかお伺いします。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 御質問の経済財政一体改革の推進に向けた地方行政改革についてですが、平成28年11月25日に開催されました平成28年第19回経済財政諮問会議において高市議員から提出された資料であります。この会議につきましては、議事次第、説明資料、議事要旨が内閣府のホームページ上で公開されておりますので、それを入手したものであります。

まず議事要旨におきまして、高市議員の発言であります。トップランナー方式については、平成28年度に多くの団体で業務改革に取り組んでいる16業務について導入した。平成29年度においては平成28年度から導入した16業務について、経費水準の2年目の見直しを実施するとともに、新たに青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務についてトップランナー方式を導入する。そして、トップランナー方式の導入拡大など、民間議員からいただいた御提言に対しましては最大限の対応をしたところである。それ以外にもさまざまな御提言をいただいているが、地方行政改革の推進については地方団体の理解や協力を得ながら推進していくことが重要と考えていると発言が続いております。

ただ、それ以外の発言はありません。御指摘の部分は、高市議員の提出資料の中で、図書館への指定管理者制度の導入について書かれている箇所としては、参考資料として整えられたトップランナー方式の検討対象業務について、図書館管理についてトップランナー方式の導入を見送ることとするとの記載があるのみでした。

なお、この経済財政諮問会議におきましては、トップランナー方式に言及されたのもう一つ、高市議員

の発言が議事要旨にありましたので、御紹介させていただきます。

頑張る地方支援ということで、トップランナー方式について、来年度予算から残る7業種のうち2業種に導入するという御決断には敬意を表したい。一方で、引き続き検討とされた窓口業務については再来年度には対象かお願いしたい。また、見送るとされた図書館業務など、4業種については地域によっては、例えば公民館の運営を自治会に委託するような工夫をしているところもあるので、地域特性に合った工夫の程度、住民満足度の効率性等について比較、考慮をすることが極めて有意義であり、引き続きフォローアップしていく必要があるのではとお願いしたいとの御発言があり、また、同議員ほか有識者議員が提出した資料の中に、頑張る地方支援とする項目とし、トップランナー方式の残る7業務について対象のさらなる拡大に向けて29年度も着実に検討を進めるべきと記載がされております。

長くなりましたが、紹介させていただきました。

以上であります。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

私たちは指定管理一般について、これは全部だめというような立場ではないので、それぞれの施設の特性に合わせて何が最適かということをつも判断の材料にしているつもりであります。そして、またこの図書館について言うと、高い専門性を持った職能集団でありますから、こういったところに導入するということはどういうことなのかということを経験者の意見も踏まえて考えているところでありますが、先ほどの山口先生のレポートの続きになりますが、結論として次の点を指摘されております。

たとえ地区館から導入して中央図書館の機能を維持していこうとしても、自治体の図書館行政全般への影響は免れられない。職員の非正規率を急増させ、高い離職率により何十年にもわたる蓄積は一気に失われる。図書館行政が現場を失い、専門性を喪失し劣化をする。TSUTAYA図書館でその選書のあり方が大問題になったが、それ以上に行政がそのチェックができないほど基盤を破壊されたこと自体が最も深刻な問題だと思ふと、このようにまとめられております。

市長はほかの議員の方の質問に対して、図書館の中心的機能は選書とレファレンスだと、こうおっしゃられました。もっともなお話だと思いますが、それらは貸し出し等の事務とも有機的に密接につながっているものでありますから、図書館への指定管理者の導入の行き着く先は、それさえも危うくするものではないかというふうに思います。これは意見として申し上げておきたいと思ふます。

それでは、最後になりますが、次に行きますが、小中学校での演劇鑑賞教室についてですが、御答弁ありがとうございます。

これは内閣府の平成28年度文化に関する世論調査というものが最近発表されましたが、1年間に何らかの文化芸術の鑑賞体験があると答えたのは、これは大人だと思ふますが、6割、そのうちの舞台鑑賞は1割ほどにとどまっていると。ないと答えた方の4割のうちの4分の3は時間がない、関心がないと、このように答えております。また、地域の文化的環境の充実策として期待をする施策は何かという設問に対して最多だったのは、子供が文化芸術に親しむ機会を充実させると、これが最多で4割でありました。

親御さんたちは子供にそういう舞台鑑賞等の機会をつくってあげたいとは思っているものの、なかなか実際は難しいと、こういう実態のあらわれではないかなと思ふます。

一方で、学校教育で演劇鑑賞教室等に取り組むのが年々難しくなっているとと言われて久しいです。舞台関係者による機会確保を求める政府や国会などへの働きかけもここ10年ほどはそれさえ手が回らないというような

厳しさがあるようです。

昨今の学校教育においては、先ほどもお話りましたが、財界からの要請ということもあって、子供の教育に英語、プログラミングをと、こういうすぐ役に立つことがたつとばれて、そうでないものについては無駄と切り捨てられ、大学においてさえも文系は不要とされる極端な風潮すらあります。舞台鑑賞も直ちには役に立たないものの一つと巷間考えられてる節もあるのではないかと思います。

先日、ノーベル医学・生理学賞を受賞された大隅先生が、役に立つという言葉が社会をだめにしていて、こういう発言をされて、こうした風潮に一石を投じられたことは大変話題になっています。

当市が40年近くにわたって子供たちに芸術鑑賞の機会を確保して、情操教育にとりわけ力を入れてきたということが多摩26市の中でも群を抜いているということを学校の先生方等からも伺っております。大変すばらしい、誇らしい、そういう施策だというふうに思います。さまざまな工夫の中で引き続きこういった姿勢を残していただければありがたいと思います。

私の一般質問、これにて終わらせていただきます。

以上です。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす15日、16日、19日、20日の4日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時44分 散会